

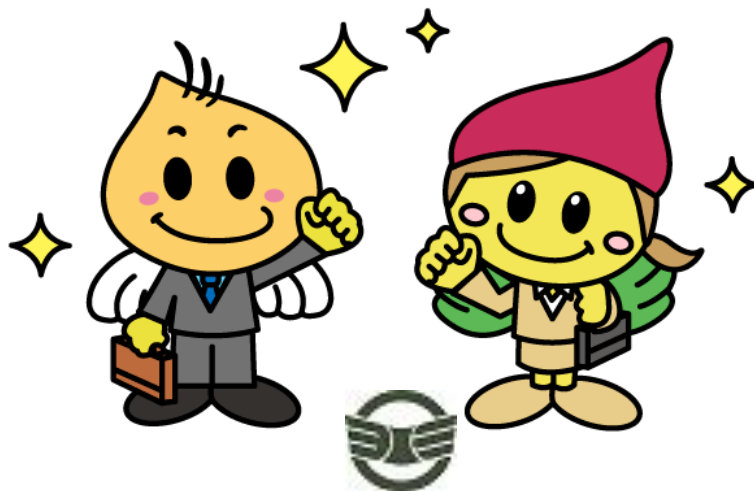
令和2年3月
見直し

みよし 男女共同参画プラン

第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画

平成28(2016)年度～令和5(2023)年度

思いやりと自分らしさを
大切にするまち 三芳



埼玉県三芳町

はじめに



本町では、男女共同参画社会実現に向けて平成19年に「みよし男女共同参画プラン」（第2次三芳町男女共同参画基本計画）を策定し、住民と行政が一体となりさまざまな施策を推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化や国際化などを背景に環境は大きく変化し、新たな課題も生じてきています。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組みの成果を評価するとともに、新たな課題に的確に対応するための行動計画として、「みよし男女共同参画プラン」（第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町

DV防止基本計画）を策定しました。

本計画は、平成28年度から平成35年度までの8年間を計画期間とし「思いやりと自分らしさを大切にすまち 三芳」を基本理念として掲げ、3つの基本目標により構成されています。

また「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進（三芳町DV防止基本計画）」を主要課題のひとつとし、DV被害者の支援にも取り組んでまいります。

本計画をより実効性のあるものにするためには、行政はもとより事業者、関係団体、そして何より町民の皆さま一人ひとりが互いに協力・連携して取り組んでいくことが大切です。本計画の推進について、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました、三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会委員、三芳町男女共同参画推進会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等々ご協力いただきましたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。

平成28年3月

三芳町長 林 伊佐雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 第2次三芳町男女共同参画基本計画の進捗と評価・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 計画の推進
 - (1) 推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 三芳町の現状

- 1 人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 就労状況
 - (1) 女性の就業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 就業率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 方針決定の場における女性参画の状況
 - (1) 各種審議会等における女性の登用状況・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 女性管理職の登用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4章 施策の内容

- 1 基本目標Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり
 - 主要課題1 地域における男女共同参画の推進・・・・・・29
 - 主要課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進・・・・・・32
- 2 基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり
 - 主要課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進・34
 - 主要課題2 生涯を通じた健康支援・・・・・・36
 - 主要課題3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進・37
（三芳町DV防止基本計画）
- 3 基本目標Ⅲ 男女平等の意識づくり
 - 主要課題1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革・・・42
 - 主要課題2 男女平等教育の推進・・・・・・44

資料編

- 1 第2次三芳町男女共同参画基本計画進捗状況・・・・・・49
- 2 第3次三芳町男女共同参画基本計画中間年度進捗状況・・・・・・55
- 3 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査
 - 平成27年度版・・・・・・58
 - 平成30年度版・・・・・・77
- 4 三芳町男女共同参画に関する事業所アンケート調査・・・・・・89
- 5 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会設置要綱・・・・・・105
- 6 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会委員名簿・・・・・・106
- 7 三芳町男女共同参画推進会議要綱・・・・・・107
- 8 三芳町男女共同参画推進会議委員名簿・・・・・・108
- 9 三芳町男女共同参画基本計画策定部会委員名簿・・・・・・109
- 10 三芳町男女共同参画推進会議提言書・・・・・・110
- 11 第3次三芳町男女共同参画基本計画策定の経過・・・・・・115
- 12 第3次三芳町男女共同参画基本計画見直しの経過・・・・・・116
- 13 関連年表・・・・・・117
- 14 男女共同参画社会基本法・・・・・・120
- 15 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・124

1

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 第2次三芳町男女共同参画基本計画の進捗と評価
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進

第1章 計画の策定にあたって

1 第2次三芳町男女共同参画基本計画の進捗と評価

第2次三芳町男女共同参画基本計画は、基本理念に「一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」と定め、3つの基本目標として「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」、「男女がいきいきと暮らせる環境づくり」、「男女共同参画によるまちづくり」を設定し、各種施策を進めてきました。

第2次三芳町男女共同参画基本計画で定めた107事業（所管課回答別事業数：144事業）のうち、達成度70%以上の事業が48.6%、未実施を含め達成度70%に満たなかった事業が51.4%でした。細分化された事業の内容を検証するとともに、関連性のある事業を統廃合する必要があります。

基本目標ごとの主な施策の進捗と評価は次のとおりです。

【基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり】

性別による固定的な役割分担意識の解消と意識改革については、三芳町男女共同参画推進会議との協働によるセミナーの開催や男女共同参画情報誌の発行などの普及啓発により着実に進んでいるものの、家庭生活等における性別による固定的な役割分担意識はいまだ根強く残っており、更なる普及啓発が必要です。

男女平等教育の推進については、児童生徒の発達段階に応じた指導内容の工夫や保護者に対する講座の実施など学校教育、家庭教育において概ね達成しました。

女性に対するあらゆる暴力の根絶については、広報誌等による意識啓発、女性相談の実施等により進んでいるものの、関係機関との連携強化などの課題が残されています。

【基本目標Ⅱ 男女がいきいきと暮らせる環境づくり】

仕事と家庭、地域活動との両立支援については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知、両親学級などの育児支援を実施してきました。今後は男性が家事・育児・介護に積極的に参加できる環境を更に整えていく必要があります。

働く場における男女共同参画の推進については、育児休業・介護休業制度の普及定着に向け、町内事業所へ啓発を実施しました。また、職員に対する育児休業及び介護休業の取得に関する条例を制定し、職員の家庭と仕事の両立を支援しました。育児休業・介護休業制度の更なる定着に向けた普及啓発、男性の育児休業・介護休業の取得者の向上、女性の再就職支援等の課題が残されています。

生涯を通じた健康支援については、保健予防、各種母子保健事業の実施など概ね達成しました。

【基本目標Ⅲ 男女共同参画によるまちづくり】

地域における男女共同参画の推進については、協働のまちづくりフェアの開催など多様な活動主体の効果的な連携促進を図りました。魅力あるまちづくりや地域活動の創出には、女性ならではの意見や参加が不可欠であり、今後も積極的に推進していく必要があります。

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進については、各種審議会等への女性委員の登用は年々増加しているものの、女性委員割合の目標値（30%）は達成できませんでした。男性委員のみで組織されることが慣行化されている審議会等での女性委員の登用など課題が残されています。

国際的協調については、国際情報の収集と提供、NPOなどの民間団体との連携や活動支援を行うなど概ね目標を達成しました。今後は更にNPOなどの民間団体との連携を強化するほか、国際会議等の動向について国・県をはじめとする関係機関より情報を収集し、広く提供していく必要があります。

■第2次三芳町男女共同参画基本計画達成度集計結果

		基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	計画全体
基本計画に定める実事業数		34事業	44事業	29事業	107事業
所管課別回答事業数		55事業	56事業	33事業	144事業
十分達成（90%以上）	事業数	7事業	5事業	5事業	17事業
	構成比	12.7%	8.9%	15.2%	11.8%
概ね達成（70%以上）	事業数	21事業	20事業	12事業	53事業
	構成比	38.2%	35.7%	36.4%	36.8%
やや不十分（50%以上）	事業数	9事業	14事業	9事業	32事業
	構成比	16.4%	25.0%	27.3%	22.2%
不十分	事業数	0事業	4事業	0事業	4事業
	構成比	0.0%	7.1%	0.0%	2.8%
未実施	事業数	18事業	13事業	7事業	38事業
	構成比	32.7%	23.2%	21.2%	26.4%

※事業ごとの進捗状況は資料編に掲載してあります。

2 計画策定の趣旨

三芳町では、「三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－」を策定した平成4年（1992年）以降、平成12年（2000年）に「みよしまち女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」、平成19年（2007年）に「みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）」（以下「前計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして様々な取組を行ってきました。

しかし、家庭や職場、地域活動の場においては、依然として性別による固定的役割分担※1に基づく意識や慣行が根強く残っており、男女が共に家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境の整備や政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、多くの課題が残されております。さらに、深刻化する配偶者等からの暴力被害、男女共同参画の視点に立った防災対策などの課題にも対応する必要があります。

こうした状況を踏まえ、前計画の計画期間終了に伴い、これまでの取組を検証し、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みよし男女共同参画プラン（第3次三芳町男女共同参画基本計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

【策定経過】

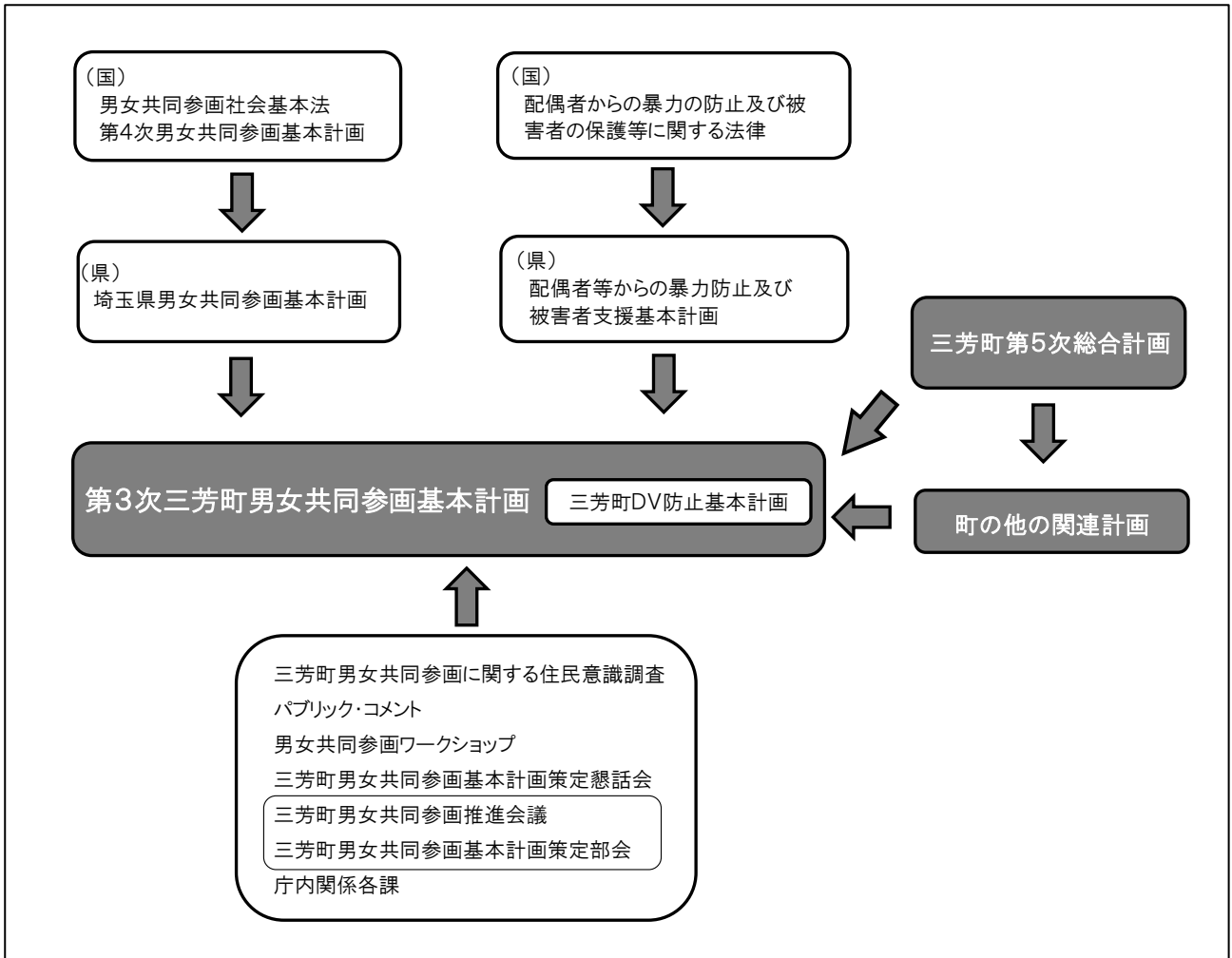
平成 4年3月	「三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－」
平成12年3月	「みよしまち女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」
平成19年3月	「みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）」

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案し、「三芳町第5次総合計画」や町における他部門の計画との整合性を図り、本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

策定に当たり、関係各課へのヒアリング、「三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会」、「三芳町男女共同参画推進会議」、「男女共同参画基本計画策定部会」で検討・提出された意見、助言を踏まえるとともに「三芳町男女共同参画に関する住民意識調査」、男女共同参画ワークショップや意見公募（パブリック・コメント）を実施し、住民の意見を反映しています。

なお、基本目標Ⅱ「誰もがいきいきと暮らせる環境づくり」のうち、主要課題3「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※2」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定される市町村基本計画（DV防止基本計画）として本計画と一体的に策定するものです。



※1 性別による固定的役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

4 計画の期間

本計画は、平成28年度（2016年）から令和5年度（2023年）までの8年間とし、最終年度は、三芳町第5次総合計画と同じ年度としています。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
三芳町	第2次三芳町男女共同参画基本計画（平成20～27年度）			第3次三芳町男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度） （三芳町DV防止基本計画を包括）								
	三芳町第4次総合振興計画（平成18～27年度）			三芳町第5次総合計画（平成28～令和5年度）								
埼玉県	男女共同参画基本計画（平成24～28年度）			男女共同参画基本計画（平成29～令和3年度）						（策定予定）		
	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）（平成24～28年度）			配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）（平成29～令和3年度）						（策定予定）		
国	第3次男女共同参画基本計画（平成23～27年度）			第4次男女共同参画基本計画（平成28～令和2年度）						（策定予定）		

5 計画の推進

本計画は、家庭や職場、地域など広範多岐にわたるものであり、男女共同参画社会の実現のためには、今まで以上に住民や事業者、各種団体等と行政が連携し、協力しながら取り組むことが必要となります。また、あらゆる施策において男女共同参画の視点に立ち、庁内各課との緊密な連携のもとに、総合的・効果的な施策の推進が必要となります。

（1）推進体制の整備・充実

- ①（仮称）共生社会推進条例の制定検討
- ②男女共同参画推進庁内連絡会議の設置
- ③本計画の周知
- ④「三芳町男女共同参画推進会議」との連携強化
- ⑤国・県及び住民・事業者等との連携強化

(2) 計画の進行管理

①進捗状況の調査・評価

②情報収集・提供

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		三芳町男女共同参画基本計画進捗状況調査 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 中間年度事業評価・見直し			三芳町男女共同参画基本計画進捗状況調査 男女共同参画に関する事業所アンケート調査 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査	最終年度事業評価 第4次三芳町男女共同参画基本計画(仮称)策定検討
男女共同参画推進 庁内連絡会議設置							
(仮称) 共生社会推進条例の制定検討							

2

第 2 章

三芳町の現状

- 1 人口推移
- 2 就労状況
- 3 方針決定の場における女性の参画推進状況

第2章 三芳町の現状

1 人口推移

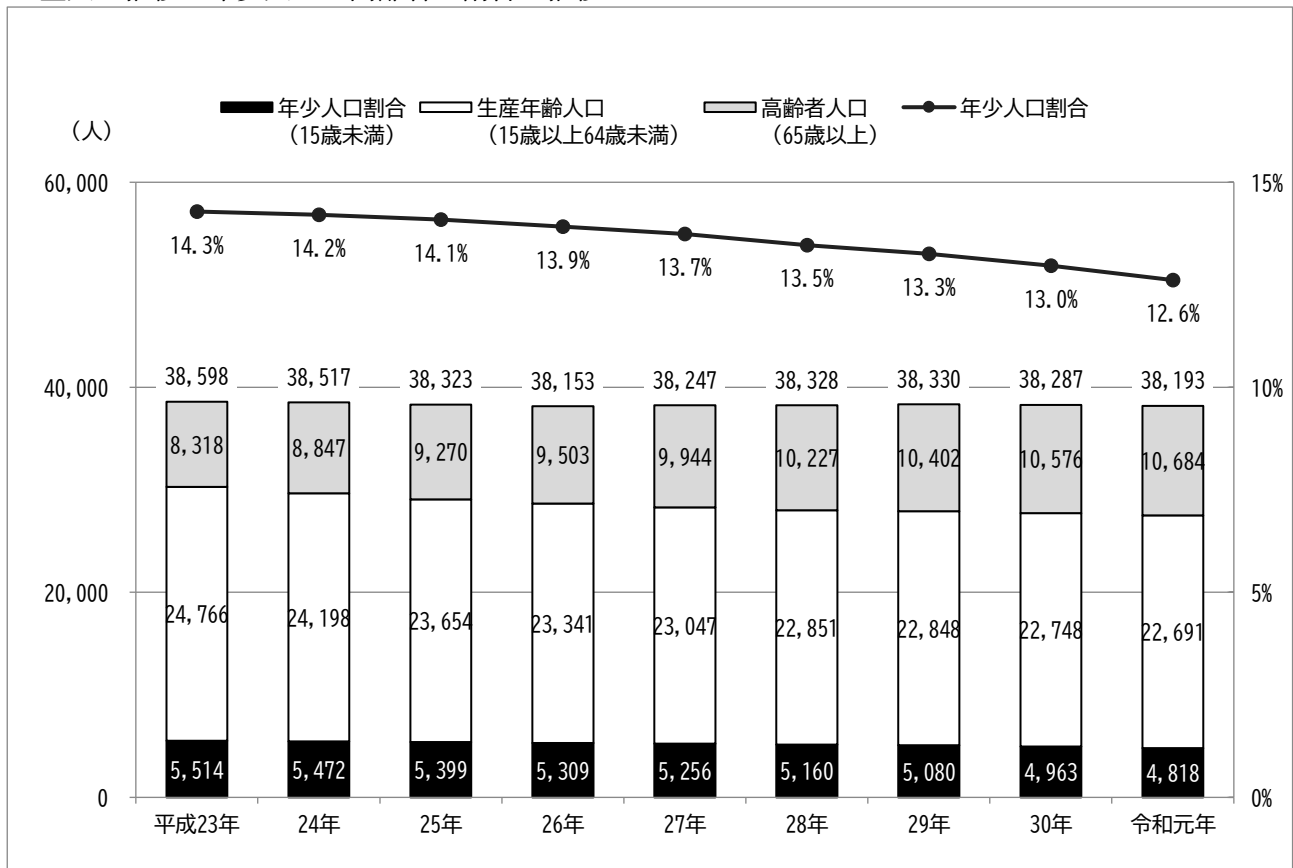
平成27年4月1日現在の総人口は38,247人となっています。

総人口は、平成27年で微増したものの減少傾向で推移しており、平成23年から27年までの減少数を平均すると毎年約90人の減少となっています。

年少人口と生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向で推移しており、平成23年から27年の減少数を平均すると毎年、年少人口が約65人、生産年齢人口は約430人の減少で、高齢者人口は約405人の増加となっており、少子高齢化が急激に進行しています。

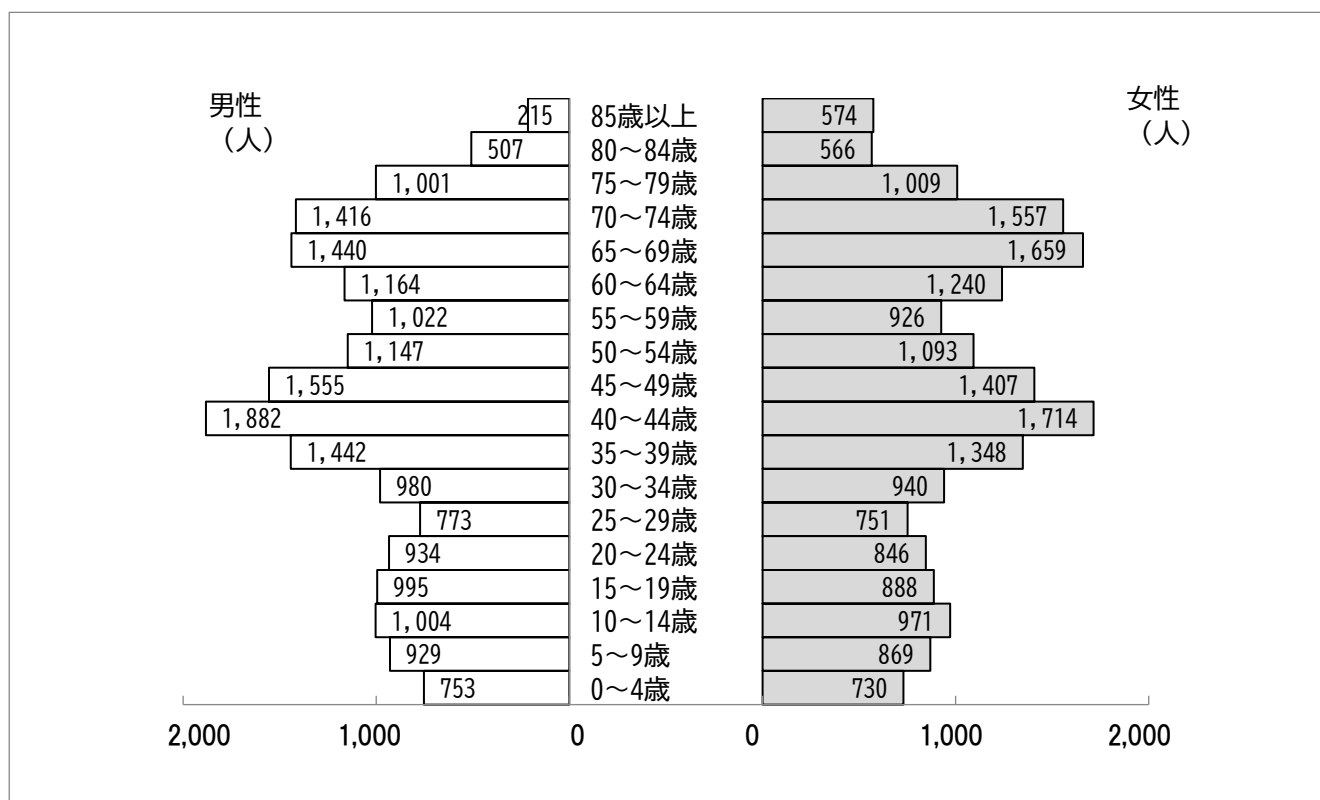
年齢階層別では、男女共に40歳～44歳の年代が最も多くなっています。世代別にみると、50歳代までは若干男性の割合が女性より上回っていますが、60歳代以上は女性の割合が男性を上回っています。

■人口推移と年少人口・高齢者の割合の推移

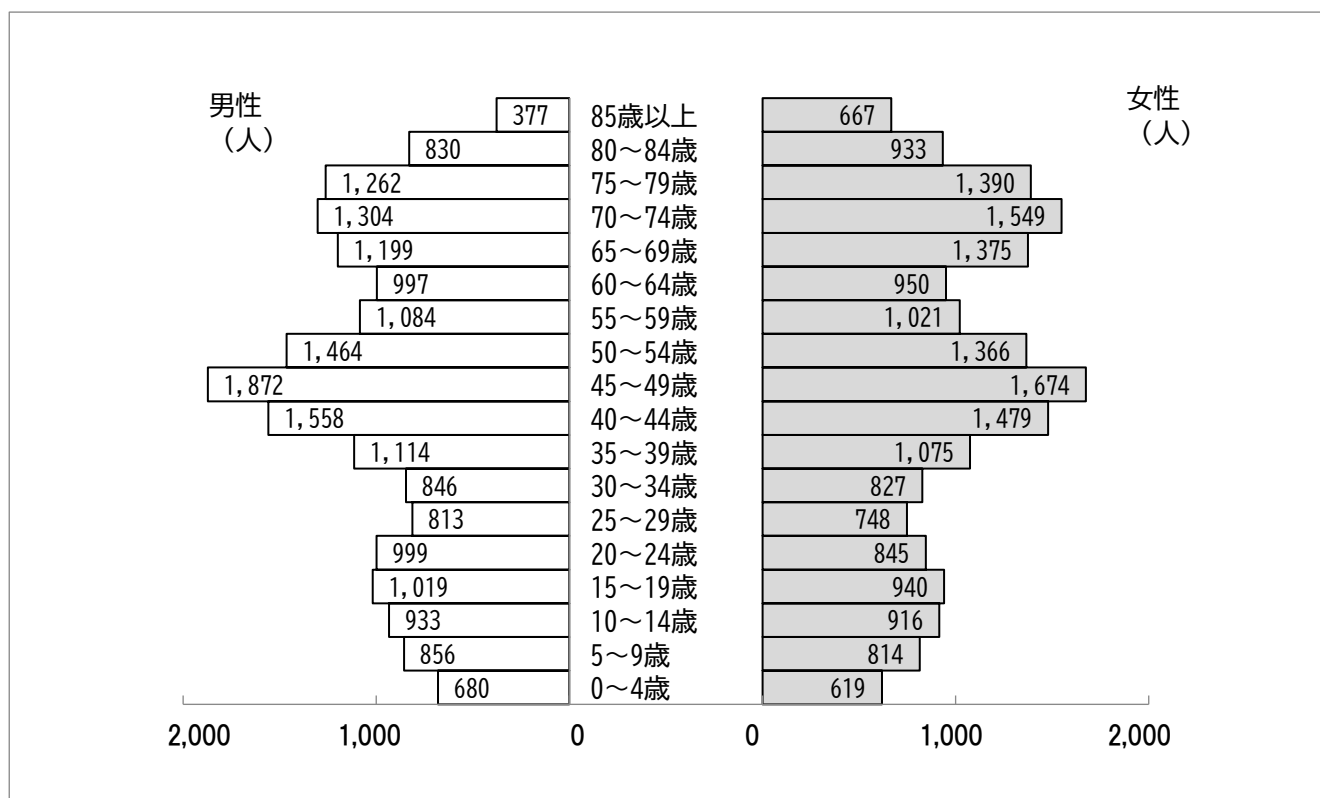


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢階層別人口

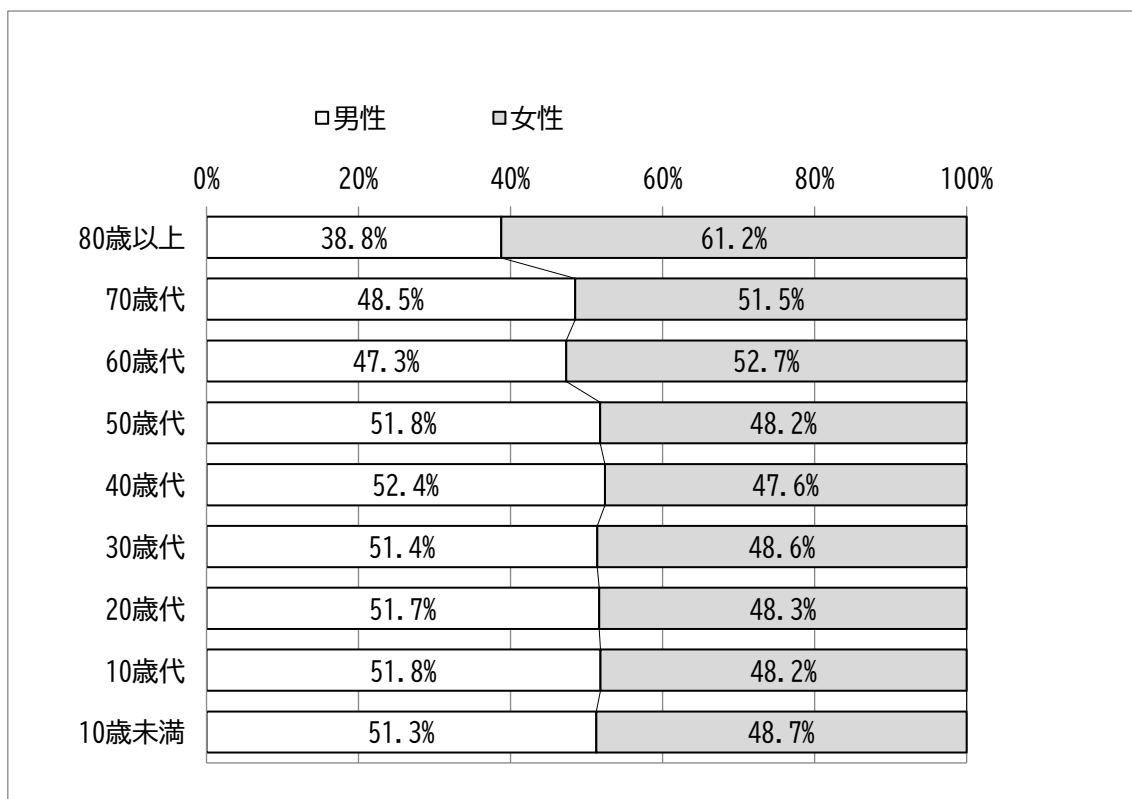


資料：住民基本台帳（平成27年4月1日時点）

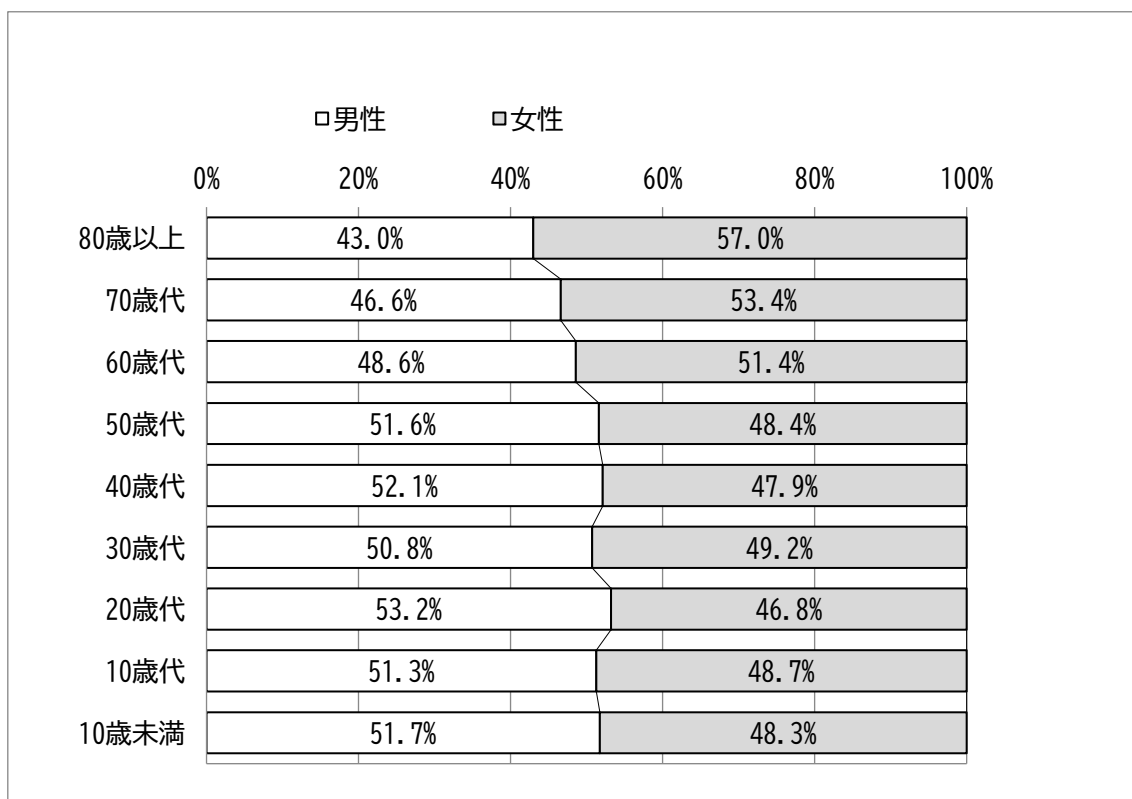


資料：住民基本台帳（令和元年4月1日時点）

■世代別男女構成比



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日時点）



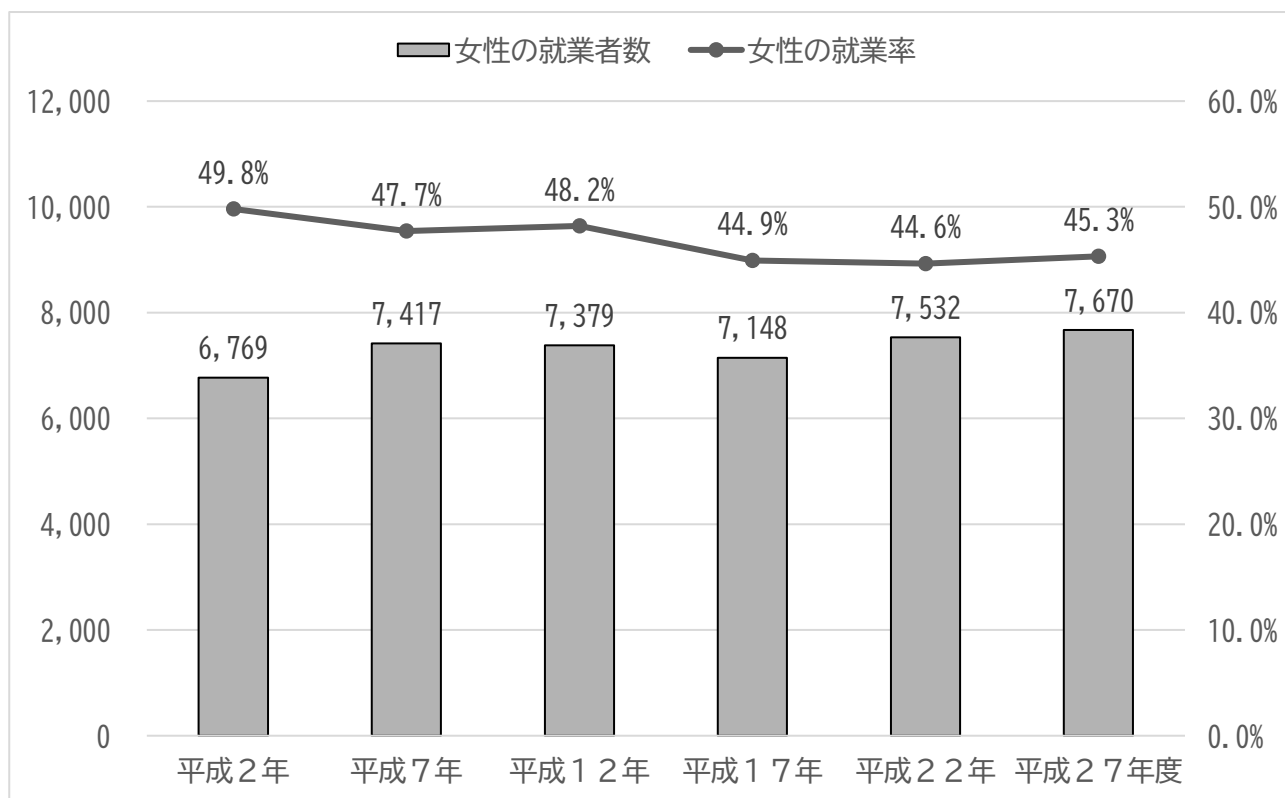
資料：住民基本台帳（令和元年4月1日時点）

2 就労状況

(1) 女性の就業者数

三芳町での女性の就業者数は、ほぼ横ばいとなっていますが、人口に占める女性の就業率※3は減少傾向となっています。

■三芳町の女性の就業者数



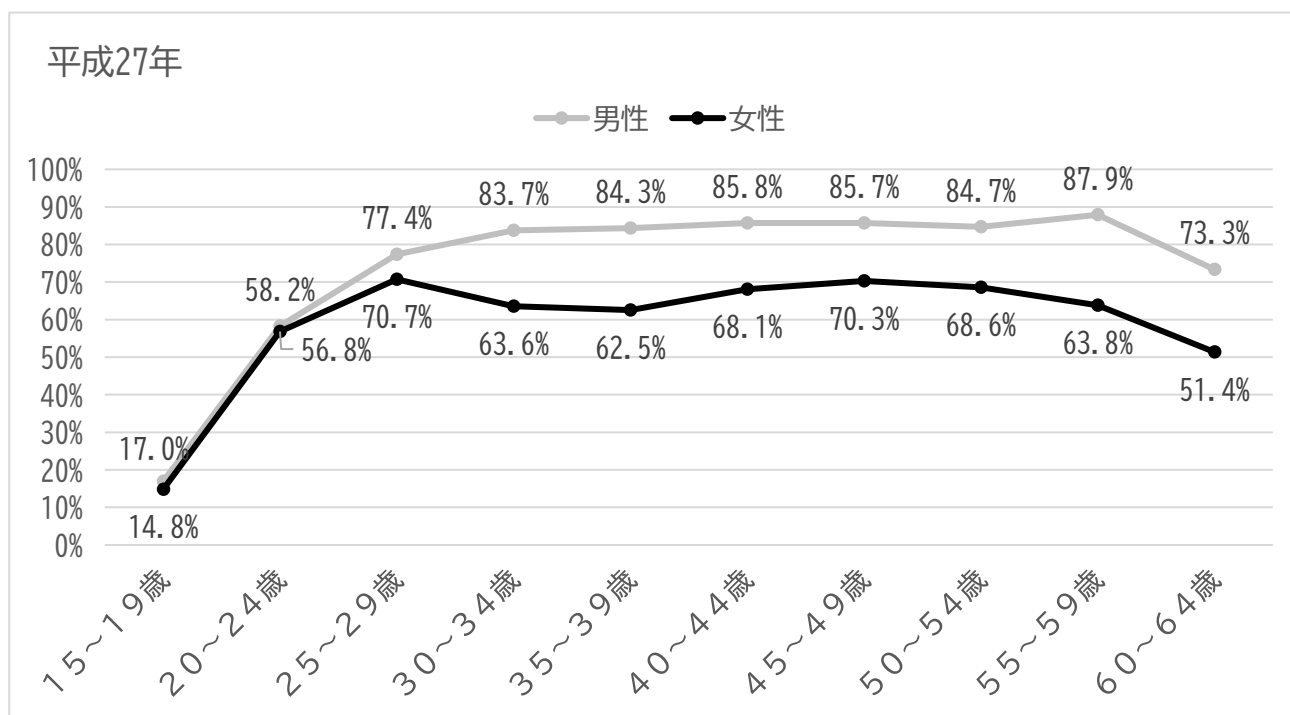
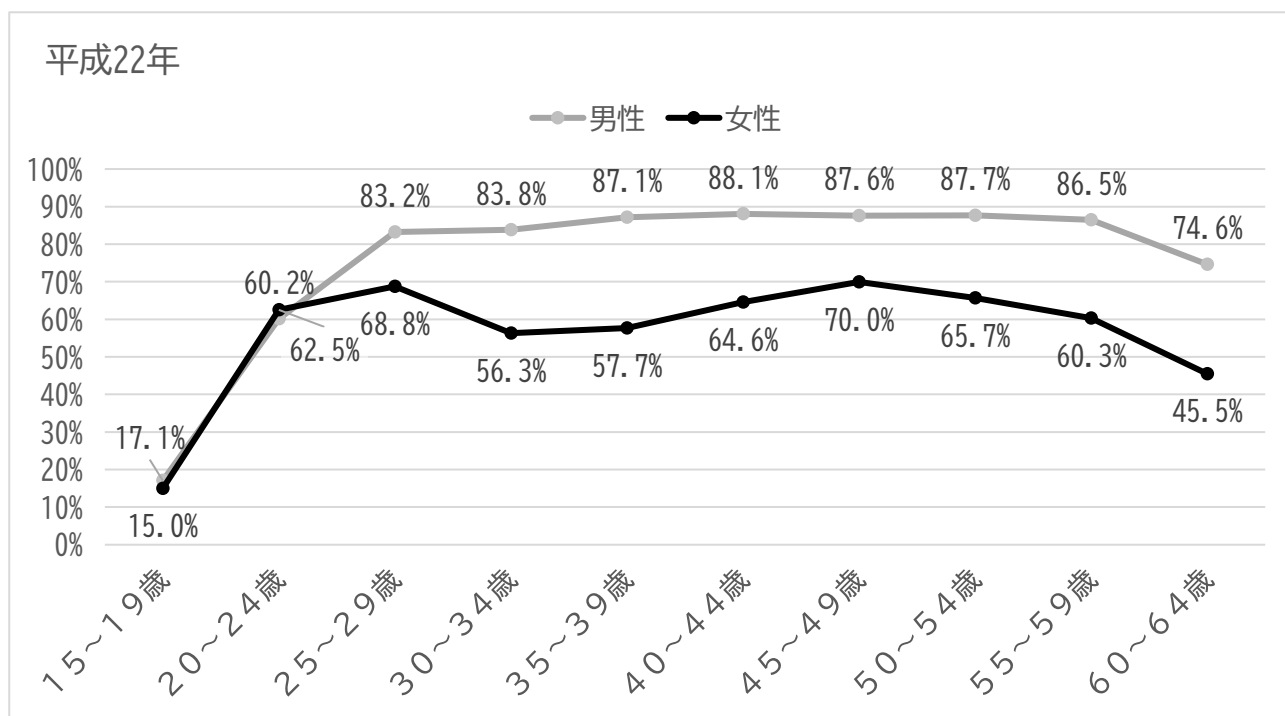
資料：国勢調査

※3 就業率：15歳以上人口に占める就業者数の割合。就業者数は、働いている者（収入を目的とする仕事をしている者）と休業中の者（仕事をもっていないながら病気などで休んでいる者）を合わせたもの。就業率＝就業者数÷15歳以上人口×100%

(2) 就業率

三芳町での女性の就業率を年齢に沿って見た場合、男性の就業率と比較して「M字型カーブ」を示しています。これは女性が30歳前後で結婚や出産により離職するケースが多いため、このような曲線を示していると考えられます。

■就業率（三芳町）



資料：国勢調査

3 方針決定の場における女性の参画状況

(1) 各種審議会等における女性の登用状況

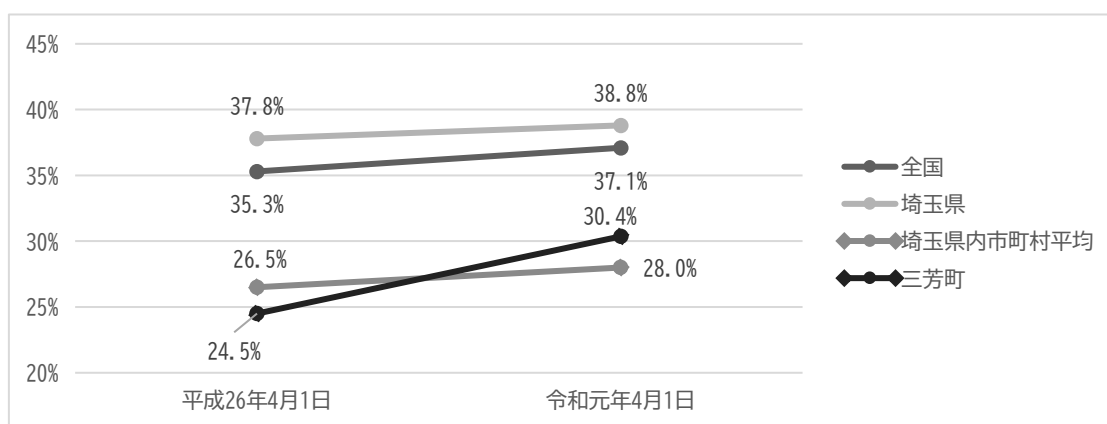
三芳町での各種審議会等における女性の登用状況は、平成26年度で24.5%となっており女性委員比率は年々増加しています。しかし、全国・埼玉県・埼玉県内市町村平均と比較すると下回っている状況です。

■各種審議会等における女性の登用状況（各年4月1日現在）

	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会 ※4 (A)				地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等 ※5 (B)				審議会等及び委員会等 (A+B)			
	委員総数	女性委員数	女性委員比率 (%)	(県内市町村平均) (%)	委員総数	女性委員数	女性委員比率 (%)	(県内市町村平均) (%)	委員総数	女性委員数	女性委員比率 (%)	(県内市町村平均) (%)
平成21年度	293	63	21.5%	25.1%	30	1	3.3%	12.4%	323	64	19.8%	23.9%
平成22年度	283	60	21.2%	25.3%	30	1	3.3%	11.6%	313	61	19.5%	24.0%
平成23年度	272	58	21.3%	25.6%	30	1	3.3%	12.0%	302	59	19.5%	24.3%
平成24年度	257	63	24.5%	26.5%	30	1	3.3%	12.0%	287	64	22.3%	25.2%
平成25年度	258	66	25.6%	27.0%	30	1	3.3%	12.5%	288	67	23.3%	25.7%
平成26年度	252	68	27.0%	27.8%	30	1	3.3%	12.7%	282	69	24.5%	26.5%
平成27年度	291	81	27.8%	27.8%	30	2	6.7%	13.5%	321	83	25.9%	26.6%
平成28年度	281	69	24.6%	27.8%	30	3	10.0%	13.4%	311	72	23.2%	26.7%
平成29年度	273	67	24.5%	27.9%	30	4	13.3%	13.9%	303	71	23.4%	26.8%
平成30年度	275	79	28.7%	28.3%	24	5	20.8%	15.4%	299	84	28.1%	27.4%
令和元年度	279	86	30.8%	28.8%	24	6	25.0%	16.3%	303	92	30.4%	28.0%

資料：総務課、男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

■各種審議会等における女性の登用状況比較



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）

※4 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等：法令又は条例により設置されている附属機関、並びに法律により設置されている委員会及び委員をさします。

※5 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等：教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をさします。

(2) 女性管理職の登用状況

三芳町での女性管理職の登用状況は、平成26年度で26.4%となり、平成24年度以降増加傾向にあり、埼玉県内市町村平均を上回っています。

■女性管理職の登用状況（各年4月1日現在）

	職員総数	女性職員数	女性職員比率(%)	管理職総数 ※6	うち課長級 ※7	女性管理職数	うち課長級	女性管理職比率	うち課長級	(埼玉県内市町村平均)	女性管理職比率(%)	うち課長級
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(a)	(D)	(b)	(D/C)	(b/a)			
平成21年度	320	109	34.1%	104	45	20	5	19.2%	11.1%		22.0%	8.1%
平成22年度	312	107	34.3%	94	20	20	1	21.3%	5.0%		21.7%	8.3%
平成23年度	314	108	34.4%	95	20	24	1	25.3%	5.0%		22.2%	8.9%
平成24年度	307	107	34.9%	95	21	23	2	24.2%	9.5%		22.9%	9.8%
平成25年度	302	108	35.8%	92	24	24	1	26.1%	4.2%		24.6%	10.4%
平成26年度	297	108	36.4%	91	27	24	2	26.4%	7.4%		25.7%	11.0%
平成27年度	302	112	37.1%	90	28	23	3	25.6%	10.7%		26.2%	11.9%
平成28年度	289	110	38.1%	79	27	22	7	27.8%	25.9%		27.7%	13.0%
平成29年度	283	101	35.7%	85	24	18	4	21.2%	16.7%		28.6%	13.6%
平成30年度	279	104	37.3%	83	23	18	4	21.7%	17.4%		29.6%	14.1%
令和元年度	277	102	36.8%	88	24	18	5	20.5%	20.8%		29.0%	14.4%

資料：総務課

※6 管理職：主幹級以上の役付職員（課長・副課長・主幹）

※7 課長級：「管理職」のうち、課長級の管理職職員数（再掲）

3

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本目標

3 施策の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

思いやりと自分らしさを大切にするまち 三芳

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会を実現するためには一人ひとりの生涯において自分らしさや能力を発揮し、家族をはじめ、周囲の関係の中で互いの役割や選択を尊重するとともに、相手の気持ちに寄り添い、思いやりを持つことが大切です。

平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標である、持続可能な開発目標（SDGs）※6では、17あるゴールのうち「5.ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、「8.働きがいも経済成長も」、「10.人や国の不平等をなくそう」、「16.平和と公正をすべての人に」が、男女共同参画社会の実現に強く関連するものとなっています。

三芳町では「思いやりと自分らしさを大切にするまち 三芳」を基本理念に掲げ、全ての人々の人権が尊重され、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭・職場・地域における生活において能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

※6 持続可能な開発目標（SDGs）：平成27年（2015年）9月に国連サミットで全会一致で採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）まで国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴールと169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

2 基本目標

「基本理念」を達成するために、3つの基本目標を掲げ、町、住民、事業者及び教育に携わる者が課題を共有し、共に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標 I

誰もが共に参加できるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野に男女が対等に参画し、多様な人材の能力を活用することにより新たな視点や発想を取り入れることが必要です。

少子高齢化や単身世帯の増加、住民と地域の関係性の希薄化等、社会的変化に対応するには、年齢や性別に関わらず地域活動や地域づくりへの参加を図るなど、思いやりの気持ちをもって男女共同参画の視点をまちづくりに反映させていくことが重要です。

そのためには、各種団体と密接な連携を図り、本計画を推進するとともに、庁内関係機関と連携し本計画の総合的な取組に努めます。

●主要課題

- 1 地域における男女共同参画の推進
- 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

基本目標 II

誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

男女共同参画社会実現のためには、性別にかかわらず、誰もが互いの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭や職場、地域において調和のとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

男女雇用機会均等法※7、次世代育成支援対策推進法※8、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律※9（以下「育児・介護休業法」という。）など関係法令の定着促進のための情報提供、啓発活動を行い、住民の仕事と生活の調和を目指します。

また、法体制の周知だけでなく、生涯を通じて男女の身体的特性を配慮した健康づくりの支援に取り組めます。

主要課題3「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進」を「三芳町DV防止基本計画」として位置づけ、男女の人権が尊重される社会の実現のため、暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等、あらゆる暴力を防止し、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。

●主要課題

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 生涯を通じた健康支援
- 3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
（三芳町DV防止基本計画）

基本目標Ⅲ

男女平等の意識づくり

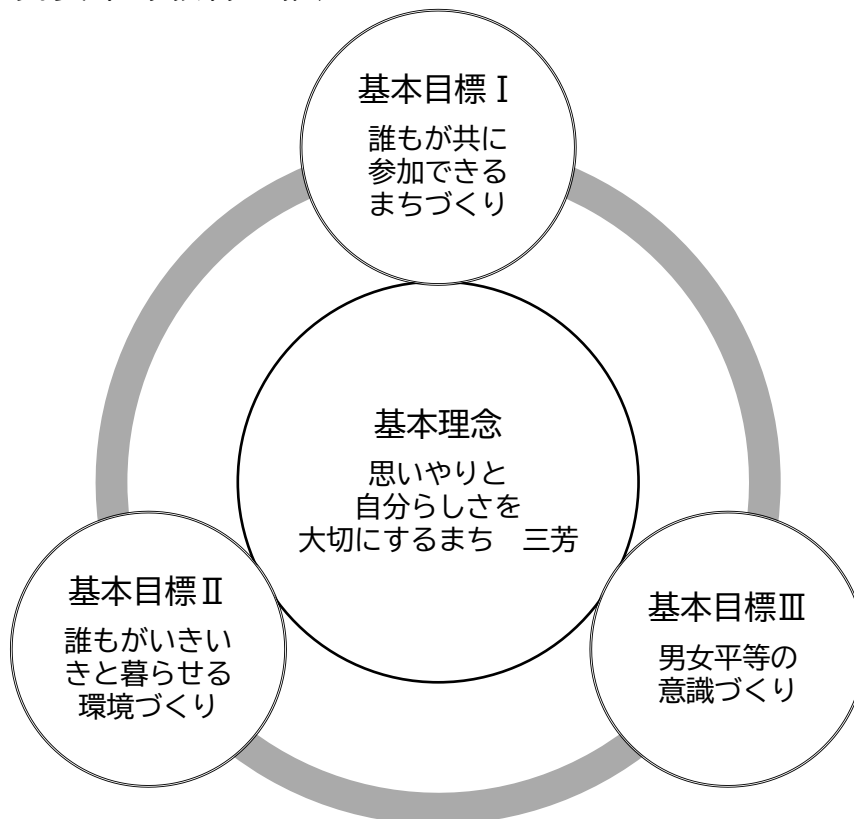
性別による固定的役割分担意識について、平成30年(2018年)の三芳町男女共同参画意識調査では否定意見が全体で61.7%になり、前回平成27年(2015年)の調査59.4%から徐々に差別意識は解消されているものの、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し肯定意見が22.4%と、家庭や職場、地域などに依然として存在し、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因のひとつとなっています。

男女共同参画社会の実現は、女性への支援のためだけではなく、あらゆる立場の人々にとって必要であるという意識を広く社会に醸成していくことが必要です。当事者である女性だけでなく、特に男性や次代を担う子どもたちに対する男女共同参画についての理解、意識の啓発が重要です。

様々な機会や媒体を通じた啓発活動をはじめ、生涯を通じて学習する機会の充実を図ります。

●主要課題

- 1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革
- 2 男女平等教育の推進



※7 男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。均等法と略されることもある。

※8 次世代育成支援対策推進法：急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進していくことを目的としている。

※9 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律：育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。これにより、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としている。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	主要課題
思いやりと自分「らしさ」を大切にするまち三芳	Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり	1 地域における男女共同参画の推進
		2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
	Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		2 生涯を通じた健康支援
		3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進（三芳町DV防止基本計画）
	Ⅲ 男女平等の意識づくり	1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革
		2 男女平等教育の推進

主要施策		事業番号	施策・事業
①	多様な参画を可能にする地域づくり	1	誰もが気兼ねなく参加できる体制の配慮
		2	地域社会における男女共同参画の視点に立った啓発の推進
		3	三芳町男女共同参画推進会議との協働による地域づくり
		4	(仮称) 共生社会推進条例の検討
		5	男女共同参画推進庁内連絡会議の開催
		6	多文化共生と多様な性への理解推進
②	安心・安全な地域づくりの推進	7	男女共同参画の視点に立った地域防災力の強化
①	各種審議会等委員への女性の参画推進	8	審議会等への女性委員の登用促進
②	庁内における女性職員の参画推進	9	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成
①	男女共同参画の視点に立った職場環境づくりの促進	10	町内事業所へのアンケート調査の実施
		11	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
		12	女性の就労・再就職支援
②	仕事と家庭生活の両立支援	13	子育て支援サービスの充実
		14	男性の積極的な家事・育児・介護への参加促進
①	心とからだの健康支援	15	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発
		16	介護予防普及啓発の推進
		17	ライフステージに応じた健康支援
①	あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	18	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実
		19	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実
		20	庁内推進体制の整備・周知徹底
②	DV被害者への支援	21	DVに関する相談・支援体制の充実
		22	住民基本台帳事務における支援措置
		23	女性相談の充実
①	男女共同参画意識の普及啓発	24	男女共同参画意識定着のためのセミナー等の企画実施
		25	多様なメディアを活用した男女共同参画に関する情報発信
		26	職員を対象とした男女共同参画の推進
		27	男女共同参画推進状況に関する調査
①	学校等における男女平等教育の推進	28	男女平等の視点に立った教育の推進
		29	教職員・保育士等の男女平等意識の向上
②	家庭や地域における男女平等教育の推進	30	男女平等の視点に立った家庭教育の推進
		31	男女平等の視点に立った生涯学習の推進

4

第4章

施策の内容

1 基本目標Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり

- ・主要課題① 地域における男女共同参画の推進
- ・主要課題② 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

2 基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

- ・主要課題① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・主要課題② 生涯を通じた健康支援
- ・主要課題③ 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
（三芳町DV防止基本計画）

3 基本目標Ⅲ 男女平等の意識づくり

- ・主要課題① 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革
- ・主要課題② 男女平等教育の推進

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ

誰もが共に参加できるまちづくり

主要課題1

地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭とともに身近な暮らしの場である地域での男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。少子高齢化や単身世帯の増加、住民と地域の関係性の希薄化等の社会的変化は、地域社会の活力低下の大きな要因のひとつになっていると考えられます。三芳町男女共同参画に関する住民意識調査（以下「男女共同参画に関する住民意識調査」という。）においても、平成27年度（2015年度）調査で「地域の活動に参加しているか」との設問に「特に何もしていない」と回答したのは56.0%、平成30年度（2018年度）調査では48.7%と減少しているものの、約半数が不参加という結果であり、住民と地域の関係性が希薄になっていることがうかがえます。

こうした中、年齢や性別を問わず、地域に参加しやすい体制を構築し、持続可能な地域社会を築いていくためには、行政と住民一人ひとりが、共に地域社会の一員としてまちづくりに取り組む必要があります。平成29年度（2017年度）には男女共同参画庁内連絡会議を設置し、平成30年度（2018年度）には三芳町男女共同参画推進条例（仮称）の制定検討を開始する等、行政における推進体制の整備を始めました。今後は、地域開発や地域振興において、女性の意見を積極的に取り入れることが求められます。

また、国際化が進む中で国際交流や国際理解を深めるとともに、外国籍住民の方が暮らしやすいまちづくりを支援し、友好協力関係の緊密化に努めていくことが必要です。

加えて、性的指向や性自認の偏見や差別をなくすために、性の多様性（LGBT、SOGI）※10への理解を深めるとともに、性的少数者が気兼ねなく地域に参加できる体制づくりをする必要があります。

防災関係では、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災において、避難所等での女性に必要な物資の不足や設備の不備、プライバシーなどの問題が明らかになっており男女共同参画の視点を取り入れた防災体制や防災施策の確立が求められています。

※10 LGBT：性的少数者を限定的に指す言葉。性的指向が同性の女性（Lesbian）、性的指向が同性の男性（Gay）、両性愛者（Bisexual）、出生時に法律的・社会的に定められた自らの性別に違和感を持つひと（Transgender）の頭文字をとって組み合わせた言葉。

SOGI：人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかという概念である性的指向（Sexual Orientation）と、自分の性をどのように認識しているのか・性自認どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念である性自認（Gender Identity）をあわせた略語。

事業 番号	事業名	事業内容	担当課
		具体的事業・目標	
1	誰もが気兼ねなく参加できる体制の配慮	庁内各課で開催する各種事業（講座・講演会等）において、年齢や性別、仕事・子育て・介護の状況や障がいの有無に関わらず、誰でも気兼ねなく参加できるよう、男女共同参画の視点に立ち、開催日時や場所への配慮、保育体制、手話通訳、要約筆記など運営方法に対する配慮と支援を充実させます。 ●講演会や講座等の各種事業の開催に際しての配慮（随時）	関係各課
2	地域社会における男女共同参画の視点に立った啓発の推進	多様な年齢の男女が参画し、多様な意見が反映されるよう自治会等の各種団体に対し、男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。 ●各種団体に対する男女共同参画に関する啓発（随時） ●各種団体に対する男女共同参画に関する情報提供（随時）	関係各課
3	三芳町男女共同参画推進会議との協働による地域づくり	三芳町男女共同参画推進会議との協働により、三芳町における男女共同参画への理解を深めるとともに各事業を通じて地域づくりを推進します。また、三芳町男女共同参画推進会議より2年に1度提出される提言書を踏まえた施策の推進に努めます。	総務課
4	（仮称）共生社会推進条例の検討	男女平等だけでなく、性別等を超えた多様性を尊重できる社会の実現に向けて、（仮称）共生社会推進条例について検討します。 ●庁内検討会の開催 ●住民・有識者を含む検討会の設置（令和2年度（2020年度）までに設置）	総務課
5	男女共同参画推進庁内連絡会議の開催	男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画推進庁内連絡会議を開催します。 ●男女共同参画推進庁内連絡会議の開催（随時）	総務課
6	多文化共生と多様な性への理解推進	男女共同参画に関する国際的な動向について情報を収集し提供するとともに、NPOなど民間団体と連携し、多文化共生の観点から在住外国人に対する生活支援を行います。また、性的少数者が気兼ねなく地域に参加できる体制を目指し、性の多様性（LGBT、SOGI）への住民の理解を促します。 ●男女共同参画に関する他自治体や国際的な動向に関する情報提供（随時） ●外国人生活相談の実施（継続） ●性の多様性（LGBT、SOGI）に関する情報提供（随時）	総務課

主要施策②

安心・安全な地域づくりの推進

事業 番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
7	男女共同参画の 視点に立った地 域防災力の強化	<p>地域における防災意識を啓発し、女性消防団員の活動(啓発活動・救命救急指導等)支援、組織の強化・活性化を図ります。また、災害時の避難所における、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努め、性別の違いやプライバシーの保護に配慮した避難所運営ガイドラインを活用し、各避難所運営マニュアルの作成や災害用備蓄物資を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性消防団員の活動支援(随時) ●性別の違いに配慮した避難所運営ガイドラインを活用した避難所ごとの運営マニュアルの作成(令和3年度(2021年度)までに) 	自治安心課

【現状と課題】

女性は人口の約半分、平成27年（2015年）の国勢調査によると県内の労働力人口の41.6%を占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っているながらも、施策・方針決定への参画は極めて低く、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況であり、男女共同参画社会基本法の制定から15年余りを経過した現在も、なお大きな課題となっています。

三芳町においても各種審議会等の女性委員登用状況は、平成26年度（2014年度）で24.5%、平成30年度（2018年度）は28.1%と年々増加しており、全国26.6%・埼玉県内市町村平均27.6%は上回ったものの、埼玉県28.5%と比較すると下回っている状況で、前計画策定時に目標とした女性委員比率30%には届いておりません。

庁内における女性管理職の登用状況では、平成26年度（2014年度）で91名の管理職のうち女性管理職は24名、女性管理職比率は26.4%となっております。平成30年度（2018年度）の登用状況は、83名の管理職のうち女性が18名、女性管理職比率は21.7%と低下しました。

また、女性の区長（行政連絡区長）は平成27年度（2015年度）においては1名で、地域役員等の要職はほとんどが男性で占められている状況です。平成30年度（2018年度）も同様の人数で、変化はありません。

男女共同参画社会実現のためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し、行政や政策、地域社会において、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるよう、引き続き政策・方針を決定する場への女性参画を拡大するとともに、町における女性管理職登用の促進に向けた人材育成・発掘に努め、さらに踏み込んだポジティブ・アクション^{※11}の取組を推進する必要があります。

また、地域や各種団体、事業所等の慣行等により女性が会長やリーダーになりにくい状況であるということが考えられるため、女性が活躍することを阻害する要因を見極め、女性が参画しやすい環境整備をしていく必要があります。

※11 ポジティブ・アクション：積極的改善措置のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。

主要施策①

各種審議会等委員への女性の参画促進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
8	審議会等への女性委員の登用促進	<p>審議会等への女性委員の登用を促進し、性別に偏ることのない審議会等の運営を推進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性委員登用率の拡大(令和3年度(2021年度)までに30%) ●すべての審議会等に女性委員の登用(令和3年度(2021年度)まで) 	関係各課

主要施策②

庁内における女性職員の参画推進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
9	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	<p>各種研修の機会を積極的に提供し、女性職員の意識の高揚と能力の向上を促すとともに、女性職員が管理職をめざしやすい環境整備を進め、女性管理職登用を積極的に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●研修会の開催(隔年1回) ●女性管理職登用の割合(令和4年度(2022年度)までに30%) 	総務課

主要課題 1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランス※12の推進は、企業や経済社会が活性化するだけでなく、健康や個人生活の充実のためにも重要であり、その実現には男女が共に働き方を見直し、個人それぞれの多様な価値観に基づいた生活ができる環境をつくることが求められます。

平成27年度（2015年度）の男女共同参画に関する住民意識調査の結果では、家庭生活（家事・子育て・介護など）を積極的に行うために必要なことについて「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が67.8%、「育児・介護休業制度の一層の普及を図る」が47.3%となっています。平成30年度（2018年度）の同調査では、「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が63.2%、「育児・介護休業制度の一層の普及を図る」が41.9%にそれぞれ減少し、「男性が仕事中心の生き方・考え方を改め、家事などに参加することの抵抗感をなくす」が30.5%から35.8%に、「フレックスタイム制※13や在宅勤務などを普及させる」が31.4%から35.0%に増加する結果になっています。

子育て世代の女性の就業率は男性に比べ落ち込みやすく、全国的に問題になっています。平成27年（2015年）総務省統計局「国勢調査」によると、三芳町の女性の就業率は埼玉県的女性と同様、30～39歳を中心に全国より低くなっています。平成27年度（2015年度）の男女共同参画に関する住民意識調査では、女性が長く働き続けることを困難にしている要因としては「家事・育児との両立」に74.8%、「長く働き続けられるような職場環境の条件・制度が不十分なこと」に55.2%の方が回答し（複数回答）、平成30年度（2018年度）の同調査でもそれぞれ前回の結果を上回る割合の方が回答しています。これらがワーク・ライフ・バランスの実現に大きな障壁となっていることがうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスの重要性を職場や地域社会に広く浸透させていくとともに、男女がお互い協力し、社会の支援を享受しながら仕事と生活の調和のとれた生活スタイルの実現を目指します。

主要施策①

男女共同参画の視点に立った職場環境づくりの促進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
10	町内事業所へのアンケート調査の実施	町内事業所における男女共同参画に関する取組状況について、実態を把握し、事業所における男女共同参画の意識啓発を図るとともに、今後の男女共同参画施策を推進する基礎資料とする目的でアンケート調査を実施します。 ●男女共同参画に関する事業所アンケートの実施（令和元年度（2019年度）・令和4年度（2022年度）に実施）	総務課

※12 ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった生涯の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。仕事と生活の調和。

※13 フレックスタイム制：労働者が一定の定められた時間帯の中で、労働の始期と終期を自由に決定できる労働時間制。

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
11	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供	<p>男女の性別に関わらず働き方の見直しを推進し、働き続けながら安心して育児・介護を行うことができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の普及啓発に努めます。また、町内事業所に対し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{※14}の遵守や職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{※15}防止、妊産婦保護の推進等、法制度等の周知徹底を図るとともに、商工会など関係機関と連携し、男女が働きやすい環境づくりに向けた啓発活動を積極的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三芳町男女共同参画推進会議による啓発活動（年1回） ●事業主に対する啓発活動（年1回） ●ワーク・ライフ・バランスについてホームページ等による情報提供（随時） 	総務課 観光産業課
12	女性の就労・再就職支援	<p>出産や子育てなどのために一時的に仕事を中断した女性の就労・再就職を支援するため、各種講座の開催、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の就労・再就職セミナーの開催（年1回） ●With you さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供（随時） 	総務課 観光産業課

主要施策②

仕事と家庭生活の両立支援

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
13	子育て支援サービスの充実	<p>勤労形態や利用者ニーズの多様化に対応するため、「三芳町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時保育や延長保育、病児・病後児保育など弾力的できめ細かな保育サービスの充実を図るとともに、総合的な子育て支援事業を推進します。</p>	こども支援課
14	男性の積極的な家事・育児・介護への参加促進	<p>男性が積極的に家事・育児・介護に参加できるよう啓発を推進し、各種講座において男性の参加者拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性に対する家事・育児・介護参加の啓発（随時） ●両親学級の参加者拡大 ●離乳食教室の男性参加者の拡大 ●子育て講座の男性参加者の拡大 	総務課 健康増進課

※14 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：平成27年法律第64号。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された。

※15 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または相手方の生活環境を害すること。

【現状と課題】

男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことが出来ないことといえます。

男性と女性では、それぞれ異なる身体的特性があり、男女が互いの性に関して正しい知識を身に付けることが大切です。特に女性については妊娠・出産など男性とは異なる生理的機能を有しており、生涯を通じて男性と異なる健康の問題に直面することもあることから、そのライフステージに合わせた健康教育・健康支援が必要です。

また、平成26年度（2014年度）の特定健康診査受診率は男性が42%、女性が58%で男性の特定健康診査受診率が50%を下回っています。平成30年度（2018年度）は男性が38.5%、女性が47.2%で男女ともに受診率が低下しました。

こうしたことから生涯を通じた健康の保持・増進のため、介護予防の普及啓発、特定健康診査受診率の向上を目指します。

主要施策①

こころと身体健康支援

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
15	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ^{※16} の普及啓発	男女が互いの性を尊重し、妊娠、出産の重要性を正しく理解するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて広く啓発し、その理念の普及を図ります。 ●ホームページ等による啓発（随時）	総務課
16	介護予防普及啓発の推進	誰もが身近な地域で介護予防ができるよう高齢者運動事業を実施するとともに、男性参加者が少ない傾向があるため、普及啓発に努めます。 ●男性参加者拡大に向けた啓発（随時）	健康増進課
17	ライフステージに応じた健康支援	ライフステージにより異なる女性特有の疾病を早期に発見するための各種検診を実施し、健康支援の充実を図ります。また、特定健康診査において受診率が低いことから、健康管理に対する意識の向上を目指した啓発を行うとともに、受診率向上に努めます。 ●乳がん検診の受診者拡大 ●ママのための健康診断受診者拡大 ●広報などによる啓発（年1回） ●特定健康診査の受診率向上に向けた啓発活動（年1回）	健康増進課 住民課

※16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康を享受する権利の事。自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。

三芳町DV防止基本計画

【策定の趣旨】

配偶者等からの暴力（「ドメスティック・バイオレンス」。以下「DV」という。）は、多くが家庭内で行われるため外部からの発見が困難であり、また、加害者に罪の意識が薄い傾向があるため、被害が深刻化しやすいという特徴があります。犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、様々な機関が連携しながら取り組まなければならない緊急の課題です。

DVの被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的役割分担意識など、男女共同参画に関する根本的な問題が集約されています。

平成13年(2001年)にDV防止法が成立し、平成16年(2004年)には「配偶者からの暴力」の定義の拡大、被害者の保護の強化などが盛り込まれた改正がなされ、その後、平成19年(2007年)には配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とすることなどを定めた一部改正が行われました。

ここでは、DV防止法第2条の3第3項に規定される基本計画（DV対策基本計画）として、本計画と一体的に位置付けています。

暴力の種類について

暴力は、身体に対する暴力だけではありません。次のようなものは全て根絶すべき暴力です。

【身体的暴力】

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど直接的なもの

【精神的暴力】

交友関係や毎日の行動を細かく監視する、脅す、何を言っても無視するなど

【性的暴力】

望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど

【経済的な暴力】

生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

【言語的な暴力】

「誰のおかげで生活できるんだ」、「役立たず」などの暴言や命令口調でものをいうなど

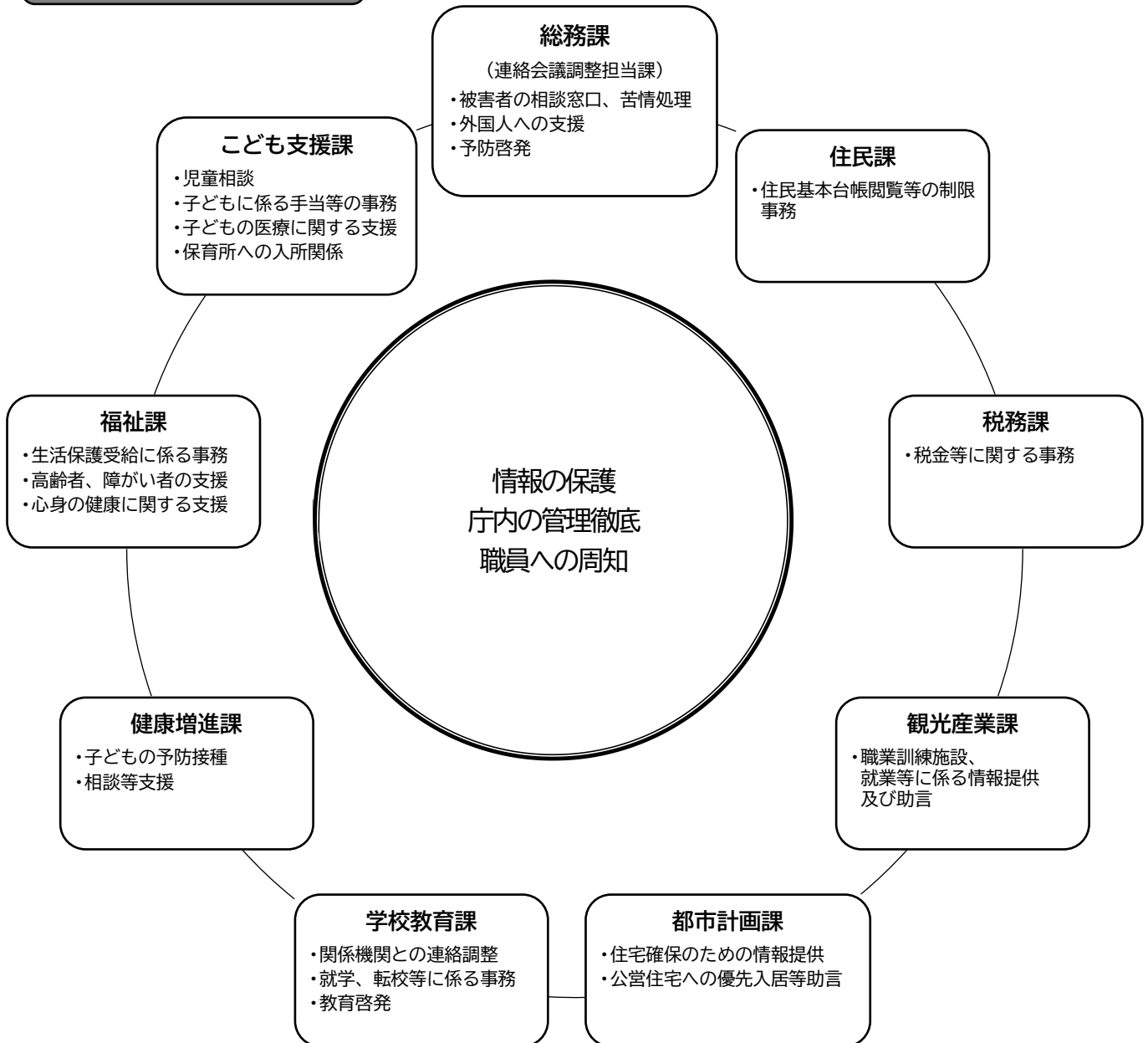
【子どもを利用した暴力】

子どもの目の前で暴力をふるう、被害者が悪いと思わせる、子どもへの暴力をほのめかすなど

【三芳町DV対策庁内連絡会議】

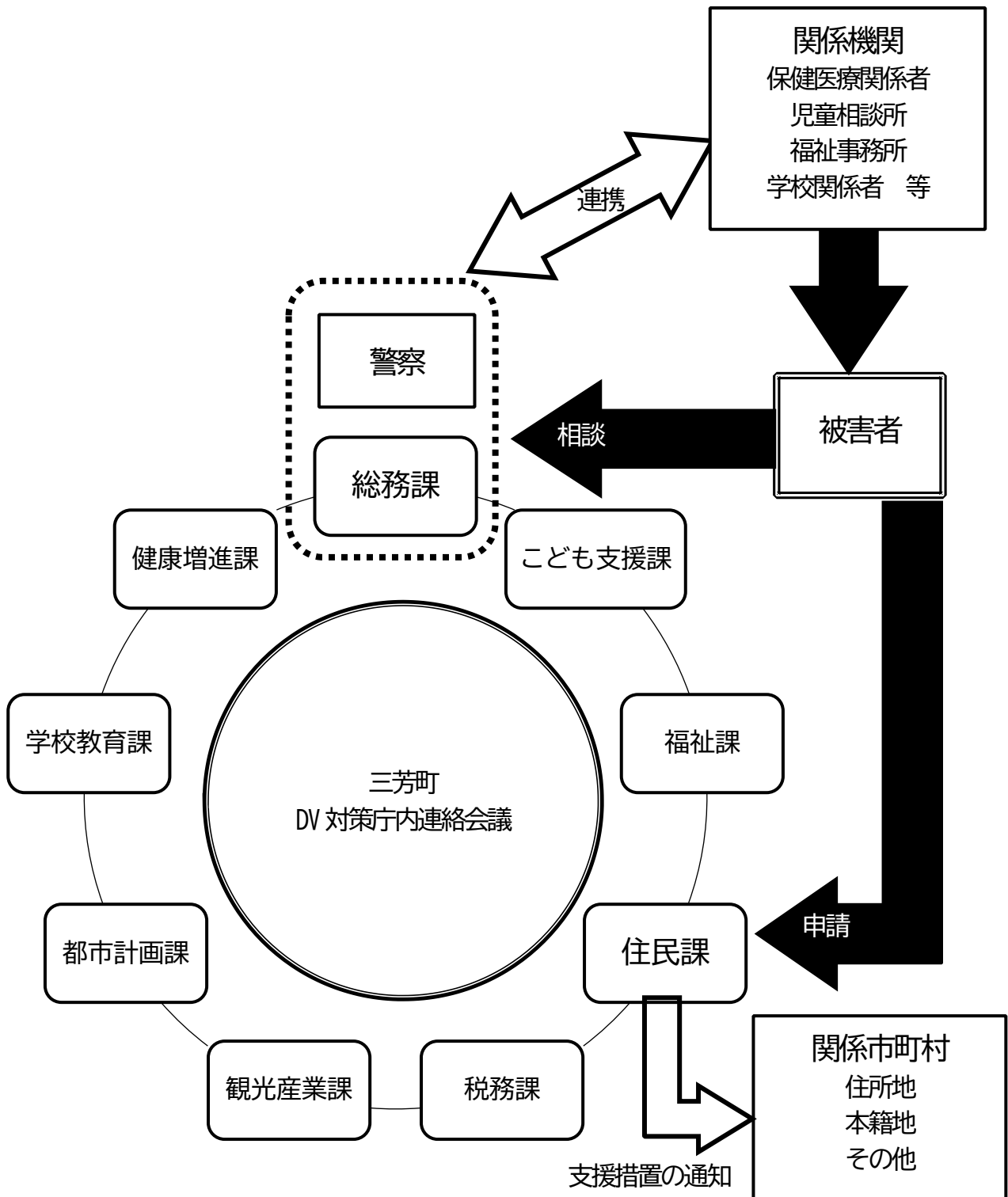
DV被害者にとって必要な支援は、男女共同参画・福祉・保健・教育・就業等、多くの分野に関係することが多く、単独の部署のみで対応することは非常に困難です。DV被害者に関する様々な問題に組織的に対応していくために、各分野の課・職員がDVに対する共通認識を持ち、緊密に連携できるよう、三芳町DV対策庁内連絡会議を設置しています。

組織間の連携・情報の共有



【DV被害者支援の流れ】

DVをめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、被害者に対するきめ細かな支援が重要です。そのためには、関係部署及び様々な分野の機関がネットワークを構築して、その活用を図ることが必要です。



【現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントやデートDV※17、児童、高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者等に対するDVなど、あらゆる暴力は重大な人権侵害です。特に女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、男女がおかれている立場に起因する実態があり、暴力が子どもに及ぶことも少なくなく、あらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な問題となっています。

平成27年度（2015年度）の男女共同参画に関する住民意識調査の結果では、配偶者や親密な関係にある人からの暴力（DV）について、「暴言・大声でどなる」、「何を言っても、長時間の無視」、「危害の不安・恐怖を感じるようなおどし」に「何度もあった」「1・2度あった」と回答する割合が高く（複数回答）、精神的な暴力が高い割合を占めています。また、すべての項目で男性の被害経験の割合を女性が上回っています。平成30年度（2018年度）の調査でも同様の結果でした。また、配偶者や親密な関係にある人からの被害を相談できなかった理由、または相談しようとは思わなかった主な理由について、「相談するほどのことではない」という理由の他に、「相談しても無駄」、「自分さえ我慢すればやっていける」、「自分にも落ち度がある」などが回答する割合が高く、問題を抱え込んでいく状況があることが考えられます。

あらゆる暴力を未然に防止し、DV問題が潜在化することのないよう、一人ひとりの認識を深める啓発やDVに関する情報提供や窓口の周知を徹底するほか、被害者が相談しやすい体制を整備する必要があります。

主要施策①

あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
18	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	DVの防止と根絶のために様々な方法で積極的に情報を提供していきます。 ●広報などによる啓発（年1回以上）	総務課
19	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	デートDVの防止と根絶のために様々な方法で積極的に情報を提供していきます。 ●広報などによる啓発（年1回以上） ●児童・生徒に対する意識啓発と情報提供（随時）	総務課 学校教育課
20	庁内推進体制の整備・周知徹底	庁内におけるDV被害者等の支援体制を整備し関係各課と連携を図るとともに、職員への周知を徹底します。 ●DV対策庁内連絡会議の開催（年1回以上）	総務課

※17 デートDV：交際相手からの暴力。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力（どなる・無視する）、デジタル暴力（メール・着信等のチェック）、金銭的暴力（お金を貸しても返さない・おごられる）、性的暴力（望まない性行為の強要・避妊に協力しない）等がある。男性も女性も被害者になる可能性がある。

主要施策②

DV被害者への支援

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
21	DVに関する相談・支援体制の充実	関係各課及び幅広い分野にわたる関係機関（警察・福祉事務所・民間シェルター等）との協力、連携の強化を図り、情報を共有し、効果的に支援できるように体制を充実します。 ●DV被害者支援マニュアルの改訂・周知・確認（随時）	総務課
22	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の安全を確保するために、住民基本台帳事務において支援措置 ^{※18} を行うとともに、情報管理の徹底及び取り扱いにおける関係職員への周知を徹底します。 ●個人情報の漏洩に対する意識の向上(随時)	住民課
23	女性相談の充実	DV被害者の様々な悩みや困りごとに対し、専門の心理カウンセラーによる女性相談を行うとともに、広報やチラシなどにより周知を図ります。 ●広報などによる周知（年1回以上）	総務課

※18 支援措置：DV被害者等の方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（以下「法」という。）第11条、第11条の2）、住民票の写し等の交付（法第12条、第12条の2、第12条の3）及び戸籍の附票の写しの交付（法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。

主要課題 1

性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革

【現状と課題】

平成27年（2015年）の男女共同参画に関する住民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男女共に約6割が否定的な考えを示しており、前回調査時から割合が高くなっています。一方で、家庭生活（家事・子育て・介護など）の頻度についてのすべての項目において、男性より女性が携わる割合が高くなっており、家庭の中での男女の役割分担について主に女性が担っている現状がうかがえます。

これまでの三芳町での様々な取り組みの結果、男女平等の意識について徐々に浸透していると考えられますが、家庭生活等における性別による固定的役割分担意識は、いまだ根強く残っています。

家庭生活における男女共同参画への意識の向上や家事・育児等無償労働（アンペイドワーク）※19への適正な評価について、男女の性別に関わらず当事者意識を持つよう意識の啓発をする必要があります。

主要施策①

男女共同参画意識の普及啓発

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
24	男女共同参画意識定着のためのセミナー等の企画実施	三芳町男女共同参画推進会議と協働により、性別による役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるためのセミナーの実施や情報誌を発行します。 ●「ヒューマンフェスタ（共に生きる女と男のセミナー）」の開催（年1回） ●男女共同参画情報誌「まなざし」の発行（年1回）	総務課 社会教育課
25	多様なメディアを活用した男女共同参画に関する情報発信	あらゆる分野で男女が平等に参画できる社会をめざすため、多様なメディアを活用して、三芳町男女共同参画基本計画の周知や男女共同参画週間のPR等、男女共同参画に関する様々な情報を発信します。 ●「広報みよし」による記事の掲載 ●ホームページを通じた情報提供（随時） ●男女共同参画情報誌「まなざし」による情報提供（年1回） ●男女共同参画図書の収集と特集コーナーの設置（随時） ●男女共同参画啓発資料の作成及び配布（随時）	総務課 図書館

※19 家事・育児等無償労働（アンペイドワーク）：家庭内の仕事や地域活動など、報酬の支払いがないものの生活に必要な労働のこと。

事業 番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
26	職員を対象とした男女共同参画の推進	<p>男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう職員を対象とした研修を実施します。また、職員が性別にかかわらず、能力を発揮できる職場づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する研修の実施（隔年1回） ●男女共同参画の視点から考える表現ガイドの周知（年1回） 	総務課 全課
27	男女共同参画推進状況に関する調査	<p>男女共同参画に関する住民意識調査、男女共同参画基本計画の進捗状況調査、アンケート調査により三芳町における男女共同参画に関する課題を把握し、検証と評価を行い、「第3次三芳町男女共同参画基本計画」の推進に反映させるとともに「第4次三芳町男女共同参画基本計画」策定に向けた準備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三芳町男女共同参画に関する住民意識調査（平成30年度（2018年度）・令和4年度(2022年度)に実施） ●三芳町男女共同参画基本計画進捗状況調査（平成30年度（2018年度）・令和4年度(2022年度)に実施） ●アンケート調査（随時） 	総務課

【現状と課題】

次代を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、自らの資質や個性に応じて多様な生き方を選択するためには、人格形成が始まる幼児期から、適切な人権意識や男女平等の意識を育み、発達段階に応じた教育、学習が必要です。

また、学校や保育所等、家庭においては、指導する立場にある教職員や保育士、保護者に対して男女平等の意識を高める取組を進めることも大切です。

あらゆる世代の男女が、自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身に付けることができるようにするためには、教育の果たす役割が非常に重要となります。

家庭、職場、学校、地域など様々な場面において、男女共同参画の視点に基づいた教育や学習を推進するとともに生涯にわたって学習の機会を提供する必要があります。

主要施策①

学校等における男女平等教育の推進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
28	男女平等の視点に立った教育の推進	<p>児童生徒が、性別にとらわれず、お互いの個性や人権を尊重し、男女平等の視点に立った学校教育を推進します。また、子どもたちの心と身体のバランスに配慮した性教育を実施するとともに、妊娠など性に関わる健康への理解を児童期から促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女平等の視点に立った進路指導・キャリア教育※20の充実 ●中学生社会体験チャレンジ事業での保育所体験活動 ●性の多様性（LGBT、SOGI）に対する理解など、様々な人権に関する人権教育の充実 ●LGBTの児童生徒に対する配慮の充実 ●学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育の実施 	学校教育課
29	教職員・保育士等の男女平等意識の向上	<p>教職員、保育士等の男女平等に関する意識の高揚と指導力の向上を図り、学校教育の場や保育所で実践していくために、男女平等教育や人権教育の研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教職員に対する研修会の実施（年1回） ●保育士に対する研修会の実施（年1回） ●民間保育施設・幼稚園等への啓発（随時） 	総務課 こども支援課 学校教育課

※20 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。

主要施策②

家庭や地域における男女平等教育の推進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
30	男女平等の視点に立った家庭教育の推進	<p>家庭での教育の担い手である保護者に対する学習機会の場において、男女平等の視点に立った家庭教育の内容を盛り込み、男女共同参画の浸透を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級（年1回以上） ●親の学習講座（年1回以上） 	社会教育課
31	男女平等の視点に立った生涯学習の推進	<p>男女が各人の個性を伸ばし、性別にとらわれず心豊かで生きがいのある人生が送られるよう、生涯学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢大学でのカリキュラム ●With you さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供(随時) ●子ども大学でのカリキュラム 	総務課 公民館

資料編

資料編

- 1 第2次三芳町男女共同参画基本計画進捗状況
- 2 第3次三芳町男女共同参画基本計画中間年度進捗状況
- 3 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査
(平成27年度・平成30年度)
- 4 三芳町男女共同参画に関する事業所アンケート調査報告書
- 5 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会設置要綱
- 6 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会委員名簿
- 7 三芳町男女共同参画推進会議要綱
- 8 三芳町男女共同参画推進会議委員名簿
- 9 三芳町男女共同参画基本計画策定部会委員名簿
- 10 三芳町男女共同参画推進会議提言書
- 11 第3次三芳町男女共同参画基本計画策定の経過
- 12 第3次三芳町男女共同参画基本計画見直しの経過
- 13 関連年表
- 14 男女共同参画社会基本法
- 15 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

1 第2次三芳町男女共同参画基本計画進捗状況

第2次三芳町男女共同参画基本計画に定めた施策・事業について、担当各課に進捗状況の調査を実施しました。各施策事業に対する達成状況は以下のとおりとなります。

達成度(5段階)

- 1 施策や事業が十分達成(90%以上)
- 2 施策や事業が概ね達成(70%以上)
- 3 施策や事業がやや不十分(50%以上)
- 4 施策や事業が不十分(50%未満)
- 5 未実施

※所管課：平成26年4月1日現在

基本目標	事業No	施策・事業	所管課	達成度(5段階)
I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1	「共に生きる女と男のセミナー」の開催	総務課	1
	2	男女共同参画情報誌「まなざし」の発行	総務課	1
	3	広報紙・ホームページの活用	総務課	2
			秘書広報室	2
	4	学習機会の提供	総務課	2
	5	男女平等問題啓発資料・パンフレットの作成	総務課	2
	6	男女平等に関する意識・実態調査の実施	総務課	5
	7	男女平等関連施策進捗状況の把握	総務課	3
	8	男女平等問題に関する図書・資料の収集と提供	中央図書館	2
	9	メディアリテラシーの育成をめざした講座等の開催	総務課	5
	10	町刊行物における男女平等の視点の指導徹底とマニュアルの作成	総務課	3
	11	「家庭教育学級」の充実	生涯学習課	3
	12	家庭教育に関する情報提供の充実	生涯学習課	5
	13	男性の家事・育児・介護への参加促進	生涯学習課	5
			公民館	5
			こども支援課	5
健康増進課(保健センター)			2	
14	男女平等の視点に基づいた教育の推進	学校教育課	2	
15	教職員、保育士等への男女平等研修	学校教育課	2	
		こども支援課	2	
16	人権尊重教育の推進	学校教育課	2	

基本 目標	事業 No	施策・事業	所管課	達成度 (5段階)
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	17	児童生徒の発達に応じた性教育の充実	学校教育課	1
	18	男女共同参画に向けた生涯学習の推進	生涯学習課	2
	19	人材の育成	生涯学習課	5
			公民館	4
	20	男女共同参画に関する学習機会の充実	総務課	2
			生涯学習課	1
			公民館	5
	21	生涯学習活動における一時保育体制の整備	総務課	1
			生涯学習課	5
			公民館	5
			中央図書館	3
	22	講座・講演会により意識啓発	総務課	5
			生涯学習課	2
			こども支援課	5
	23	広報紙等による意識啓発	総務課	3
			生涯学習課	5
こども支援課			5	
24	人権尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進	総務課	2	
		学校教育課	2	
25	子どもの権利に関する啓発	こども支援課	3	
26	DV被害者の緊急一時保護	こども支援課	2	
27	DV防止に関する広報・意識啓発	総務課	2	
		こども支援課	5	
28	被害者と子どもの自立支援	こども支援課	2	
29	三芳町要保護児童対策地域協議会による支援	こども支援課	2	
		学校教育課	2	
		健康増進課(保健センター)	5	
		総務課	5	
30	男女雇用機会均等法の普及	観光産業課	3	
31	企業等のセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	観光産業課	3	

基本目標	事業No	施策・事業	所管課	達成度(5段階)
Ⅰ	32	女性相談の充実	総務課	1
	33	女性相談カウンセラー連携会議を活用した情報の共有化	総務課	2
			こども支援課	2
34	関係機関とのネットワークの整備	総務課	3	
Ⅱ 男女がいいきいきと暮らせる環境づくり	35	育児休業・介護休業制度の周知と取得の促進	観光産業課	3
			総務課	4
	36	ワークライフバランスの普及啓発	総務課	3
	37	女性の起業・再就職支援	観光産業課	2
	38	就業相談の充実	総務課	5
			観光産業課	1
	39	男性の家事・育児・介護・地域活動に関する講座の開催	健康増進課(保健センター)	2
			公民館	5
	40	子育て支援サービスの充実	こども支援課 (保育所) (子育て支援センター)	2
	41	子育て相談の充実	こども支援課 (保育所) (子育て支援センター)	3
			健康増進課(保健センター)	2
	42	保育所・学童保育室の充実	こども支援課 (保育所) (学童保育室)	2
	43	ファミリーサポートセンターの設置促進	こども支援課	2
	44	ひとり親家庭の福祉の充実	こども支援課	2
	45	児童館事業の充実	こども支援課(児童館)	2
	46	地域の子育てネットワークの支援	こども支援課	5
	47	児童家庭相談の充実	こども支援課	2
	48	児童虐待防止対策事業の充実	こども支援課	2
	49	介護保険制度及び制度改正についての周知	健康増進課	2
50	在宅介護サービス・施設介護サービス・予防介護サービスの有効適正利用の促進	健康増進課	3	
51	高齢者の総合相談体制の整備(地域包括支援センター)	健康増進課	2	
52	介護保険利用者及び家族への経済的支援	健康増進課	1	

基本目標	事業No	施策・事業	所管課	達成度(5段階)
Ⅱ 男女がいきいきと暮らせる環境づくり	53	事業所に対する啓発	観光産業課	3
	54	労働に関する各種法律・制度の啓発	観光産業課	3
	55	労働相談体制の整備・充実	観光産業課	2
	56	関係機関との連携強化	観光産業課	2
	57	職場における男女平等意識の啓発	観光産業課	3
	58	育児休業・介護休業制度の普及定着	観光産業課	3
			総務課	2
	59	ワークライフバランスの普及啓発	総務課	3
	60	資格・技能情報の収集と提供	観光産業課	3
			総務課	5
	61	各種講演会等の開催	総務課	5
			観光産業課	3
	62	農業、商工業等の自営業に従事する女性への支援	観光産業課	3
	63	指導者的立場への女性の参画促進	総務課	4
			観光産業課	3
	64	女性の起業・再就職への支援	総務課	5
			観光産業課	3
	65	保健予防の充実	健康増進課(保健センター)	2
	66	スポーツ・レクリエーション活動の充実	生涯学習課	2
	67	保健センターの充実	健康増進課(保健センター)	5
68	地域医療体制の整備	健康増進課(保健センター)	5	
69	こころの健康の相談(メンタルヘルス)	総務課	5	
		福祉課 (精神障害者小規模地域生活支援センター)	1	
70	エイズ・性感染症の予防対策・相談	健康増進課(保健センター)	5	
71	各種母子保健事業の充実	健康増進課(保健センター)	2	
72	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った取組み	総務課	5	
		健康増進課(保健センター)	5	
73	女性の健康相談の充実	健康増進課(保健センター)	2	

基本目標	事業No	施策・事業	所管課	達成度(5段階)
Ⅱ	74	思春期を対象にした性教育の実施や相談体制の充実	学校教育課	2
			健康増進課(保健センター)	5
	75	高齢期の健康支援	健康増進課	4
	76	介護保険・福祉サービスの充実	健康増進課	4
	77	高齢者・障がい者の社会参画の促進	福祉課	1
	78	高齢者の生きがいづくりとネットワーク支援	福祉課	1
Ⅲ 男女共同参画によるまちづくり	79	地域活動参加への情報提供	環境課	1
	80	地域活動参加を促すための意識の啓発	自治安心課	2
	81	女性団体活動・相互交流活動への支援と連携促進	総務課	5
	82	多様な参画を可能にする配慮	総務課	1
			公民館	2
			生涯学習課	2
			福祉課	1
	83	青少年地域活動における男女平等の推進	生涯学習課	3
	84	女性消防団員の活動支援	自治安心課	2
	85	防犯体制の充実	自治安心課	2
	86	地域防災力の強化	自治安心課	2
	87	地域における青少年環境浄化の整備	生涯学習課	3
	88	子ども110番の家の充実	生涯学習課	3
	89	各種審議会等への女性の登用促進	総務課 全庁	3
	90	各種審議会等への女性委員割合の目標値(30%)の達成	総務課 全庁	3
	91	2010年までにすべての審議会に女性委員の登用	総務課 全庁	2
	92	審議会等への公募委員の拡大	政策推進室 全庁	2
	93	職員の男女平等意識の高揚	全庁	2
94	男女平等の観点からの職務分担の見直し	全庁	2	
95	職員研修の充実	総務課	3	
96	職場環境の充実	総務課	1	
97	女性の人材リストの作成	総務課	5	
98	男女共同参画リーダー養成に向けた研修会の開催	総務課	5	

基本 目標	事業 No	施策・事業	所管課	達成度 (5段階)
Ⅲ	99	国際情報の収集と提供	総務課	3
	100	国際的課題の理解の促進	総務課	3
	101	NPO・NGOの支援	総務課	5
	102	国際交流団体による取組みの促進	総務課	5
	103	国際理解の学習と交流事業の推進	総務課	5
	104	相談体制の充実	総務課	1
	105	多言語による生活情報・各種行政情報の提供	総務課	2
	106	外国人のための日本語学習の場の提供	総務課	5
			公民館	2
107	NPOなどの民間団体との連携や活動支援	総務課	3	

2 第3次三芳町男女共同参画基本計画中間年度進捗状況

基本計画に定める各施策の進捗状況を把握するため、計画の主要課題・主要施策に該当する全事業について、事業所管課より各事業の実施状況及び進捗状況等について調査・自己評価を行いました。平成30年度（2018年度）時点での達成度のみ掲載します。

*目標に対して計画的に実施できているか、5段階〔1～5〕で自己評価した。

- 1) 施策や事業が十分達成（90%以上）
- 2) 施策や事業が概ね達成（70%以上）
- 3) 施策や事業がやや不十分（50%以上）
- 4) 施策や事業が不十分（50%未満）
- 5) 未実施

基本目標	事業番号	施策・事業	所管課	達成度 (5段階)
I 誰もが共に参加できるまちづくり	1	誰もが気兼ねなく参加できる体制の配慮	政策推進室	1
			総務課	1
			福祉課	2
			健康増進課	2
			環境課	4
			観光産業課	2
			道路交通課	5
			生涯学習課	3
			公民館	2
			図書館	1
			文化財保護課	2
	2	地域社会における男女共同参画の視点に立った啓発の推進	総務課	1
			秘書広報室	2
			自治安心課	4
			環境課	4
			観光産業課	4
			道路交通課	5
生涯学習課			2	
3	三芳町男女共同参画推進会議との協働による地域づくり	公民館	3	
		図書館	5	
		文化財保護課	1	
		総務課	1	
		総務課	2	
		総務課	2	
4	男女共同参画推進条例（仮称）の制定検討	総務課	2	
5	男女共同参画推進庁内連絡会議（仮称）の設置	総務課	2	
6	国際理解と国際協力の推進	総務課	2	
7	男女共同参画の視点に立った地域防災力の強化	自治安心課	3	

基本 目標	事業 番号	施策・事業	所管課	達成度 (5段階)
I 誰もが共に 参加できる まちづくり	8	審議会等への女性委員の登用促進	政策推進室	2
			総務課	2
			秘書広報室	2
			自治安心課	3
			福祉課	2
			健康増進課	2
			こども支援課	2
			環境課	1
			観光産業課	3
			都市計画課	1
			教育総務課	1
			生涯学習課	4
			公民館	1
			図書館	2
			文化財保護課	2
上下水道課	5			
	9	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	総務課	3
II 誰もがいき いきと暮ら せる環境 づくり	10	町内事業所へのアンケート調査の実施	総務課	4
	11	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供	総務課	2
			観光産業課	3
	12	女性の就労・再就職支援	総務課	2
			観光産業課	3
	13	子育て支援サービスの充実	こども支援課	2
	14	男性の積極的な家事・育児・介護への参加促進	総務課	3
			健康増進課	2
	15	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発	総務課	4
	16	介護予防普及啓発の推進	健康増進課	2
	17	ライフステージに応じた健康支援	健康増進課 (健康支援担当)	2
			住民課	5
	18	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	総務課	1
19	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	総務課	1	
		学校教育課	3	
20	庁内推進体制の整備・周知徹底	総務課	1	
21	DVに関する相談・支援体制の充実	総務課	1	
		住民課	2	
		福祉課	1	
		健康増進課	2	
		こども支援課	2	
		学校教育課	3	
22	住民基本台帳事務における支援措置	住民課	2	
23	女性相談の充実	総務課	1	

基本 目標	事業 番号	施策・事業	所管課	達成度 (5段階)
Ⅲ 男女平等の意識づくり	24	男女共同参画意識定着のためのセミナー等の企画実施	総務課	1
			生涯学習課	1
	25	多様なメディアを活用した男女共同参画に関する情報発信	総務課	1
			秘書広報室	3
			図書館	2
	26	職員を対象とした男女共同参画の推進	政策推進室	1
			総務課	1
			財務課	2
			秘書広報室	2
			税務課	1
			自治安心課	2
			住民課	5
			福祉課	2
			健康増進課	1
			健康増進課 (健康支援担当)	1
			こども支援課	1
			環境課	5
			会計課	2
			教育総務課	1
			学校教育課	1
	生涯学習課	4		
公民館	2			
図書館	1			
文化財保護課	1			
上下水道課	5			
議会事務局	5			
27	男女共同参画推進状況に関する調査	総務課	2	
28	男女平等の視点に立った教育の推進	学校教育課	3	
29	教職員・保育士等の男女平等意識の向上	総務課	4	
		こども支援課	4	
		学校教育課	3	
30	男女平等の視点に立った家庭教育の推進	生涯学習課	4	
31	男女平等の視点に立った生涯学習の推進	総務課	5	
		公民館	4	

3-1 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査（平成27年度調査）

三芳町に在住する20歳以上の住民1,000人（男女各500人）を対象に、男女共同参画や配偶者等暴力に関する実態や意識を把握するために、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

22問の設問のうち、6問に対する回答結果を資料として掲載しました。

- ①調査対象：三芳町内在住の20歳以上の住民
- ②対象者数：1,000人（男女各500人）
- ③抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出法
- ④調査方法：郵送配付—郵送回収法
- ⑤調査期間：平成27年4月下旬～平成27年5月上旬
- ⑥有効回答数：357人
- ⑦有効回収率：35.7%

※ 表、グラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数を示しています。ただし、各設問において無回答もあるため、合計と一致しません。

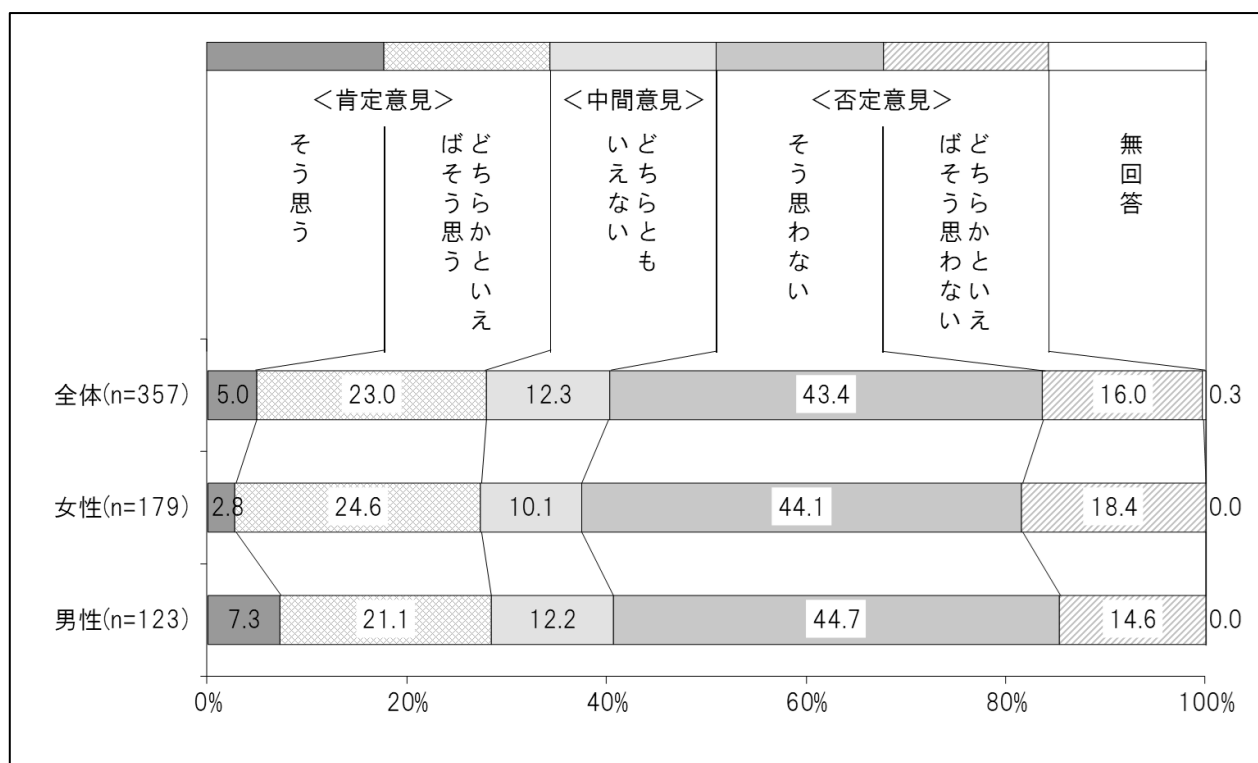
(1) 男女平等意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では「そうは思わない」が最も高く、男女共に、およそ6割が<否定意見>となっています。

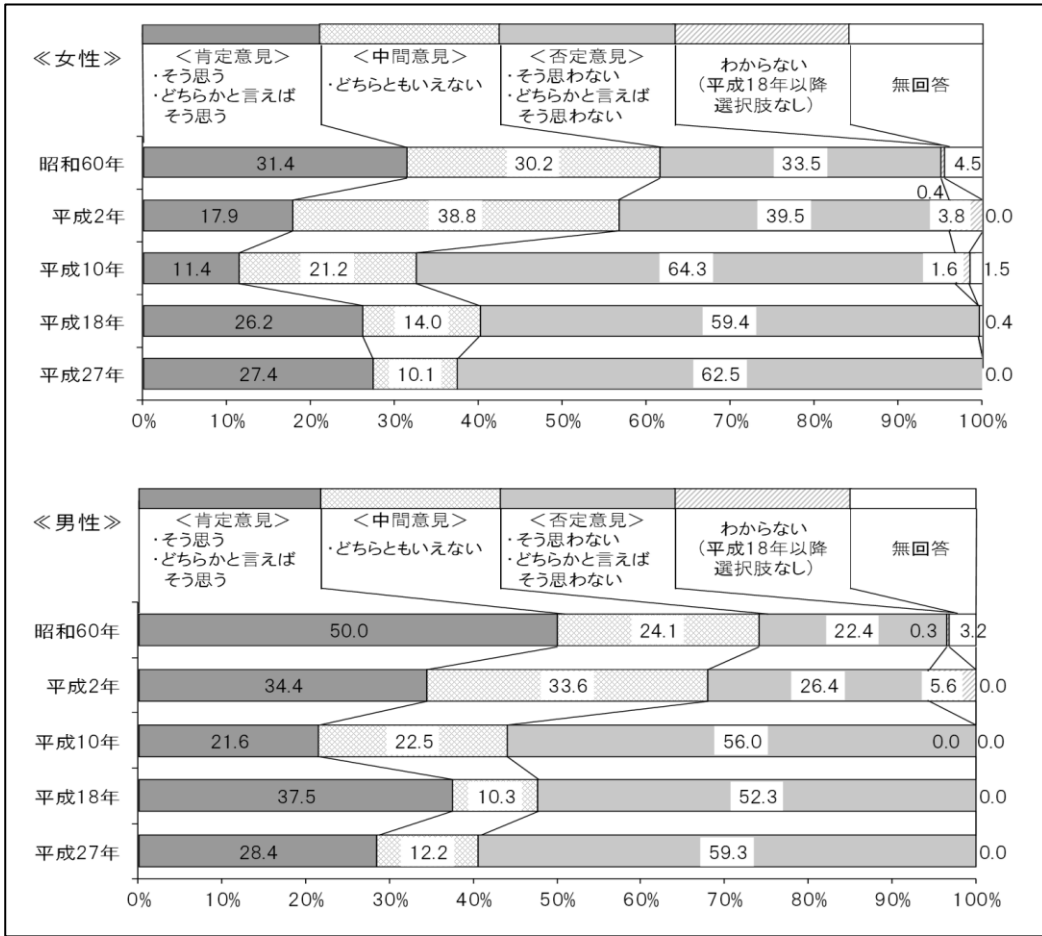
経年比較では、男女共に<否定意見>が前回調査時より高くなっており、男性では、前回調査時より7.0ポイント高くなっています。

年代別ではいずれの年代においても、<否定意見>が<肯定意見>を上回っています。

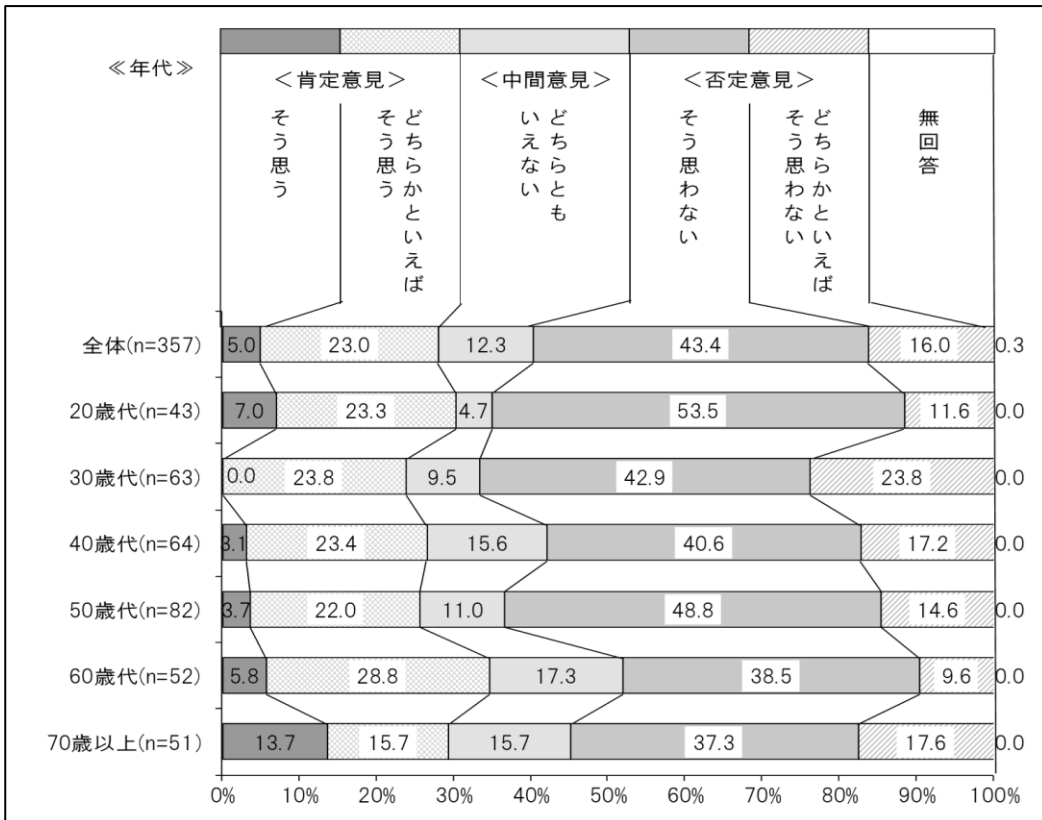
■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について【男女別】



■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について【経年比較】



■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について【年代別】



(2) 家庭生活について

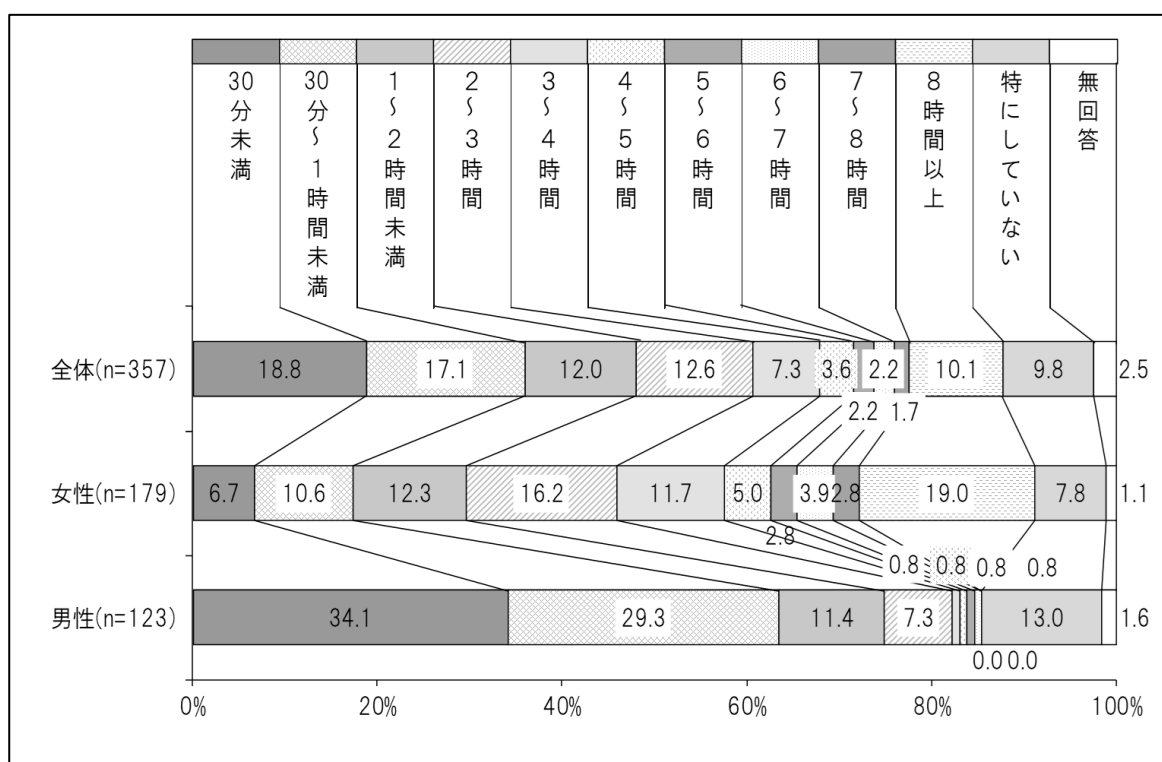
① 平日に家庭生活（家事・子育て・介護など）にかかわる時間

全体では「30分未満」が18.8%で最も高く、次いで「30分～1時間未満」が17.1%、「2～3時間」が12.6%、「1～2時間未満」が12.0%と続いています。

女性では「8時間以上」が19.0%で最も高く、次いで「2～3時間」が16.2%、「1～2時間未満」が12.3%、「3～4時間」が11.7%と続いています。

男性では「30分未満」が34.1%で最も高く、次いで「30分～1時間未満」が29.3%と続いております。

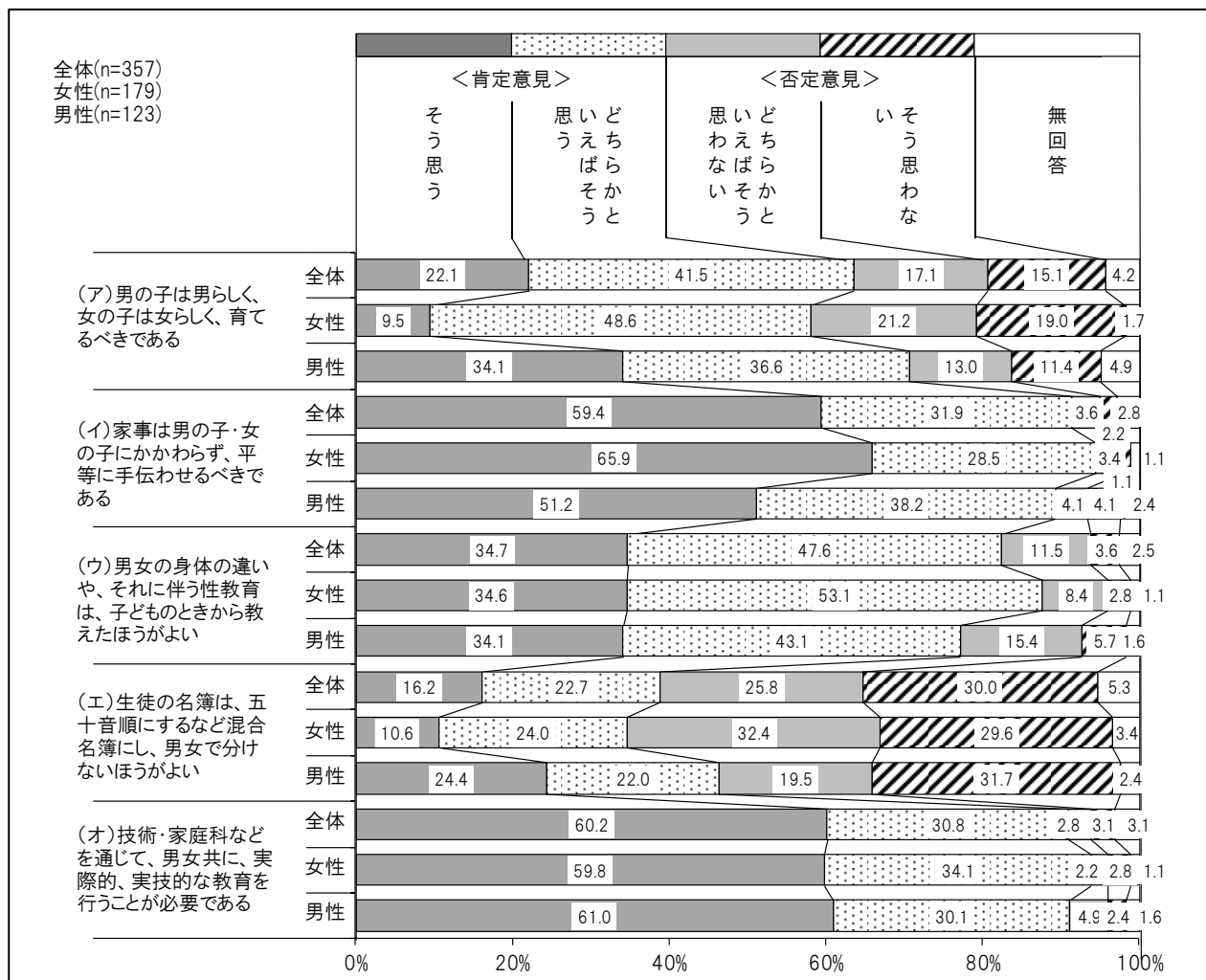
■平日に家庭生活（家事・子育て・介護など）にかかわる時間



② 家庭での子育てや学校教育について

「生徒の名簿は、五十音順にするなど混合名簿にし、男女で分けないほうがよい」以外の項目については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた<肯定意見>が過半数を占めています。

■家庭での子育てや学校教育について



③ 介護について

家族の中で介護の必要な方が出た場合の対応について、全体では「介護サービスを利用しながら自宅で介護する」が38.4%で最も高く、次いで「まだわからない」が26.9%、「介護施設を利用する」が20.7%、「同居の家族で介護する」が6.7%と続いています。

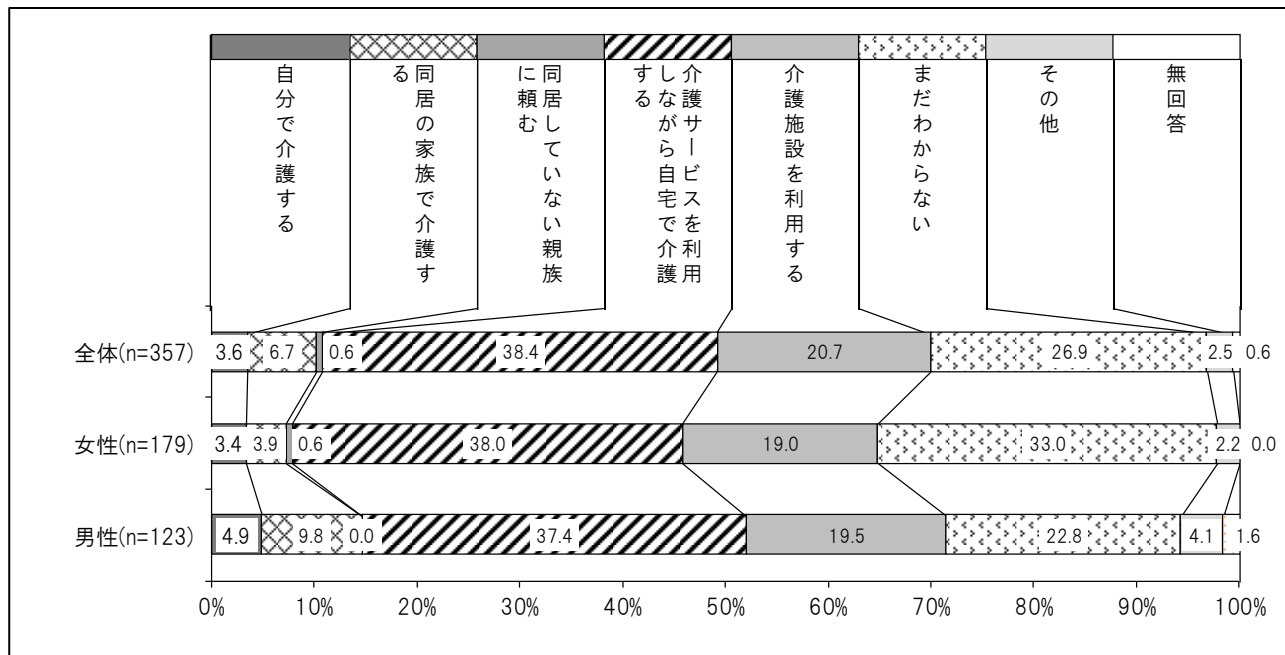
女性では「まだわからない」が男性より10.2ポイント高くなっており、男性では「同居の家族で介護する」が女性より5.9ポイント高くなっています。

自身が、介護が必要になった場合の希望について、全体では「介護保険サービスの利用（デイサービスや施設入所等）」が58.0%で最も高く、次いで「配偶者（パートナー）」が29.7%と続いています。

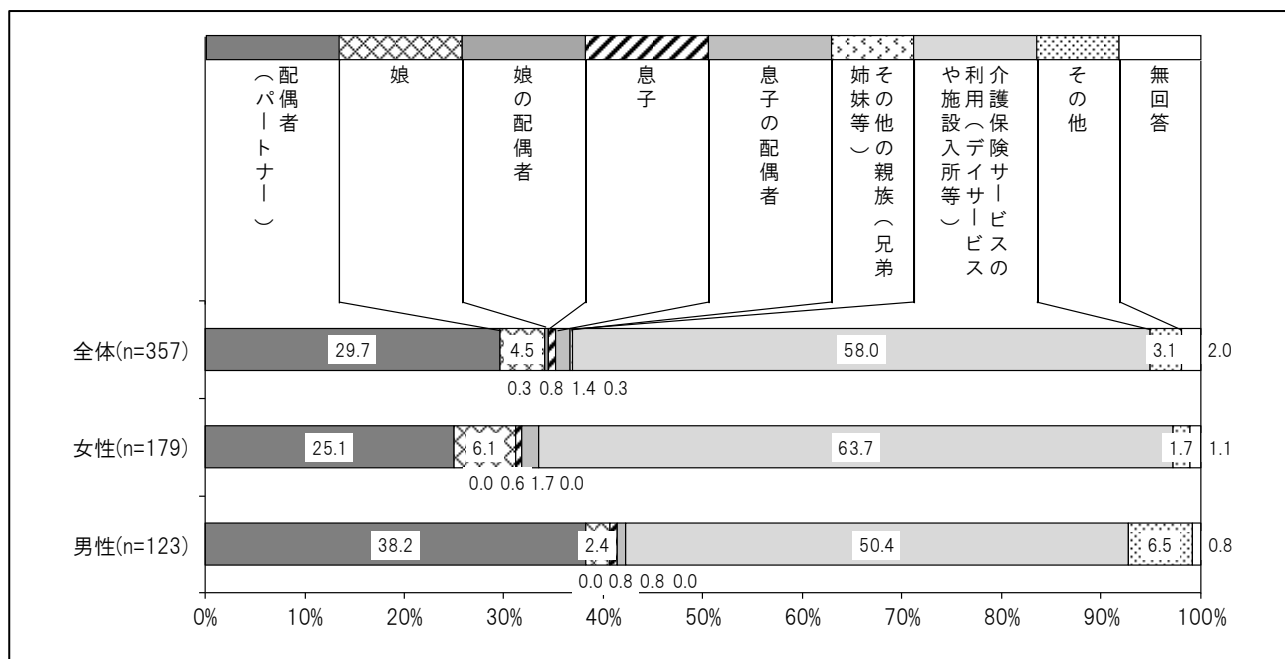
女性では「介護保険サービスの利用（デイサービスや施設入所等）」が63.7%で男性より13.3ポイント高くなっています。

一方で、男性では「配偶者（パートナー）」が38.2%で女性より13.1ポイント高くなっています。

■家族の中で介護の必要な方が出た場合の対応について



■自身が、介護が必要になった場合の希望について



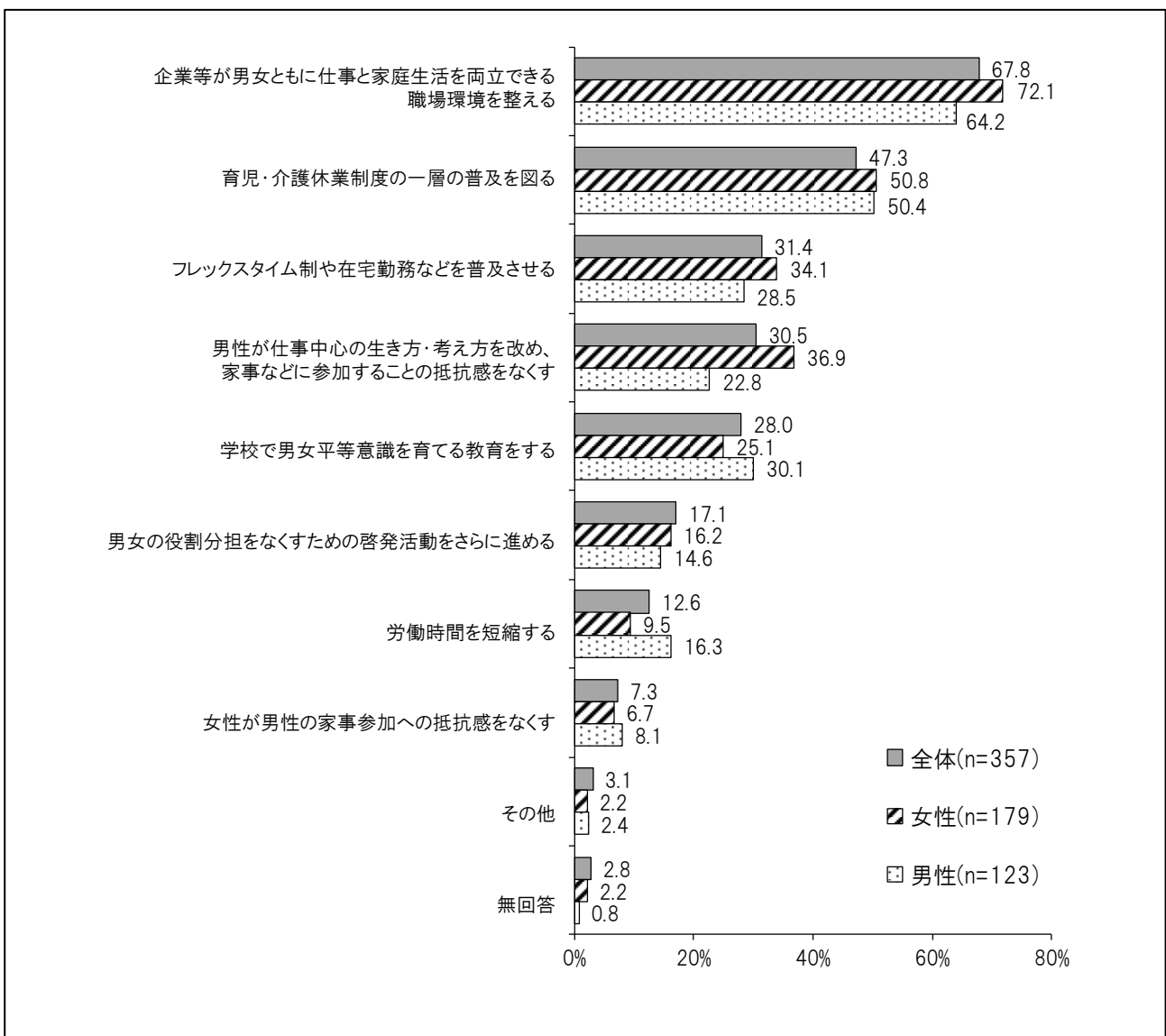
④ 家庭生活（家事・子育て・介護など）を積極的に行うために必要なこと

全体では「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が67.8%で最も高く、次いで「育児・介護休業制度の一層の普及を図る」が47.3%、「フレックスタイム制や在宅勤務などを普及させる」が31.4%、「男性が仕事中心の生き方・考え方を改め、家事などに参加することの抵抗感をなくす」が30.5%と続いています。

上位4項目では、特に女性において割合が高くなっており、「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が72.1%、「育児・介護休業制度の一層の普及を図る」が50.8%を占めています。

また、男女差が最も大きい項目は、「男性が仕事中心の生き方・考え方を改め、家事などに参加することの抵抗感をなくす」で、女性が男性を14.1ポイント上回っています。

■家庭生活（家事・子育て・介護など）を積極的に行うために必要なこと（回答は3つまで可）

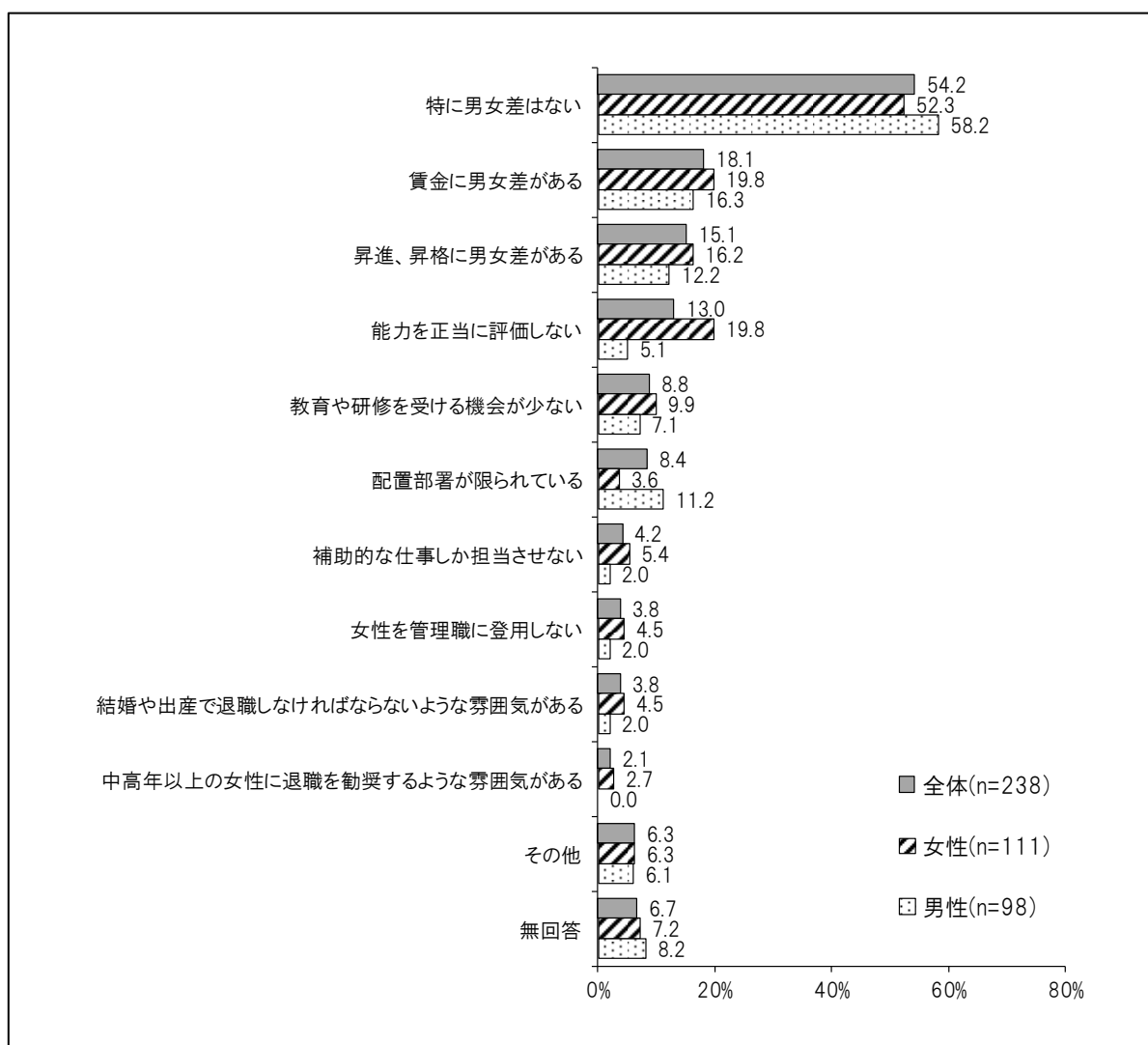


(3) 就業について

① 女性に対しての仕事内容や待遇について

全体では「特に男女差はない」が54.2%で最も高くなっていますが、女性では「賃金に男女差がある」、「能力を正當に評価しない」が19.8%で同比率で続き、男性では「賃金に男女差がある」が16.3%、「昇進、昇格に男女差がある」が12.2%の順となっており、男女差が見られます。

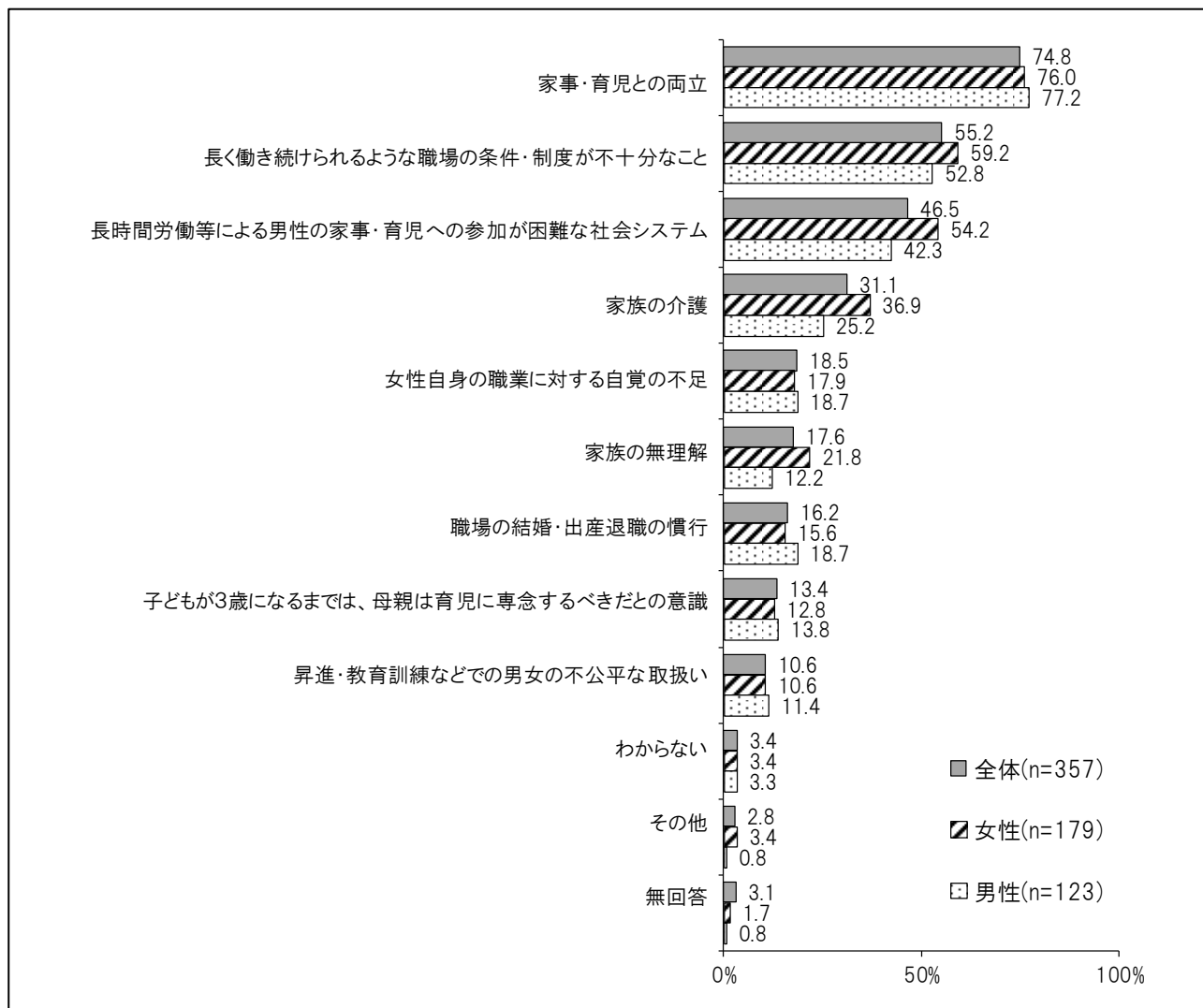
■女性に対しての仕事内容や待遇について（複数回答可）



② 女性が長く働き続けることを困難にしている要因

全体では「家事・育児との両立」が74.8%で男女共に最も高く、次いで「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分なこと」が55.2%、「長時間労働等による男性の家事・育児への参加が困難な社会システム」が46.5%と続いています。

■女性が長く働き続けることを困難にしている要因（複数回答可）

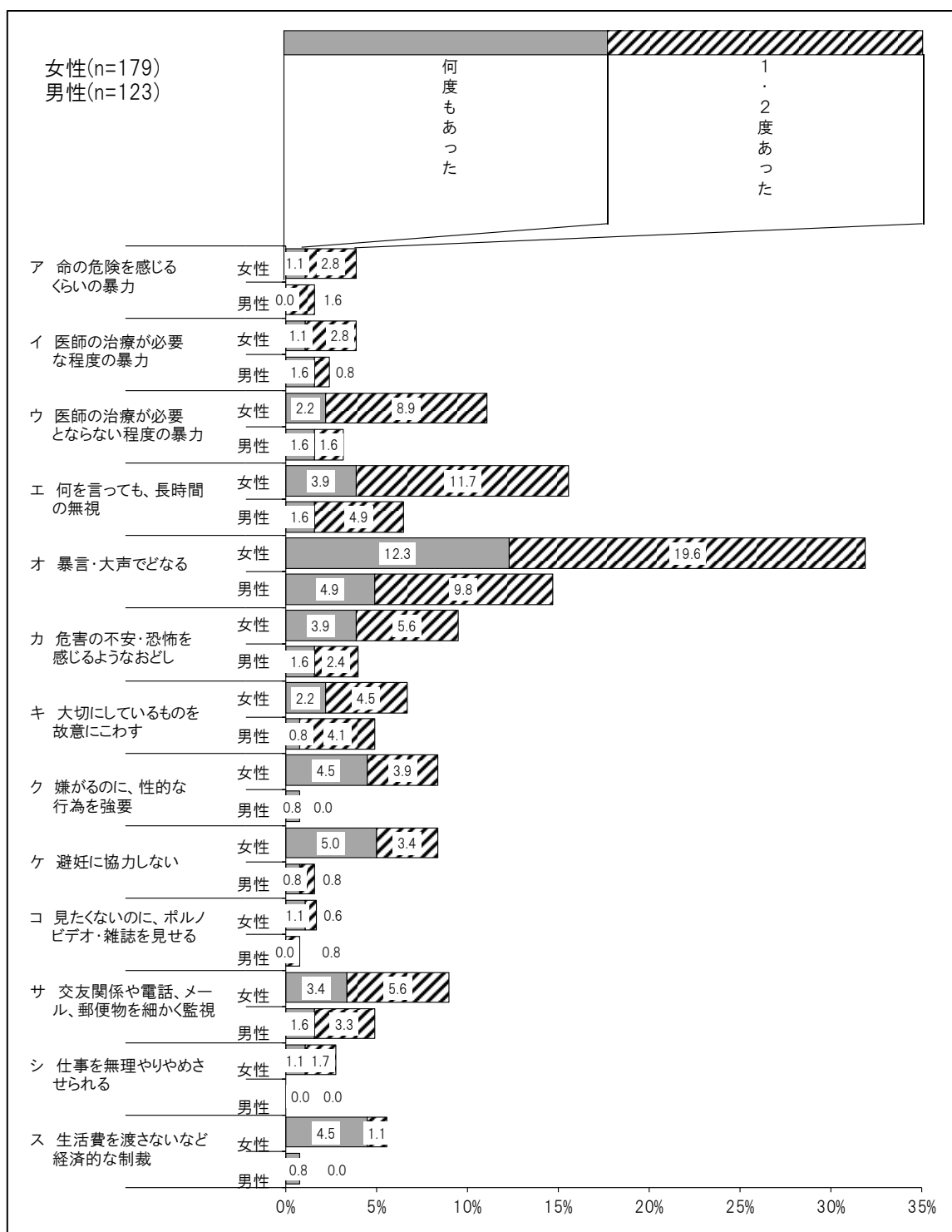


(4) 人権の尊重について

- ① 配偶者や親密な関係にある人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について
「何度もあった」、「1・2度あった」を合わせると、すべての項目で女性が男性の割合を上回っています。

女性では、「何度もあった」、「1・2度あった」を合わせると「暴言・大声でどなる」が31.9%で最も高くなっています。

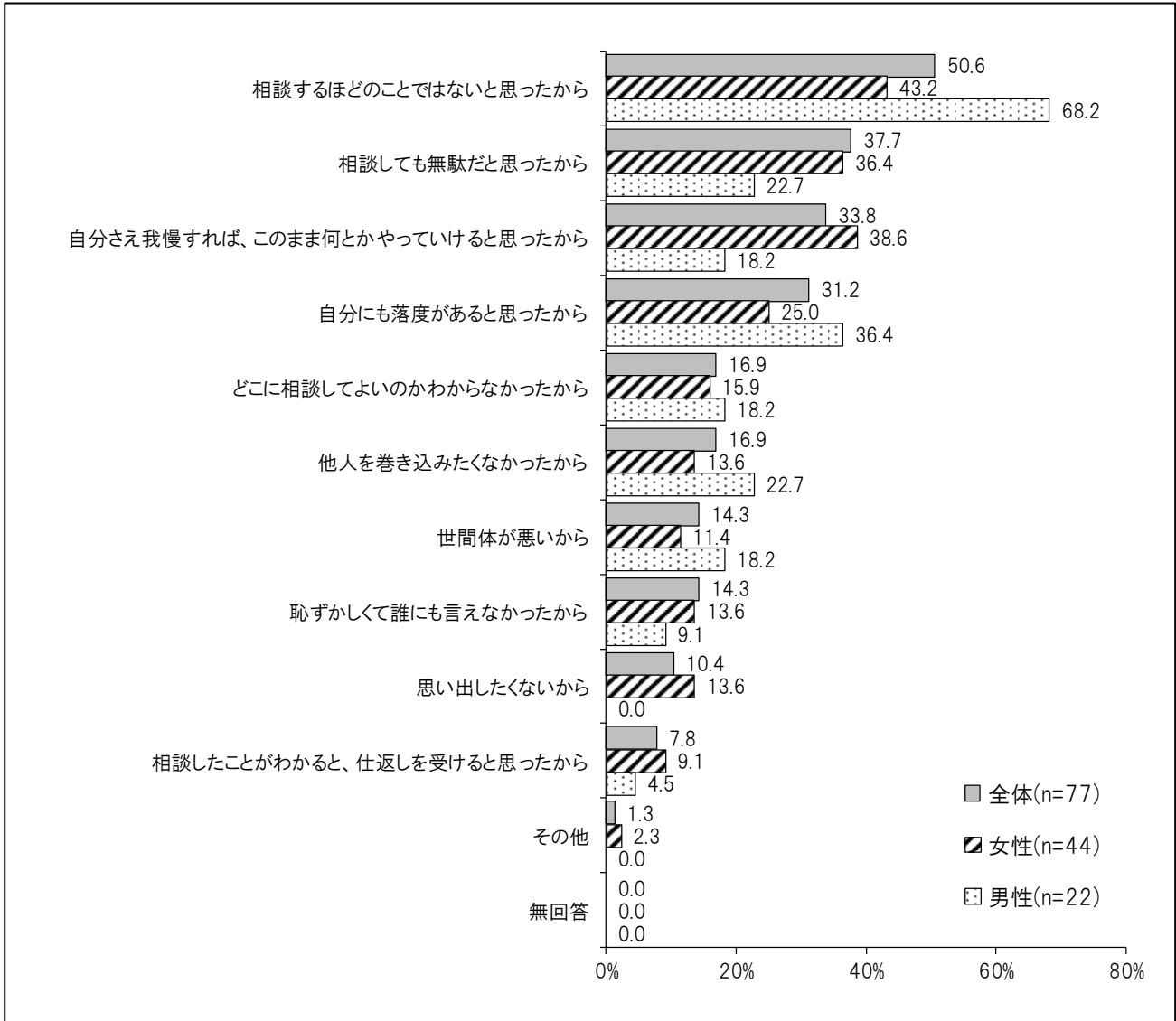
■配偶者や親密な関係にある人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について（複数回答可）



② 配偶者や親密な関係にある人からの被害を相談できなかった理由について

全体では「相談するほどのことではないと思ったから」が50.6%で最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」が37.7%、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていけると思ったから」が33.8%で続いています。受けた行為が「被害として訴えるほどのものではない」と捉えて、相談していない人が潜在していることが考えられます。

■相談できなかった理由について（複数回答可）

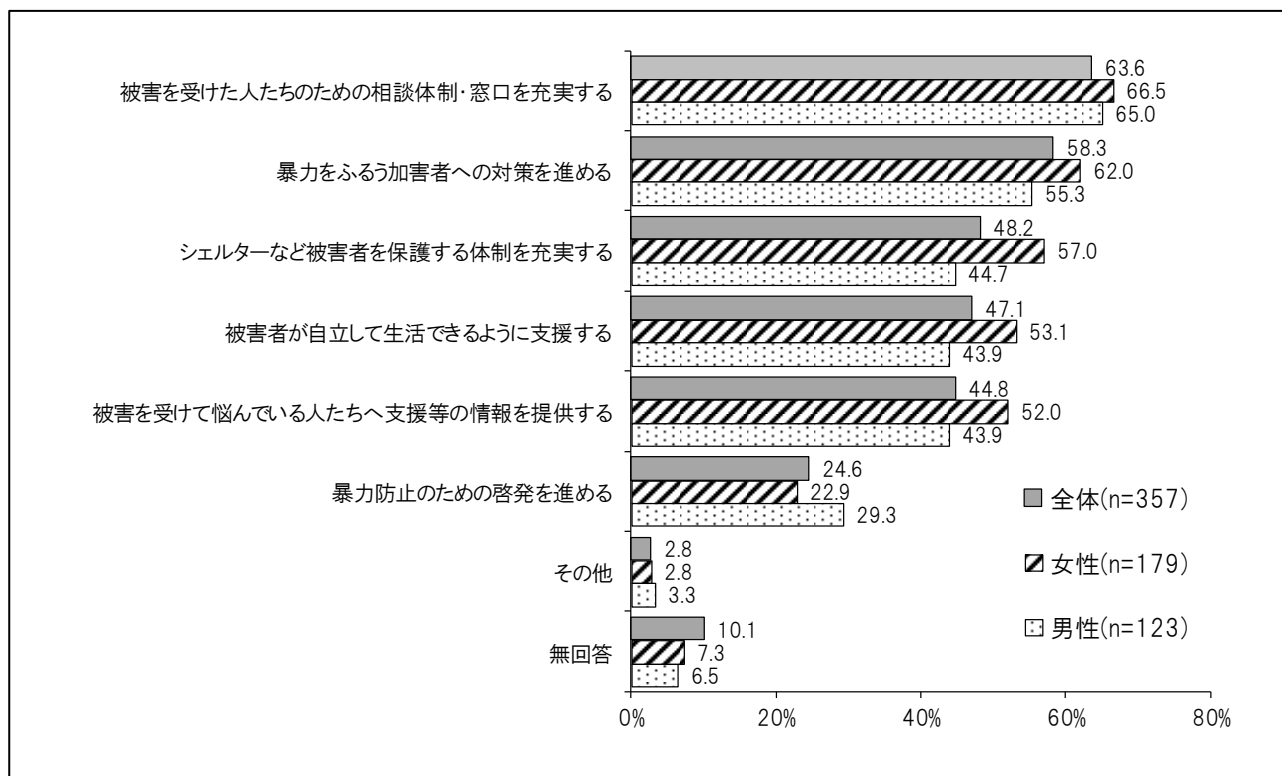


③ 配偶者等から暴力を受けた人への取り組みについて

全体では「被害を受けた人たちのための相談体制・窓口を充実する」が63.6%で最も高く、次いで「暴力をふるう加害者への対策を進める」が58.3%、「シェルターなど被害者を保護する体制を充実する」が48.2%、「被害者が自立して生活できるように支援する」が47.1%と続いています。

性別により異なる傾向は見られませんが、上位5項目はいずれも女性が男性の割合を上回っています。

■配偶者等から暴力を受けた人への取り組みについて（複数回答可）



(5) 地域での社会参画について

① 地域活動の参加について

全体では「町会や自治会などの活動」が26.9%で最も高く、次いで「趣味、教養、スポーツ等の活動」

が17.1%、「PTA、子ども会や青少年に関する団体の活動」が8.7%と続き、「特に何もしていない」は56.0%となっています。

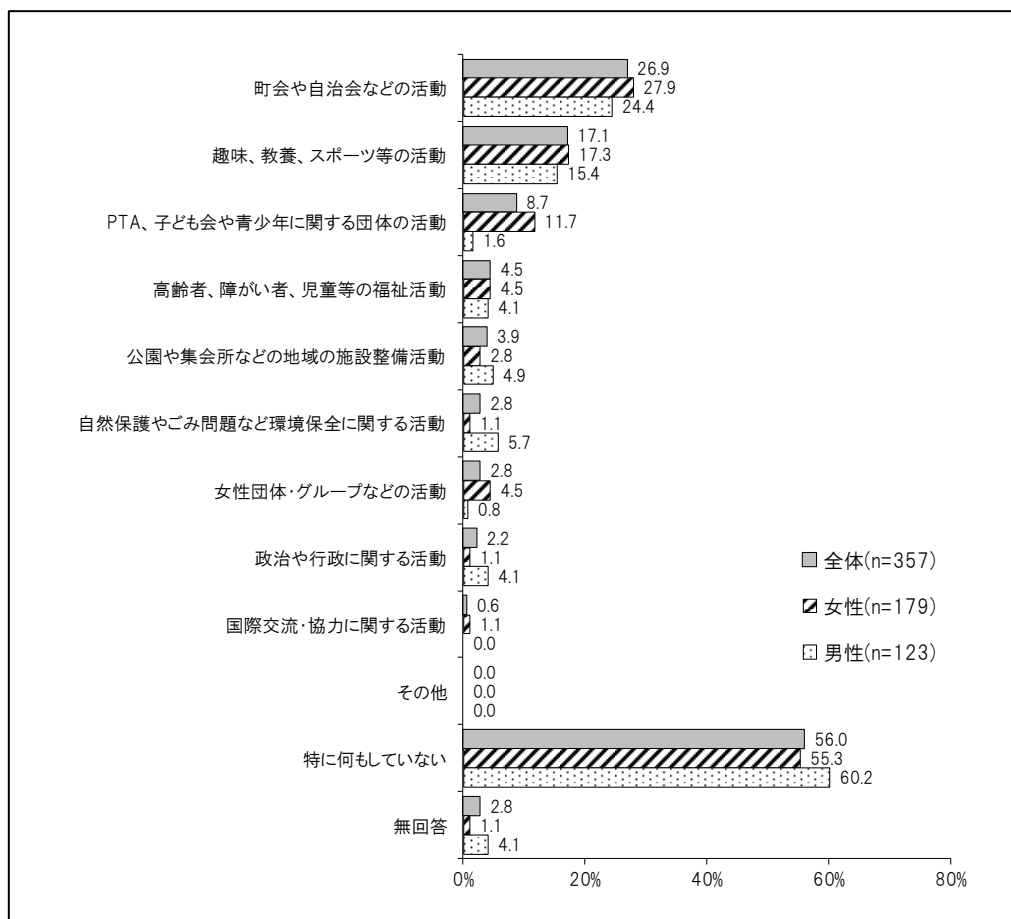
女性では「PTA、子ども会や青少年に関する団体の活動」が11.7%となっていますが、男性ではわずか1.6%となっています。

また年代別でみると、20歳代では「町会や自治会などの活動」、「趣味、教養、スポーツ等の活動」、「PTA、子ども会や青少年に関する団体の活動」の上位3項目がいずれも10%未満となっており、「特に何もしていない」が83.7%を占めています。30歳代以上では、いずれの年代も「町会や自治会などの活動」がおよそ3割を占めており、60歳代と70歳以上では「趣味、教養、スポーツ等の活動」も同様におよそ3割を占めています。

地域活動に参加できない理由として全体では「仕事が忙しい」が48.5%で最も高く、次いで「興味がない」が33.0%、「一緒に活動する仲間がない」が23.0%、「情報がない」が19.0%と続いています。

女性では「家事・育児が忙しい」が22.2%となっており、男性より20.8%ポイント高くなっています。一方、男性では「仕事が忙しい」が59.5%で最も高く、女性より17.1ポイント高くなっています。

■地域活動の参加について【男女別】（複数回答可）



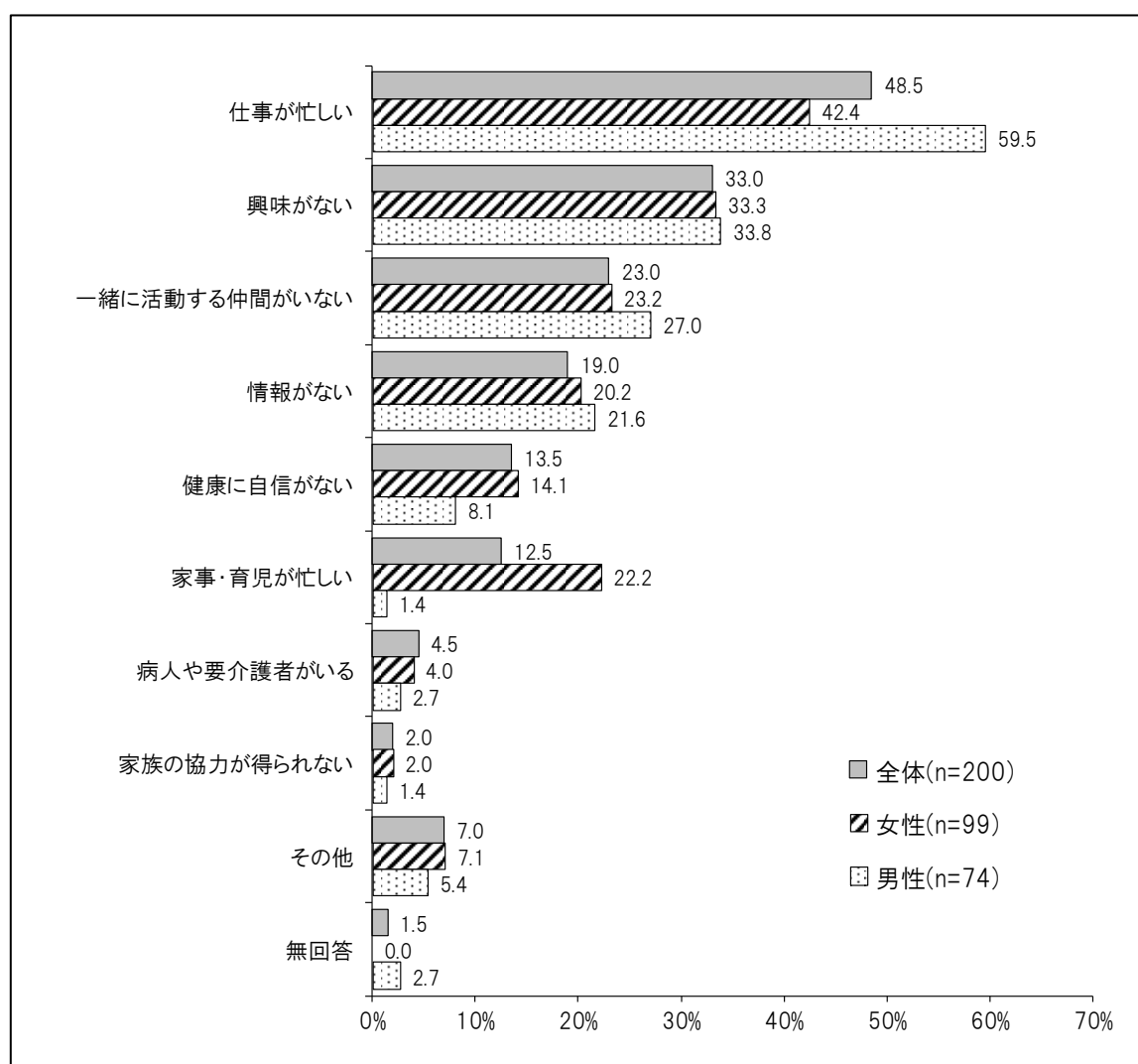
■地域活動の参加について【年代別】（複数回答可）

《年代》

単位：%

	町会や自治会などの活動	趣味、教養、スポーツ等の活動	PTA、子ども会や青少年に関する団体の活動	高齢者、障がい者、児童等の福祉活動	公園や集会所などの地域の施設整備活動	自然保護やごみ問題など環境保全に関する活動	女性団体・グループなどの活動	政治や行政に関する活動	国際交流・協力に関する活動	その他	特に何もしていない	無回答
全体(n=357)	26.9	17.1	8.7	4.5	3.9	2.8	2.8	2.2	0.6	-	56.0	2.8
20歳代(n=43)	4.7	4.7	7.0	2.3	-	-	-	-	-	-	83.7	-
30歳代(n=63)	28.6	12.7	14.3	1.6	-	-	3.2	1.6	-	-	58.7	-
40歳代(n=64)	31.3	15.6	20.3	4.7	6.3	1.6	1.6	3.1	1.6	-	51.6	3.1
50歳代(n=82)	30.5	13.4	3.7	1.2	6.1	1.2	-	3.7	-	-	62.2	1.2
60歳代(n=52)	28.8	30.8	3.8	7.7	3.8	5.8	3.8	-	-	-	42.3	7.7
70歳以上(n=51)	31.4	27.5	2.0	11.8	5.9	9.8	9.8	3.9	2.0	-	39.2	3.9

■地域活動の参加について【特に何もしていない人が参加できない理由】（複数回答可）



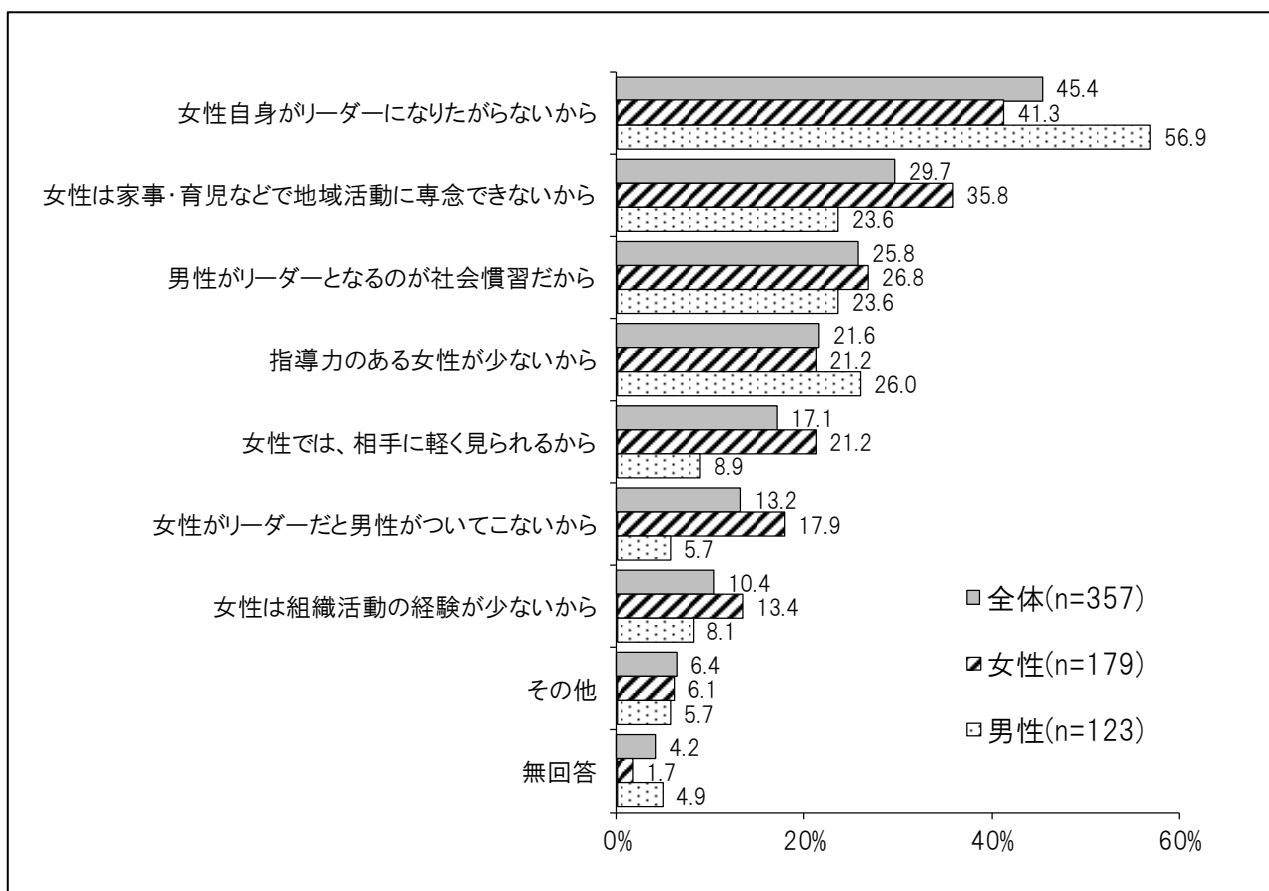
② 指導的立場にある女性が少ない原因について

全体では「女性自身がリーダーになりたがらないから」が45.4%で最も高く、次いで「女性は家事・育児などで地域活動に専念できないから」が29.7%、「男性がリーダーとなるのが社会慣習だから」が25.8%、「指導力のある女性が少ないから」が21.6%と続いています。

女性では「女性は家事・育児などで地域活動に専念できないから」が35.8%、「女性では、相手に軽く見られるから」が21.2%、「女性がリーダーだと男性がついてこないから」が17.9%で男性と比較すると10ポイント以上高くなっています。

男性では「女性自身がリーダーになりたがらないから」が56.9%で最も高く、女性と比較すると15.6ポイント高くなっています。

■指導的立場にある女性が少ない原因について（回答は2つまで可）



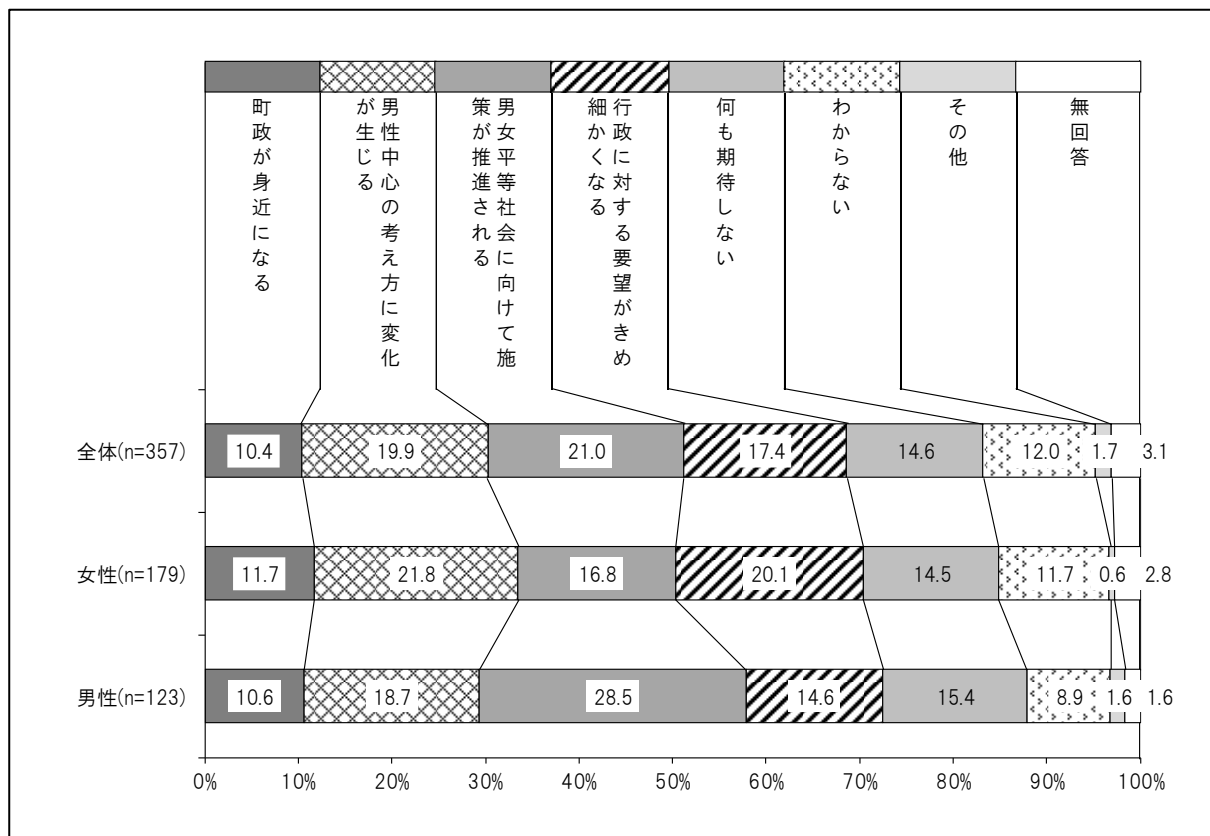
③ 女性の審議会等への参画が進むことによる社会変化について

全体では「男女平等社会に向けて施策が推進される」が21.0%で最も高く、次いで「男性中心の考え方に変化が生じる」が19.9%、「行政に対する要望がきめ細かくなる」が17.4%、「何も期待しない」が14.6%と続いています。

女性では「男性中心の考え方に変化が生じる」が21.8%で最も高く、次いで「行政に対する要望がきめ細かくなる」が20.1%となっており、いずれも男性と比較すると高くなっています。

一方、男性では「男女平等社会に向けて施策が推進される」が28.5%で最も高くなっており、女性よりも11.7ポイント高くなっています。

■女性の審議会等への参画が進むことによる社会変化について



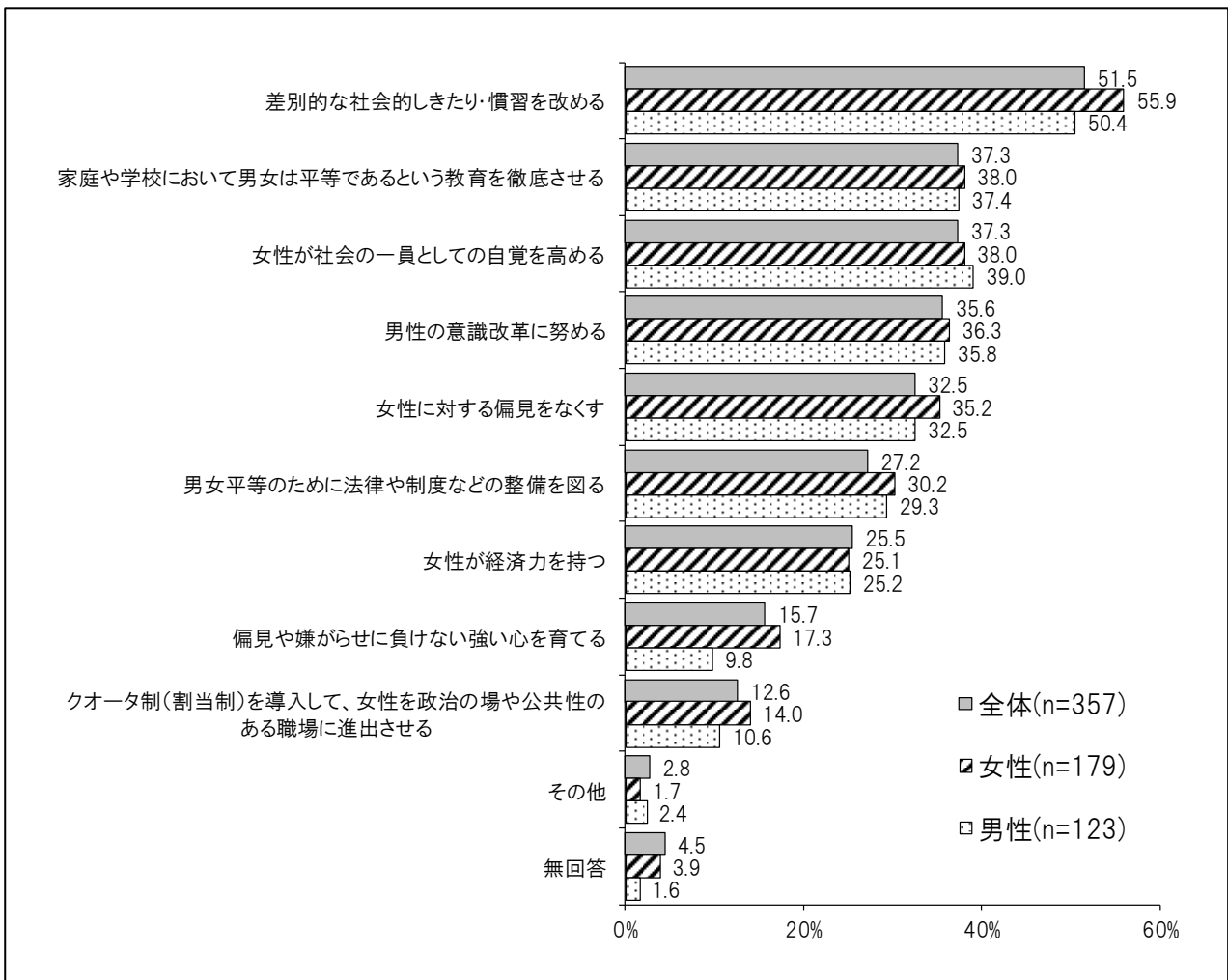
(6) 男女共同参画社会の実現に向けた取組について

① 男女共同参画社会の実現に向けた改善点について

全体では「差別的な社会的しきたり・慣習を改める」が51.5%で最も高く、次いで「家庭や学校において男女は平等であるという教育を徹底させる」及び「女性が社会の一員としての自覚を高める」が37.3%、「男性の意識改革に努める」が35.6%と続いています。

男女共に「差別的な社会的しきたり・慣習を改める」が過半数を占めており、性別による傾向の大きな差は見られません。

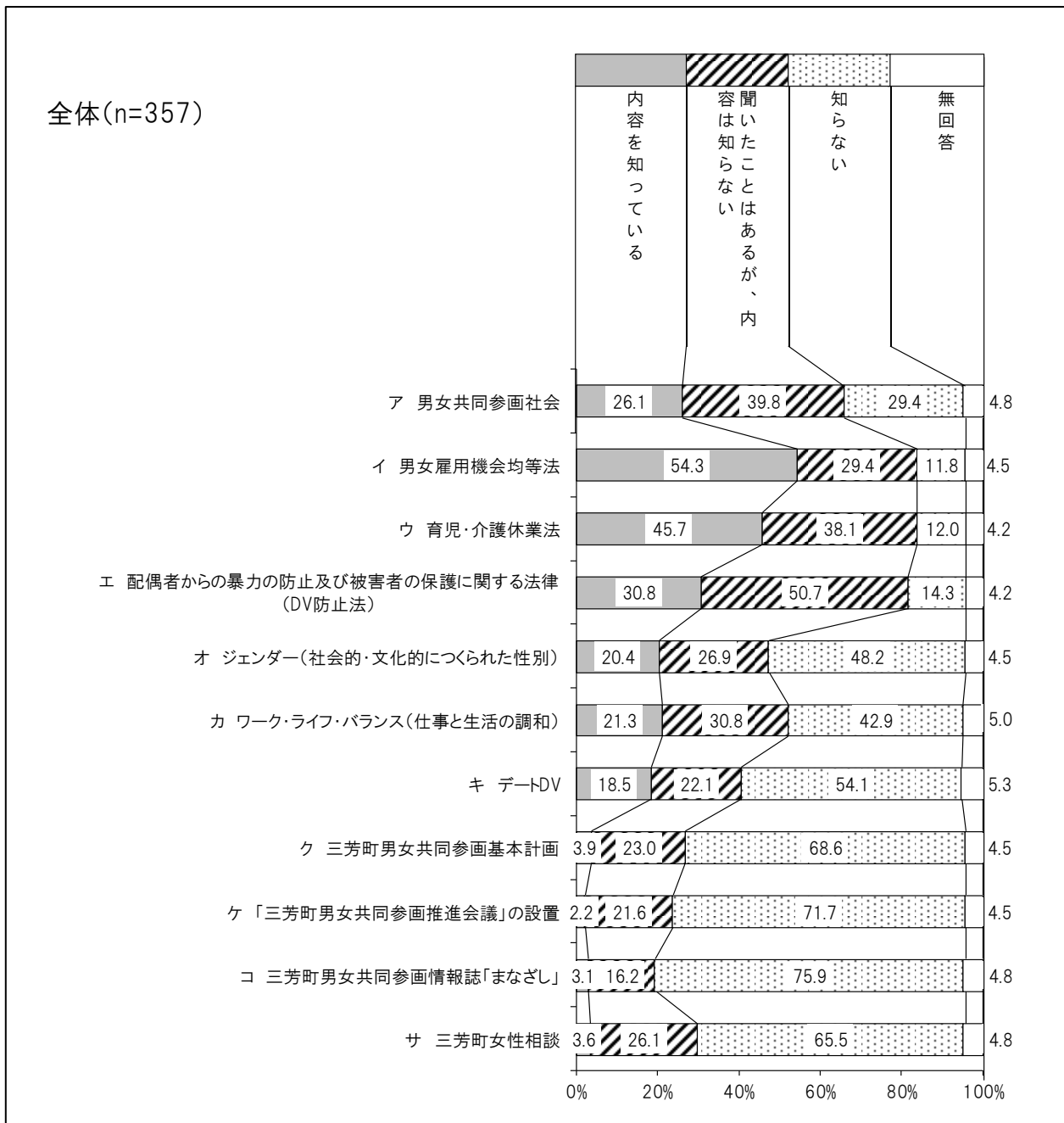
■男女共同参画社会の実現に向けた改善点について（複数回答可）



② 男女共同参画に関連した文言の認知度について

全体について、「内容を知っている」では「男女雇用機会均等法」が54.3%で最も高く、次いで「育児・介護休業法」が45.7%、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)」が30.8%、「男女共同参画社会」が26.1%と続いています。しかし、「ク」～「サ」の町の計画等については、「知らない」がいずれも6割を超え、認知度が低くなっています。

■男女共同参画に関連した文言の認知度について



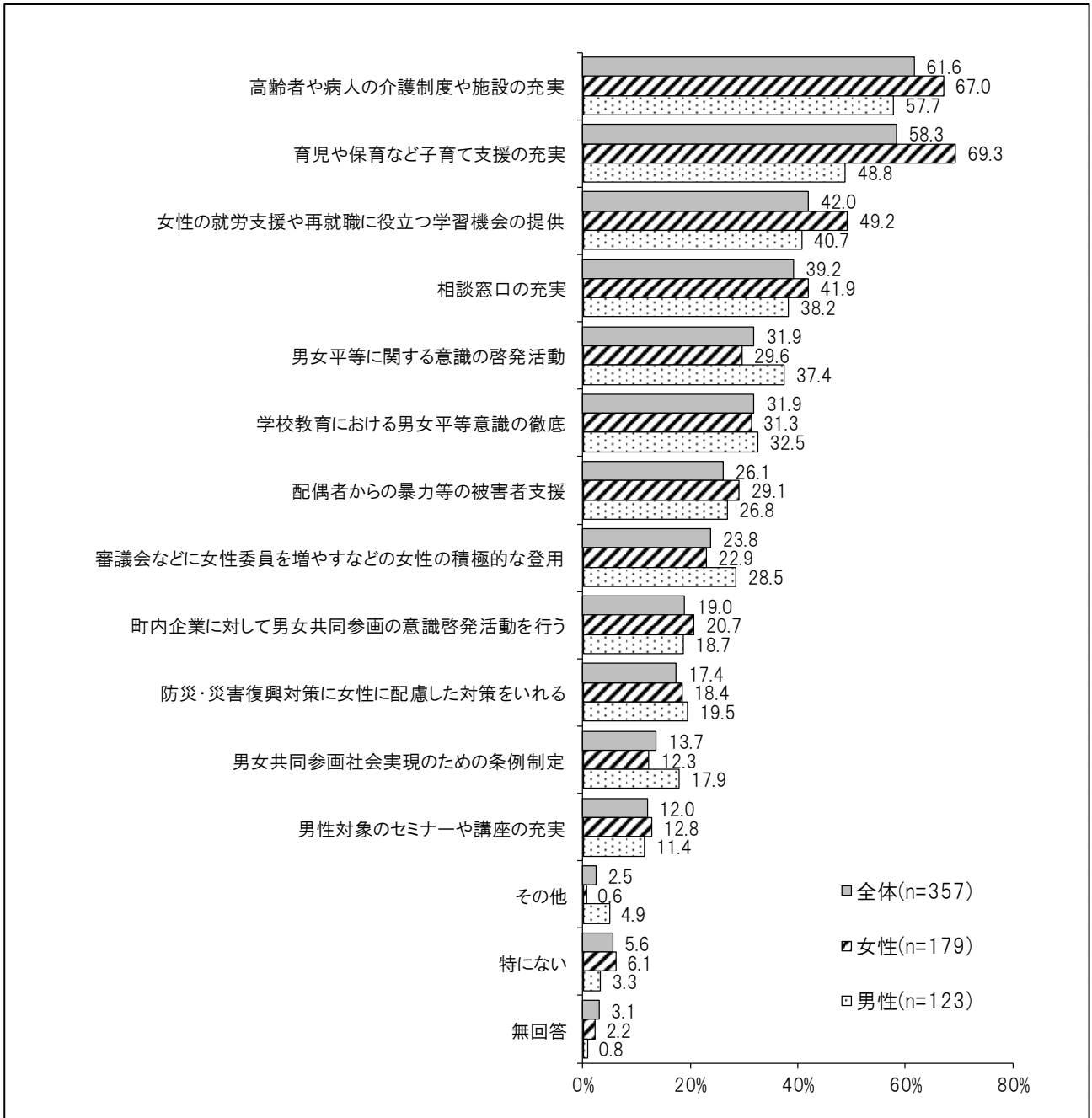
③ 三芳町が男女共同参画推進施策として重視すべきことについて

全体では「高齢者や病人の介護制度や施設の充実」が61.6%で最も高く、次いで「育児や保育など子育て支援の充実」が58.3%、「女性の就労支援や再就職に役立つ学習機会の提供」が42.0%、「相談窓口の充実」が39.2%と続いています。

女性では「育児や保育など子育て支援の充実」が69.3%で最も高く、男性より20.5ポイント高くなっています。上位4項目ではいずれも男性より高い割合を占めています。

男性では「高齢者や病人の介護制度や施設の充実」が57.7%で最も高くなっています。

■男女共同参画推進施策として重視すべきことについて（複数回答可）



3-2 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査（平成30年度調査概要）

(1) 目的

来年度(31年度)が第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画の中間年度事業評価・見直しの年であり、住民の皆様の男女平等意識や男女共同参画の実態を把握し、基礎資料とするため、「三芳町男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

(2) 調査期間

平成30年7月20日（金）～平成30年8月20日（月）

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収

(4) 調査対象者

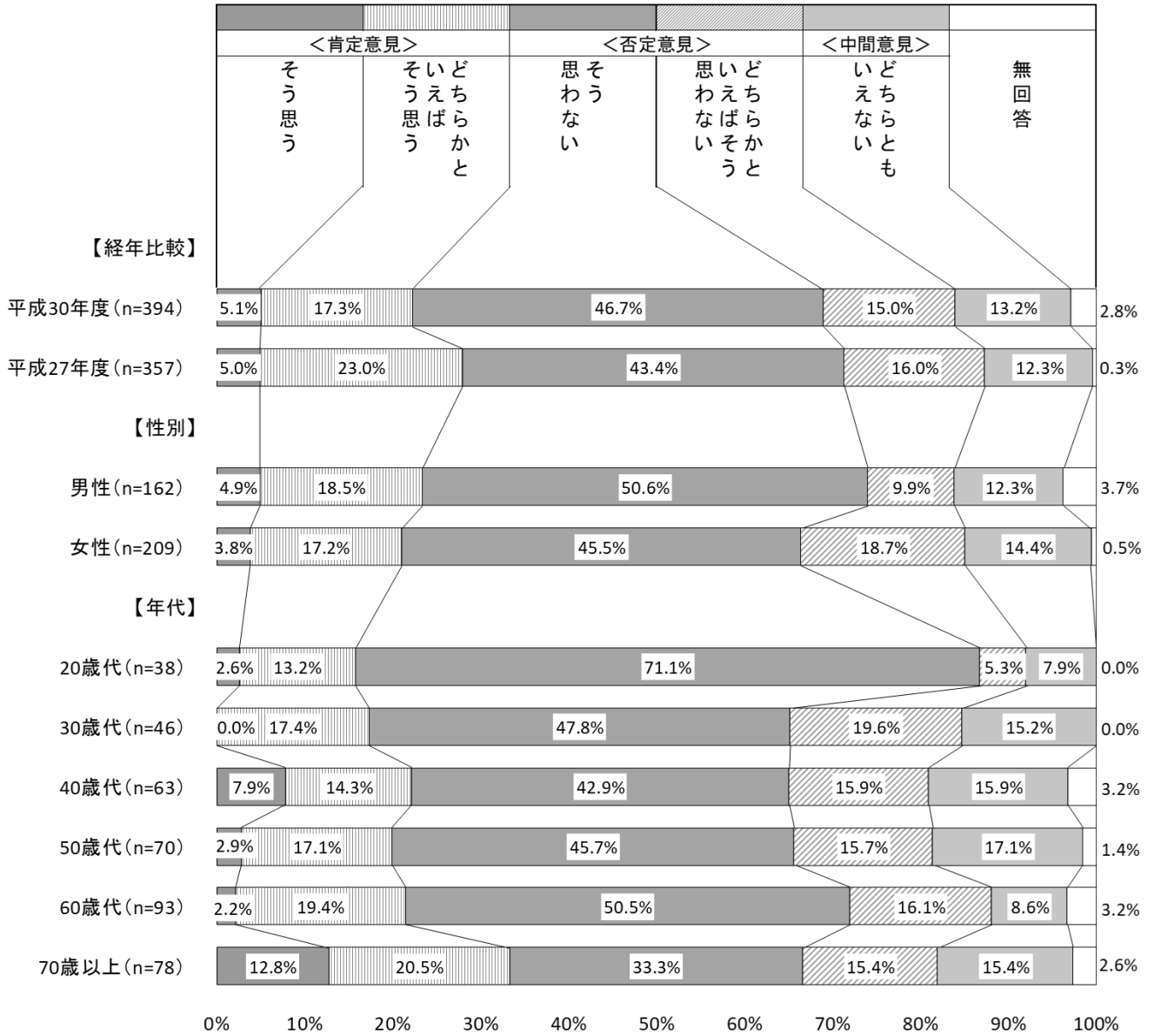
三芳町在住の20歳以上の方を対象として、1,000名に無作為調査を実施しました。

(5) 配布数及び回収数

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
1,000	394	39.4%	394	39.4%

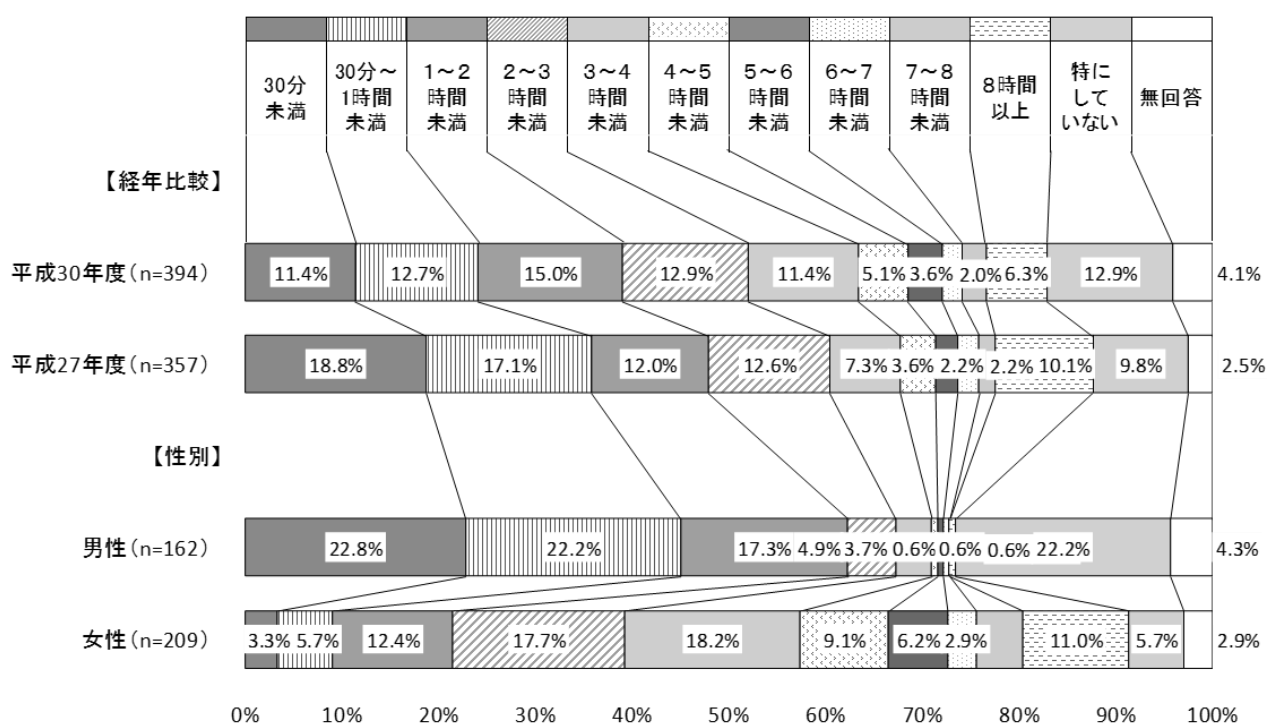
(1) 男女平等意識について

◆男は仕事、女は家庭という考え方については、全体では否定意見が約6割、やや女性の方が否定的な意識が強く、年代では若い人ほどその傾向があります。

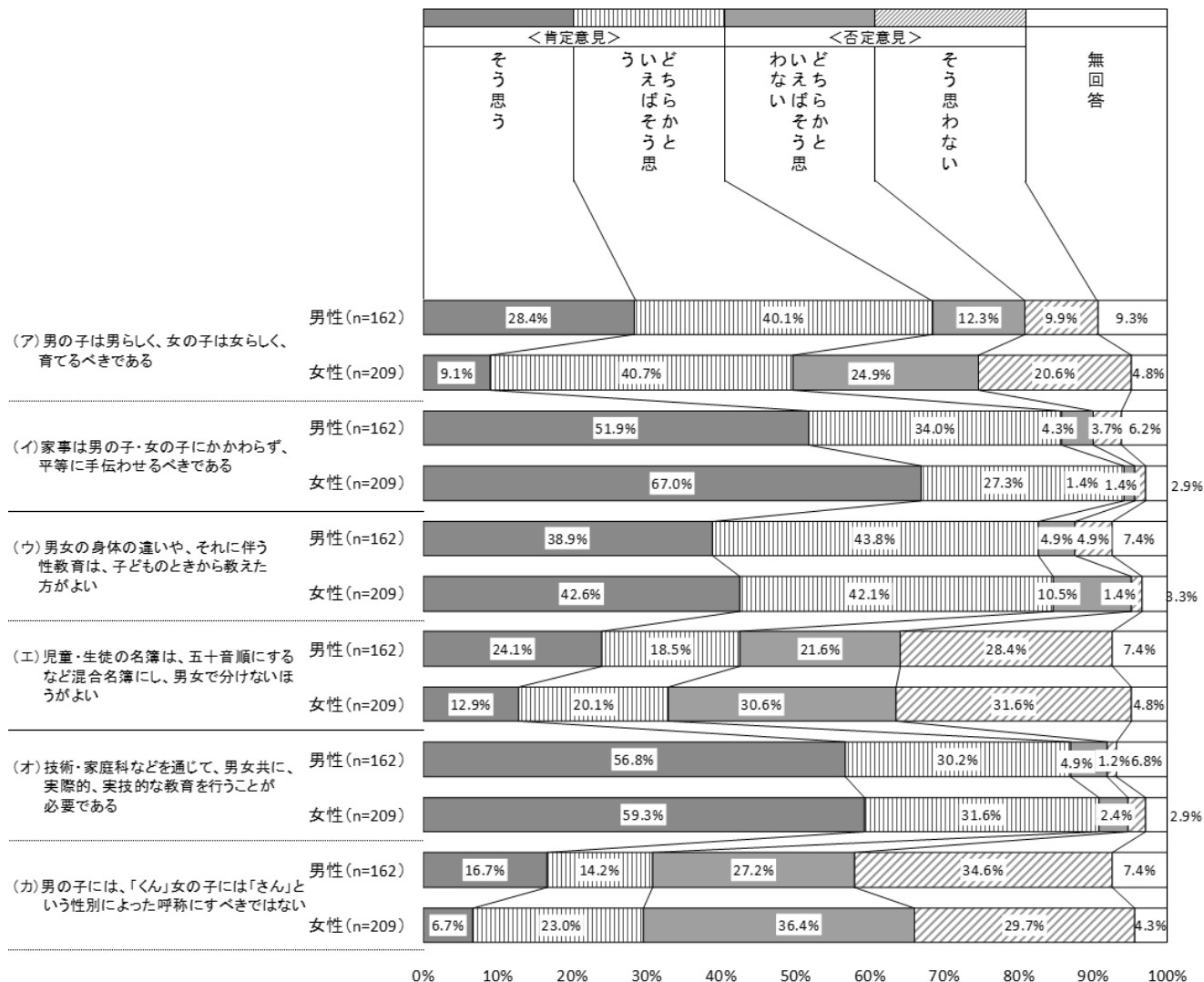


(2) 家庭生活（家事・子育て・介護）について

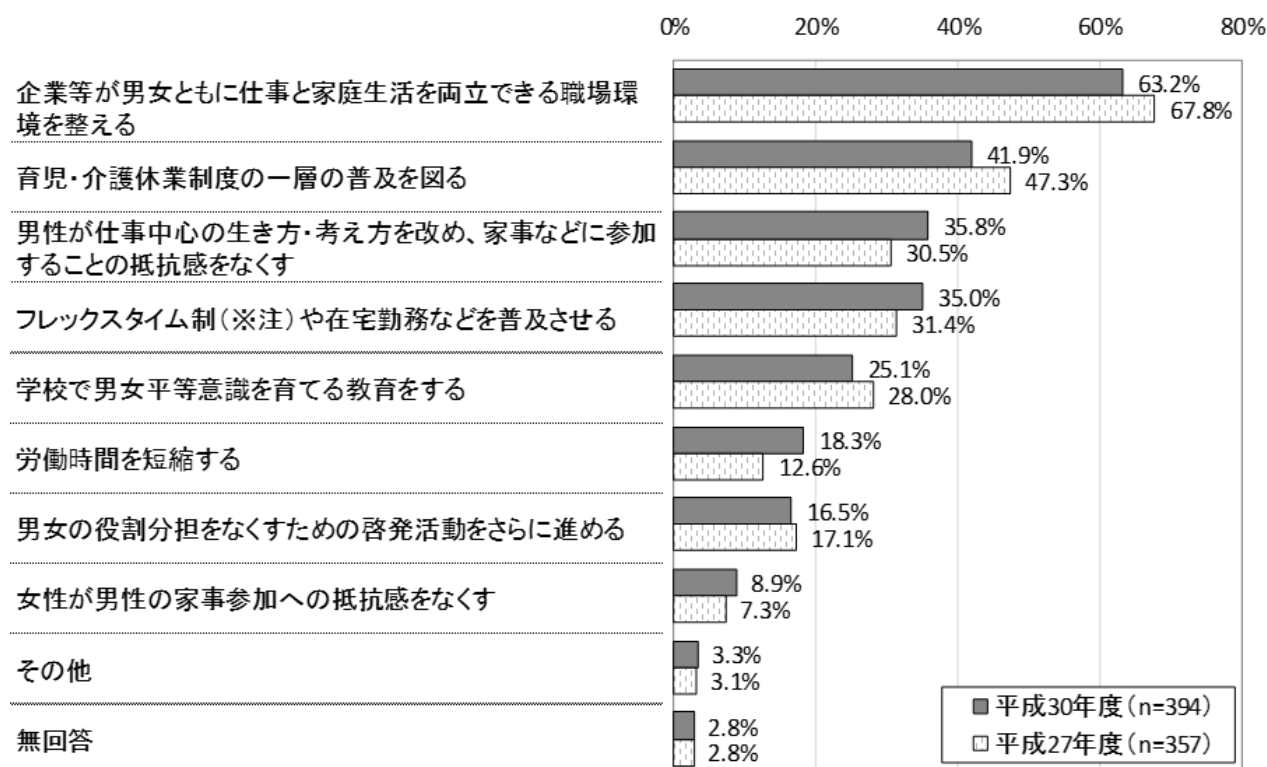
◆平日の家事・子育て・介護にかかわる時間は、男性は2時間未満が6割を超え、女性は2～4時間が4割程度となっています。



◆家庭での子育てについては、性別に関わらず家事を手伝わせるべきとの回答が6割を超えており、学校での教育についても、性別に関わらず技術・家庭科の教育を行い、実際に役立つよう教育するべきとの回答が6割弱を超えています。



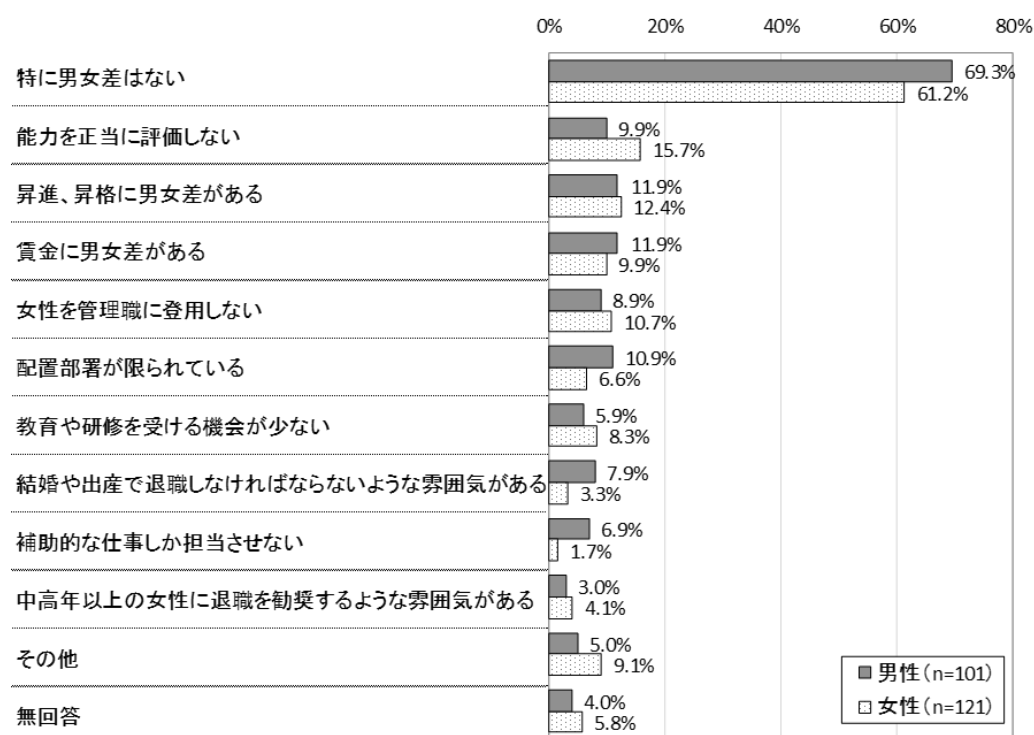
◆今後、家庭で男女ともに積極的に家事・子育て・介護を行うために必要なことは、働いている企業の仕事と家庭を両立できる職場環境の整備が6割を超え大切と考えています。



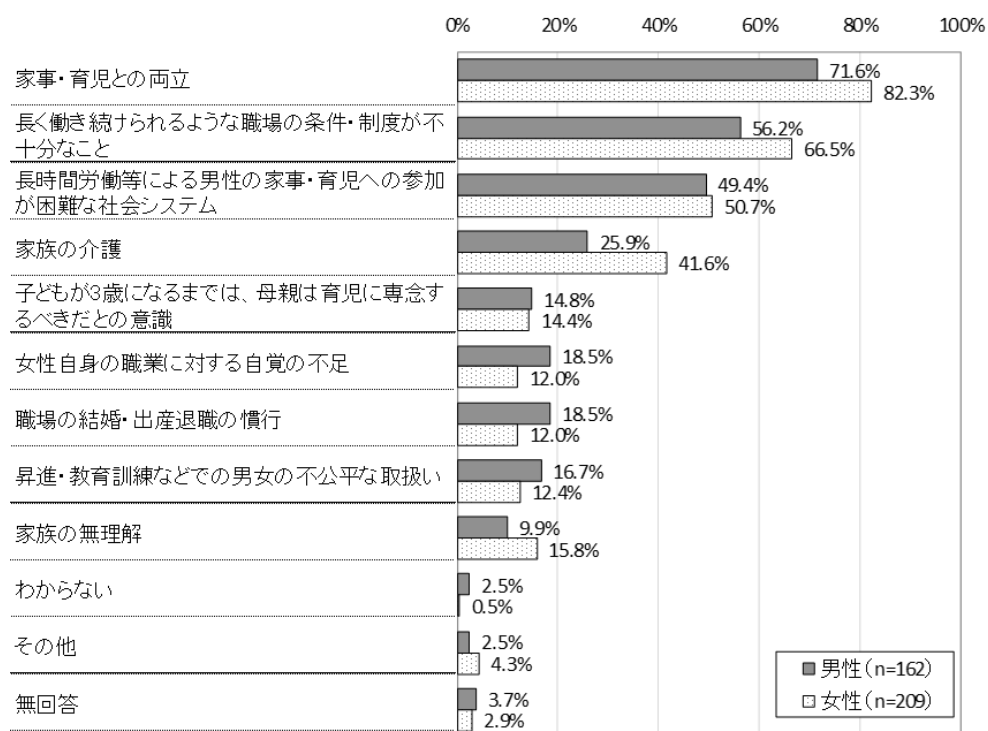
※注：フレックスタイム制・・・労働者が一定の定められた時間帯の中で、労働の始期と終期を自由に決定できる労働時間制

(3) 就業について

◆現在働いている職場の環境は、仕事内容、待遇面で男女差はないと6割を超える方が回答しており、平成27年調査より男女差がなくなっていると回答しています。

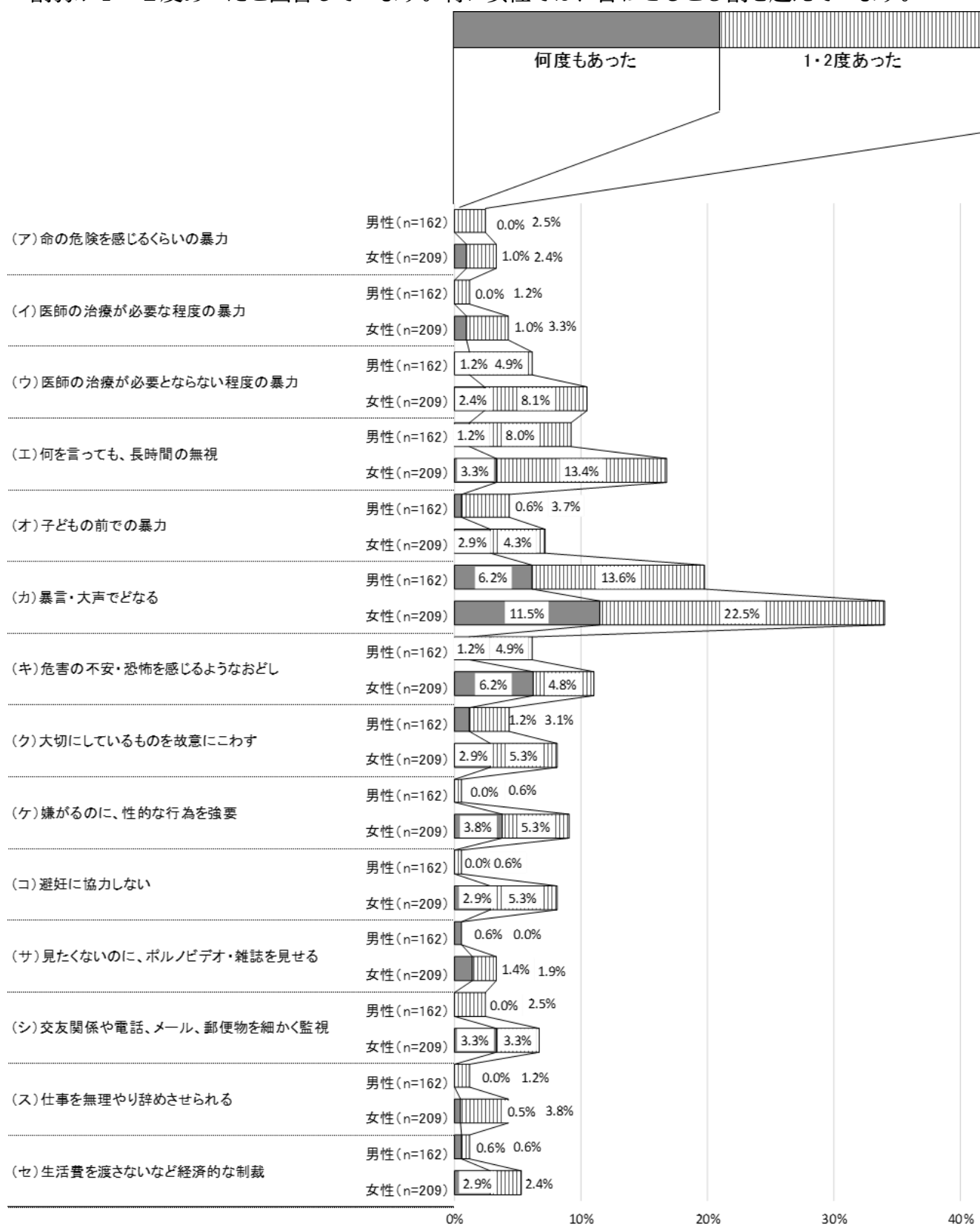


◆女性が長く働き続けることを困難にしている理由は、家事育児との両立が8割弱、職場の条件や制度が不十分と約6割の方が回答しています。

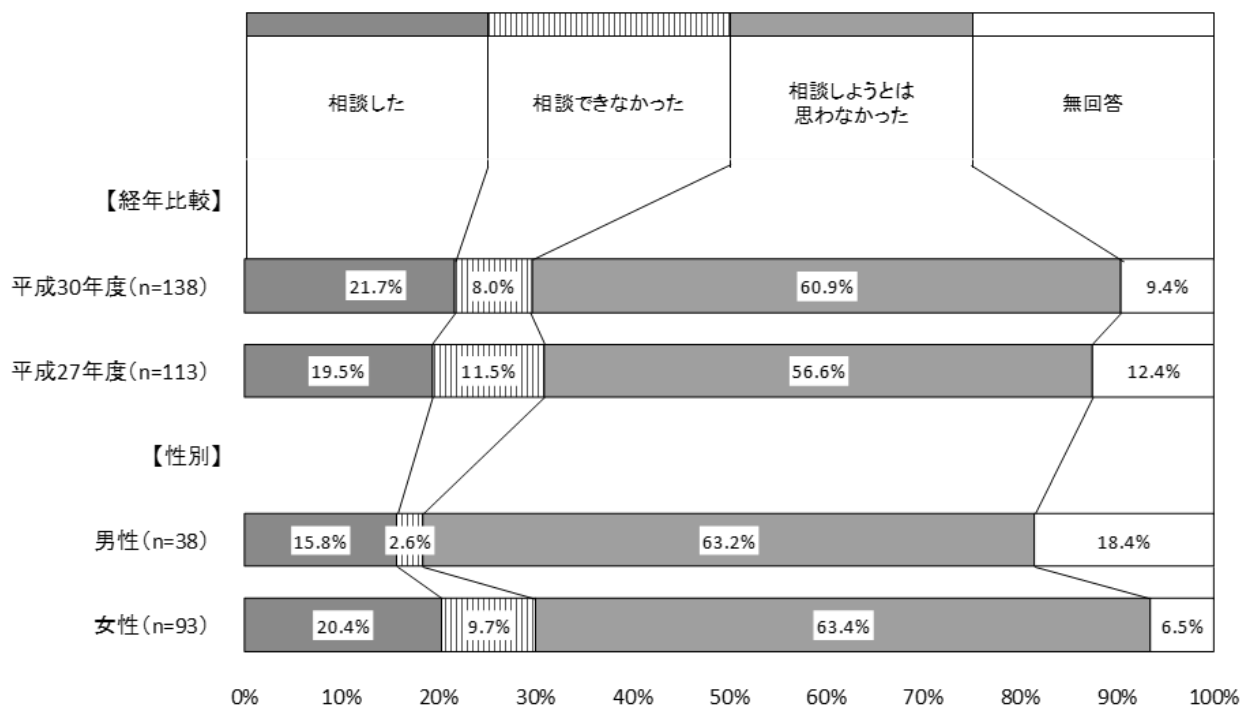


(4) 人権の尊重について

◆ドメスティック・バイオレンスについては、暴言や大声でどなるなどは何度もあるが1割、2割弱が1・2度あったと回答しています。特に女性では、合わせると3割を超えています。

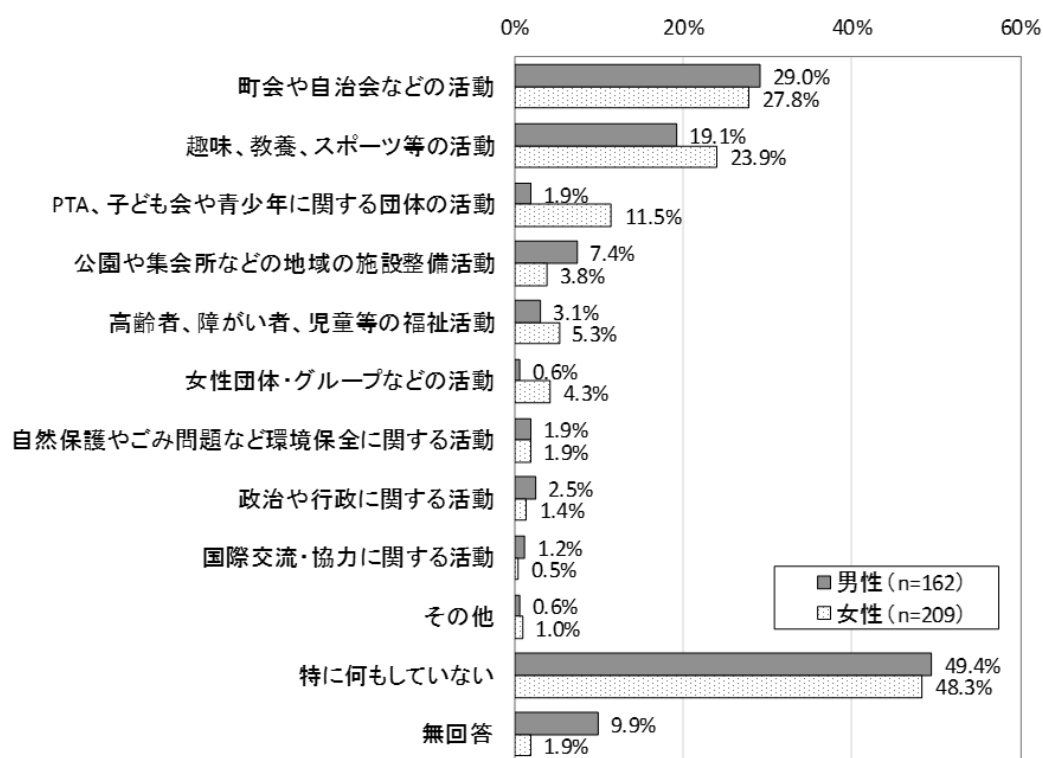


◆ドメスティック・バイオレンスを受けた場合の相談については、2割が相談をしていますが、1割は相談できなかった、6割は相談しようと思わなかったと回答しており、相談しない理由は、相談するほどの事ではないと思ったから約6割、相談しても無駄だと思ったから4割弱となっています。

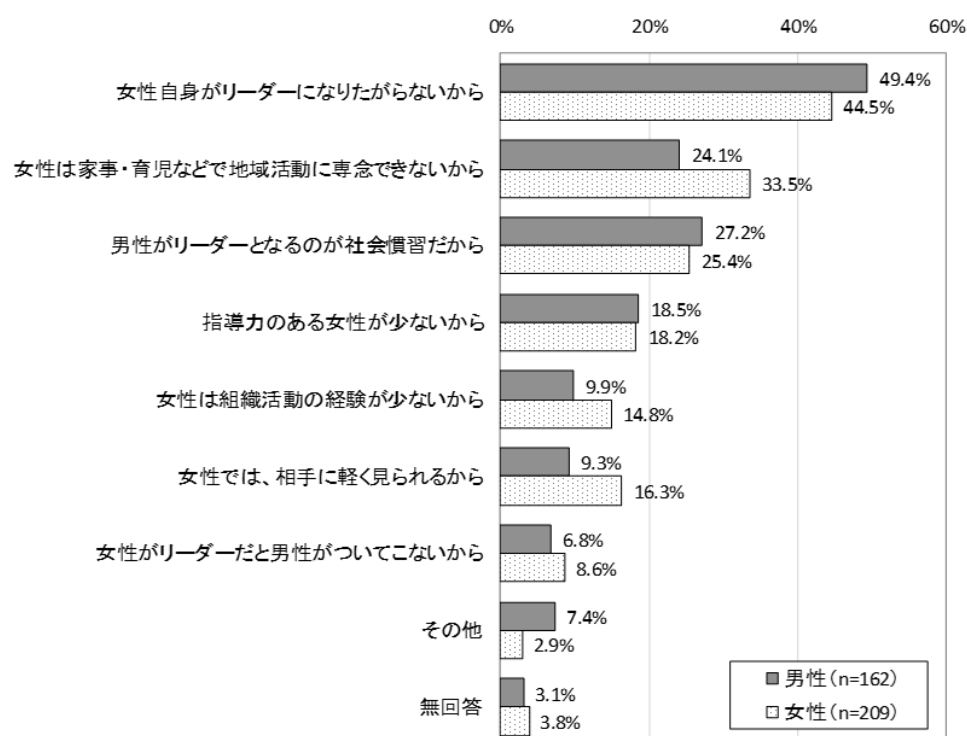


(5) 地域での社会参画について

- ◆地域活動については、何もしていないが5割弱、町会や自治会活動が3割弱となっており、何もしていない理由は、仕事が忙しいや興味がないが3割を超えています。

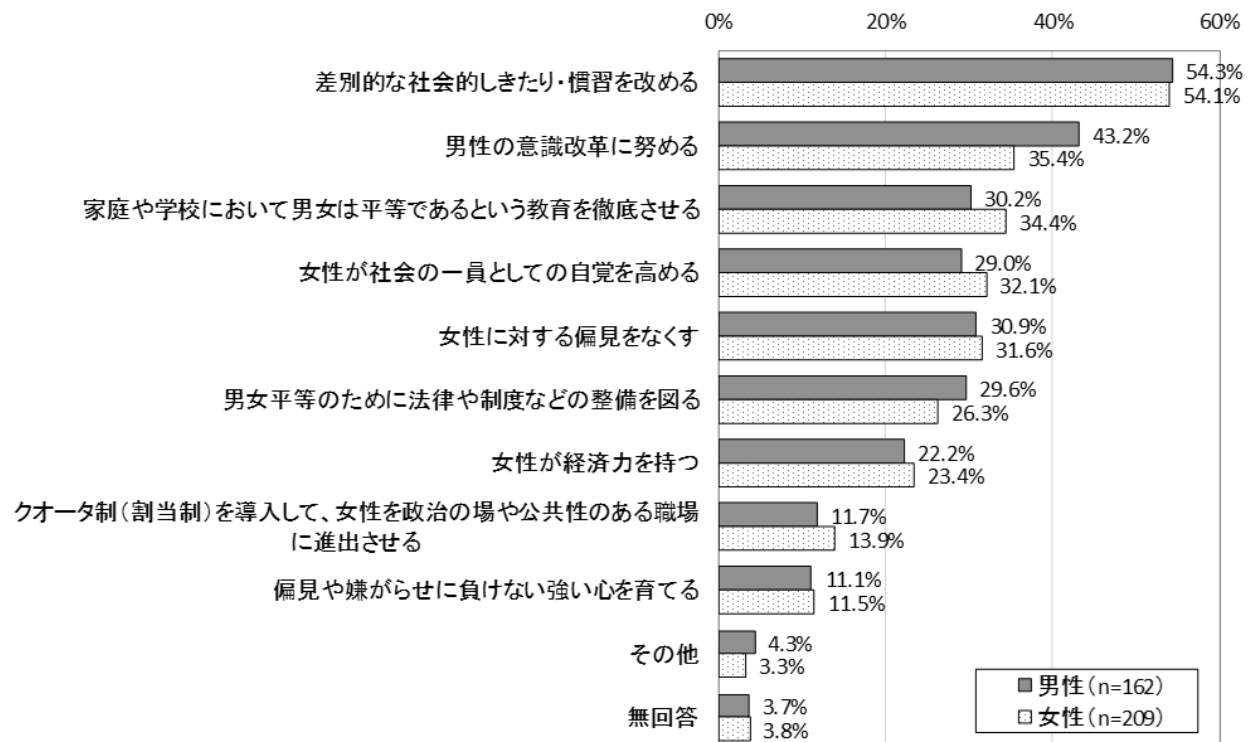


- ◆地域活動の担い手に女性が多くなっていますが、会長やリーダーに女性が少ない原因として、女性自身がリーダーになりたがらないが5割弱、家事・育児で地域活動に専念できないからが約3割となっています。



(6) 男女共同参画社会に向けた取組について

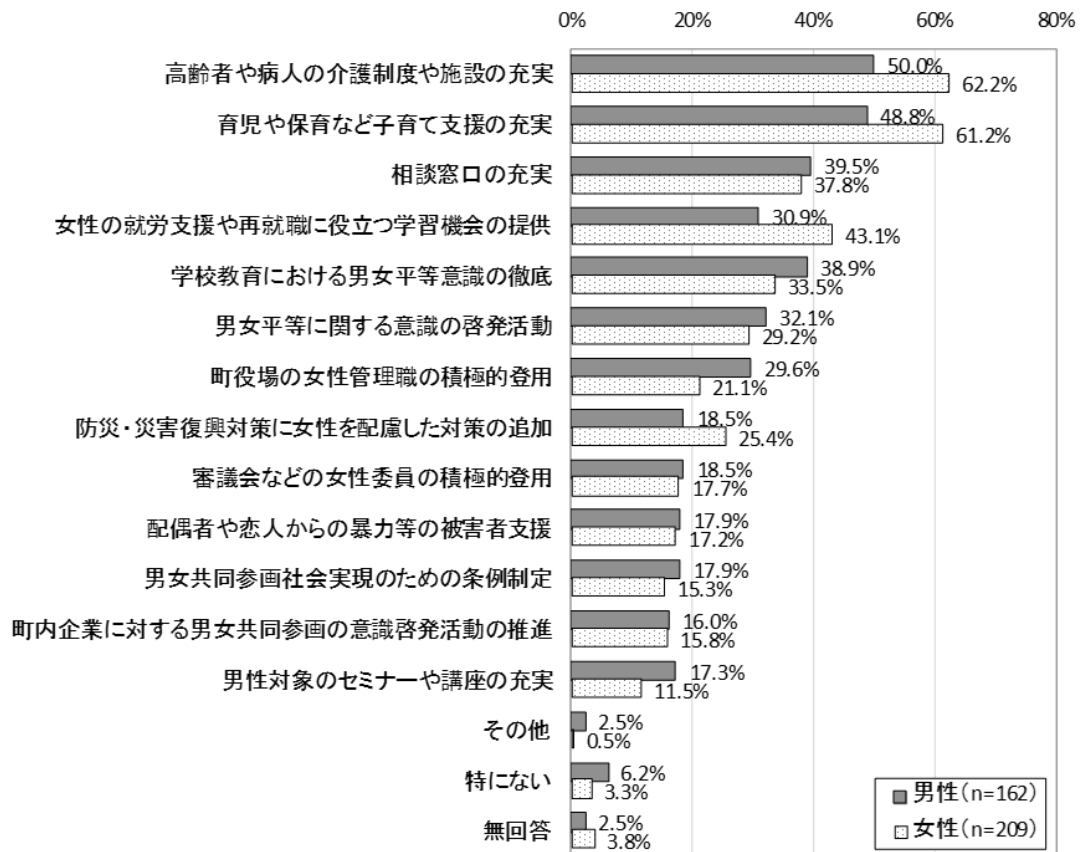
◆男女共同参画社会に向けて必要なことは、差別的な社会的しきたり・慣習を改めるが5割を超え、男性の意識改革に努めるが4割弱となっており、男性自身にその意識が強くなっています。



◆男女共同参画に関する言葉は、男女雇用機会均等法が内容も知っているのが約5割、育児・休業法、LGBTが約4割の知名度となっていますが、三芳町の計画や情報誌については5%未満となっています。



◆三芳町の男女共同参画の施策に必要なことは、高齢者や病人の介護制度や施設の充実、育児や保育など子育て支援の充実がそれぞれに5割を超えています。



4 三芳町男女共同参画に関する事業所アンケート調査

(1) 目的

各事業所における男女共同参画についての取組内容をうかがい、みよし男女共同参画プランの見直しや今後の施策の実施に反映させることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容

調査の方法	内 容
調査対象	三芳町内の事業所
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和元年8月29日～9月20日

(3) 回収結果

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
200	64	64	32.0%

(4) 報告書の見方

- ・本報告書では、回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
- ・本報告書では、回答する必要のない箇所及び回答すべき箇所でないところを回答している場合は「非該当」として扱います。
- ・設問の構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（%）で示している。したがって、非該当者数は、構成比に含まれません。
- ・比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答については、回答者数を基数として百分率（%）で示しています。したがって、合計値は100%にならない場合もあります。
- ・グラフの3%未満の表記は、細かく見にくい為、表のみに記載しています。
- ・回答者数が少ない為、件数で記載しています。

(5) 調査結果

1 令和元年（2019年）8月1日現在の貴事業所の状況について

問1 主な業種は「製造業」が19件と最も多く、次いで「建設業」、「卸売・小売業」がともに8件となっています。

項目	度数	構成比
建設業	8	12.5%
製造業	19	29.7%
電気・ガス・水道業	2	3.1%
運輸・通信業	7	10.9%
卸売・小売業	8	12.5%
飲食業	1	1.6%
金融・保険業	0	0.0%
不動産業	0	0.0%
教育・学習支援業	2	3.1%
医療・福祉	5	7.8%
サービス業	4	6.3%
その他	5	7.8%
無回答	3	4.7%
合計	64	100.0%

問2 事業所の従業員数について

【正規従業員(社長・店主等含む)】

女性の正規従業員は、「1～10人」が51件と最も多く、次いで「11～20人」が5件となっています。男性の正規従業員は、「1～10人」が31件と最も多く、次いで「11～20人」が11件、「21～30人」が7件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	3	4.7%	1	1.6%
1～10人	51	79.7%	31	48.4%
11～20人	5	7.8%	11	17.2%
21～30人	0	0.0%	7	10.9%
31～40人	2	3.1%	5	7.8%
41～50人	1	1.6%	1	1.6%
51～100人	0	0.0%	4	6.3%
101～200人	1	1.6%	3	4.7%
無回答	1	1.6%	1	1.6%
合計	64	100.0%	64	100.0%

【パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等】

女性のパート、アルバイト、派遣社員、契約社員等は、「1～10人」が28件と最も多く、次いで「0人」が8件となっています。

男性のパート、アルバイト、派遣社員、契約社員等は、「1～10人」が28件と最も多く、次いで「0人」が9件、「11～20人」が6件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	8	12.5%	9	14.1%
1～10人	28	43.8%	28	43.8%
11～20人	4	6.3%	6	9.4%
21～30人	1	1.6%	1	1.6%
31～40人	2	3.1%	0	0.0%
41～50人	2	3.1%	4	6.3%
51～100人	2	3.1%	0	0.0%
101～200人	3	4.7%	2	3.1%
無回答	14	21.9%	14	21.9%
合計	64	100.0%	64	100.0%

問3 役員・管理職(※)の人数

※部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断

【役員・事業主】

女性の役員・管理職は、「0人」が27件と最も多く、次いで「1人」が26件となっています。
 男性の役員・管理職は、「1人」が24件と最も多く、次いで「2人」が15件、「3人」が11件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	27	42.2%	5	7.8%
1人	26	40.6%	24	37.5%
2人	6	9.4%	15	23.4%
3人	1	1.6%	11	17.2%
4人	0	0.0%	3	4.7%
5人以上	0	0.0%	2	3.1%
無回答	4	6.3%	4	6.3%
合計	64	100.0%	64	100.0%

【部長相当職】

女性の部長相当職は、「0人」が29件と最も多く、次いで「1人」が7件となっています。
 男性の部長相当職は、「1人」が19件と最も多く、次いで「2人」が5件、「3人」「5人以上」がともに4件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	29	45.3%	3	4.7%
1人	7	10.9%	19	29.7%
2人	1	1.6%	5	7.8%
3人	0	0.0%	4	6.3%
4人	0	0.0%	2	3.1%
5人以上	0	0.0%	4	6.3%
無回答	27	42.2%	27	42.2%
合計	64	100.0%	64	100.0%

【課長相当職】

女性の課長相当職は、「0人」が27件と最も多く、次いで「1人」が7件となっています。

男性の課長相当職は、「1人」が15件と最も多く、次いで「5人以上」が6件、「3人」が5件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	27	42.2%	3	4.7%
1人	7	10.9%	15	23.4%
2人	1	1.6%	4	6.3%
3人	0	0.0%	5	7.8%
4人	0	0.0%	2	3.1%
5人以上	0	0.0%	6	9.4%
無回答	29	45.3%	29	45.3%
合計	64	100.0%	64	100.0%

【係長相当職】

女性の係長相当職は、「0人」が15件と最も多く、次いで「1人」が9件となっています。

男性の係長相当職は、「5人以上」が10件と最も多く、次いで「0人」が7件、「2人」が5件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	15	23.4%	7	10.9%
1人	9	14.1%	3	4.7%
2人	2	3.1%	5	7.8%
3人	1	1.6%	4	6.3%
4人	3	4.7%	1	1.6%
5人以上	0	0.0%	10	15.6%
無回答	34	53.1%	34	53.1%
合計	64	100.0%	64	100.0%

問4 事業所の正社員の平均勤続年数

【平均年齢】

女性の平均年齢は、「50歳以上60歳未満」が15件と最も多く、次いで「40歳以上50歳未満」「60歳以上」がともに12件となっています。

男性の平均年齢は、「40歳以上50歳未満」が27件と最も多く、次いで「50歳以上60歳未満」が14件、「30歳以上40歳未満」が11件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
30歳未満	6	9.4%	1	1.6%
30歳以上40歳未満	11	17.2%	11	17.2%
40歳以上50歳未満	12	18.8%	27	42.2%
50歳以上60歳未満	15	23.4%	14	21.9%
60歳以上	12	18.8%	4	6.3%
無回答	8	12.5%	7	10.9%
合計	64	100.0%	64	100.0%

【平均勤続年数】

女性の平均勤続年数は、「10年以上20年未満」が22件と最も多く、次いで「5年以上10歳未満」が13件、「3年以上5年未満」が10件となっています。

男性の平均勤続年数は、「10年以上20年未満」が24件と最も多く、次いで「5年以上10歳未満」が22件となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
3年未満	4	6.3%	0	0.0%
3年以上5年未満	10	15.6%	3	4.7%
5年以上10年未満	13	20.3%	22	34.4%
10年以上20年未満	22	34.4%	24	37.5%
20年以上30年未満	3	4.7%	3	4.7%
30年以上	5	7.8%	4	6.3%
無回答	7	10.9%	8	12.5%
合計	64	100.0%	64	100.0%

2 女性の活躍推進（※）について

※平成27年（2015年）9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定されました。この法律は、「自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、この個性と能力を十分に発揮し、職業生活で活躍することにより、豊かで活力のある社会の実現を図る」ことを目的としています。三芳町では、今後予想される少子高齢化の中で、活力あるまちを維持・発展させていくために、女性の活躍推進が不可欠であると考え、事業所の女性従業員について伺います。

問5 事業所が女性従業員に望む働き方では、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が32件と最も多く、次いで「育児が一段落してから再び働く（フルタイム）」が10件、「育児が一段落してから再び働く（パートタイム）」が7件となっています。

項目	度数	構成比
結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける	32	50.0%
育児が一段落してから再び働く(フルタイム)	10	15.6%
育児が一段落してから再び働く(パートタイム)	7	10.9%
結婚するまで仕事を継続	0	0.0%
出産するまで仕事を継続	1	1.6%
その他	5	7.8%
無回答	9	14.1%
合計	64	100.0%

問6-1 働きやすい職場にするために努力していること（あてはまるもの全てに○）

働きやすい職場にするために、努力していることでは、「継続して就業できるよう配置・転勤等の考慮」が20件と最も多く、次いで「仕事と家庭を両立させるための制度の充実」が19件、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施」が15件となっています。

また、「特に何も行っていない」が16件となっています。

項目	度数	構成比
女性活躍に関する担当部局を設け、担当者を配置するなど企業内の推進体制の整備	4	6.3%
女性の少ない職場の環境整備を行い、女性を配置	5	7.8%
女性の少ない職種に女性を積極的に雇用	5	7.8%
人事考課基準、昇進・昇格基準等の明確化	10	15.6%
継続して就業できるよう配置・転勤等の考慮	20	31.3%
仕事と家庭を両立させるための制度の充実	19	29.7%
業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施	15	23.4%
その他	4	6.3%
特に何も行っていない	16	25.0%
無回答	1	1.6%
回答者数	64	

問6-1で「女性活躍に関する担当部局を設け、担当者を配置するなど企業内の推進体制の整備」～「その他」を回答した方

問6-2 努力した結果得られた効果（あてはまるもの全てに○）

努力した結果、得られたことでは、「女性の就業年数が延びた」が28件と最も多く、次いで「職場の雰囲気がよくなって活気が出た」が19件、「女性の活躍により、会社の利益が上がった」が9件となっています。

項目	度数	構成比
職場の雰囲気がよくなって活気が出た	19	40.4%
女性の就業年数が延びた	28	59.6%
女性のチャレンジ意欲が向上した (例: 女性の発案の増加/資格取得希望者の増加等)	8	17.0%
女性の責任感が向上した (例: 昇進・昇格を目指す女性の増加/リーダーの増加等)	8	17.0%
女性の活躍により、会社の利益が上がった	9	19.1%
外部の評価・企業イメージが向上した	6	12.8%
就職希望者が増加した	6	12.8%
その他	1	2.1%
特になし	3	6.4%
無回答	1	2.1%
回答者数	47	
非該当	17	
合計	64	

問7 女性の登用を推進するうえでの問題点（あてはまるもの全てに○）

女性の登用を推進するうえでの問題点では、「家庭での家事・育児などの負担を考慮する必要がある」が22件と最も多く、次いで「時間外勤務、深夜勤務をさせにくい」が14件となっています。

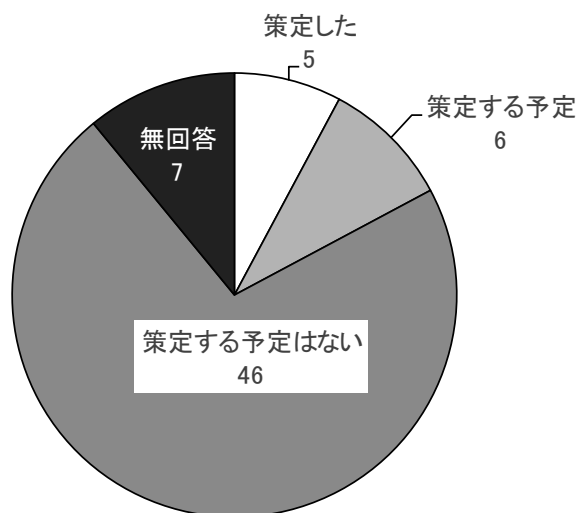
また、「問題はない」が21件となっています。

項目	度数	構成比
女性の勤続年数が短い	4	6.3%
家庭での家事・育児などの負担を考慮する必要がある	22	34.4%
女性は職業意識が低い	3	4.7%
時間外勤務、深夜勤務をさせにくい	14	21.9%
就業環境の整備にコストがかかる	5	7.8%
ロールモデルとなる女性の先輩がいない	7	10.9%
会社及び取引先を含め、男性の認識、理解が不十分である	7	10.9%
その他	7	10.9%
問題はない	21	32.8%
無回答	4	6.3%
回答者数	64	

問8 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(※)を策定しましたか。

※女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません(300人以下の中小企業は努力義務)。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定したかでは、「策定した」が5件、「策定する予定」が6件、「策定する予定はない」が46件となっています。



項目	度数	構成比
策定した	5	7.8%
策定する予定	6	9.4%
策定する予定はない	46	71.9%
無回答	7	10.9%
合計	64	100.0%

3 育児休業制度等について

問9-1 平成28年(2016年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までに女性従業員で出産を経験した方のいる事業所は、13件、男性従業員で配偶者が出産を経験した方のいる事業所は、23件で、合計28事業所となっています。

その内、育児休業を取得、又は取得申出をしている人の数は、女性で10件、男性で3件となっています。

【(本人、又は配偶者が出産した従業員数)】

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	15	23.4%	5	7.8%
1人	6	9.4%	10	15.6%
2人	2	3.1%	8	12.5%
3人	2	3.1%	1	1.6%
4人	1	1.6%	1	1.6%
5人	0	0.0%	1	1.6%
7人	1	1.6%	0	0.0%
10人	0	0.0%	1	1.6%
11人	0	0.0%	1	1.6%
35人	1	1.6%	0	0.0%
無回答	36	56.3%	36	56.3%
合計	64	100.0%	64	100.0%

【内、育児休業を取得、又は取得申出をしている人の数】

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	8	28.6%	15	53.6%
1人	5	17.9%	0	0.0%
2人	1	3.6%	3	10.7%
3人	2	7.1%	0	0.0%
4人	1	3.6%	0	0.0%
35人	1	3.6%	0	0.0%
無回答	10	35.7%	10	35.7%
回答者数	28	100.0%	28	100.0%
非該当	36		36	
合計	64		64	

問9-1で「育児休業を取得、又は取得申出をしている人の数」が「0」でない事業所

問9-2 育児休業を取得、又は取得申出をしている女性は、「6ヶ月以上1年未満」が8件、「1年以上」は、6件となっています。その内「6ヶ月以上1年未満」の取得人数は「1人」が3件、「3人」が2件、「1年以上」の取得人数は「1人」が3件となっています。

育児休業を取得、又は取得申出をしている男性は、「1ヶ月未満」が2件となっています。

【女性】取得期間別人数内訳

	6ヶ月以上 1年未満	1年以上	項目	女性	男性
				度数	度数
1人	3	3	1ヶ月未満	0	2
2人	1	1	1ヶ月以上3ヶ月未満	0	0
3人	2	0	3ヶ月以上6ヶ月未満	1	0
4人	1	0	6ヶ月以上1年未満	8	0
5人	0	1	1年以上	6	0
11人	1	0	無回答	1	10
23人	0	1	回答者数	12	12
回答者数	8	6	非該当	52	52
非該当	56	58	合計	64	64
合計	64	64			

問10 男性の育児休業取得促進のための方策（あてはまるもの全てに○）

男性の育児休業取得促進のための方策では、「相談体制を整えている」が7件と多く、次いで「代替要員の確保など人員配置の配慮を行っている」が5件となっています。

また、「特に何も行ってない」が47件となっています。

項目	度数	構成比
相談体制を整えている	7	10.9%
会社、上司から取得を促している	2	3.1%
代替要員の確保など人員配置の配慮を行っている	5	7.8%
休業中の経済的補填を行っている	1	1.6%
育児休業取得率の目標を設定している	0	0.0%
その他	2	3.1%
特に何も行ってない	47	73.4%
無回答	4	6.3%
回答者数	64	

問 11 子どものいる従業員のために、育児休業の他、特別な配慮をしていますか。(あてはまるもの全てに○)

子どものいる従業員のために、育児休業の他、特別な配慮をしているかでは、「勤務時間短縮、時差出勤」が23件と最も多く、次いで「時間外労働軽減・免除」が16件となっています。

また、「特に何も行ってない」23件となっています。

項目	度数	構成比
勤務時間短縮、時差出勤	23	35.9%
時間外労働軽減・免除	16	25.0%
在宅勤務制度	0	0.0%
その他	10	15.6%
特に何も行ってない	23	35.9%
無回答	3	4.7%
回答者数	64	

4 介護休業制度について

問12 平成28年(2016年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までに介護休業を取得した従業員は、女性が、3件(延べ6人)、男性は、4件(延べ4人)となっています。

項目	女性		男性	
	度数	構成比	度数	構成比
0人	4	6.3%	3	4.7%
1人	2	3.1%	4	6.3%
4人	1	1.6%	0	0.0%
無回答	57	89.1%	57	89.1%
合計	64	100.0%	64	100.0%

問13 家族の介護をしながら働いている人のために、事業所でしている特別な配慮(あてはまるもの全てに○)

家族の介護をしながら働いている人のために特別な配慮をしているかでは、「勤務時間短縮、時差出勤」が13件と最も多く、次いで「時間外労働軽減・免除」が10件となっています。

また、「特に何も行っていない」が36件となっています。

項目	度数	構成比
勤務時間短縮、時差出勤	13	20.3%
時間外労働軽減・免除	10	15.6%
在宅勤務制度	1	1.6%
その他	4	6.3%
特に何も行っていない	36	56.3%
無回答	6	9.4%
回答者数	64	

5 ハラスメント(※)に対する取組について

※パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、モラルハラスメント等、あらゆるハラスメント行為を含みます。

- ・パワーハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。
- ・セクシュアルハラスメント：職場に置いて行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されたりすることです。同性に対するものも含まれます。
- ・マタニティハラスメント：女性の妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いのことです。男性の育児休業制度等の利用を理由とする嫌がらせはパタニティハラスメントといいます。

問14 ハラスメントに対する取組（あてはまるもの全てに○）

ハラスメントに対する取組をしているかでは、「就業規則や社内規定などに、各種ハラスメント禁止を規定している」が18件と最も多く、次いで「社内に相談窓口を設置している」が13件となっています。

また、「特に何も行ってない」が36件となっています。

項目	度数	構成比
就業規則や社内規定などに、各種ハラスメント禁止を規定している	18	28.1%
社内に相談窓口を設置している	13	20.3%
社外の相談窓口を周知している	5	7.8%
会社や組合に対策委員会のような機関を設置している	0	0.0%
社内研修等実施している	7	10.9%
その他	4	6.3%
特に何も行ってない	36	56.3%
無回答	2	3.1%
回答者数	64	

6 ワーク・ライフ・バランス(※) (仕事と生活の調和)について

※ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家族や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされます。

問 15 全ての従業員を対象に行っている制度はありますか。

全ての従業員を対象に行っている制度では、「勤務時間短縮、時差出勤」「時間外労働軽減・免除」がともに 10 件となっています。

また、「特に何も行っていない」が 37 件となっています。

項目	度数	構成比
勤務時間短縮、時差出勤	10	15.6%
時間外労働軽減・免除	10	15.6%
在宅勤務制度	0	0.0%
その他	1	1.6%
特に何も行っていない	37	57.8%
無回答	6	9.4%
合計	64	100.0%

問 16 ワーク・ライフ・バランスの取組によって期待できるメリット（あてはまるもの全てに○）

ワーク・ライフ・バランスの取組によって得られるメリットでは、「従業員の定着につながる」が 38 件と最も多く、次いで「従業員の仕事への意欲が向上する」が 20 件となっています。

また、「特にない」が 19 件となっています。

7 男女共同参画社会づくりについて

問 17 男女共同参画社会を実現していくために、三芳町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(特に必要だと思うもの3つに○)

男女共同参画社会を実現していくために、三芳町は今後どのようなことに力を入れていくべきかでは、「保育サービスや介護サービスを充実させる」が36件と最も多く、次いで「子育てや介護で一旦仕事を辞めた人の再就職を支援する」が31件、「ひとり親家庭の就業や生活自立に向けた支援を充実させる」が16件となっています。

項目	度数	構成比
町の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する	9	14.1%
民間企業や団体などの管理職に女性の登用が進むよう支援する	8	12.5%
保育サービスや介護サービスを充実させる	36	56.3%
子育てや介護で一旦仕事を辞めた人の再就職を支援する	31	48.4%
労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める	8	12.5%
男性の家事、育児、介護への参画を促進する	9	14.1%
ひとり親家庭の就業や生活自立に向けた支援を充実させる	16	25.0%
男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実させる	8	12.5%
その他	2	3.1%
特にない	10	15.6%
無回答	5	7.8%
回答者数	64	

5 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 三芳町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画の策定に当たり、住民及び関係団体の意見を広く反映させるため、三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三芳町男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）策定に関すること。
- (2) その他計画策定について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 公募による者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定を終える日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が議長となり、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、第4条の規定による委員の任期が終了した日の翌日に、その効力を失う。

6 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
1号委員 (関係団体の代表者)	竹島美香子	三芳町商工会
	横山八重子	三芳町男女共同参画共同参画推進会議会長
	○ 吉野 浩之	三芳町体育協会会長
2号委員 (公募による者)	塩野 智恵	
	森下 覚	
3号委員 (町長が必要と認める者)	◎ 石坂 知子	

◎会長 ○副会長

(敬称略)

7 三芳町男女共同参画推進会議要綱

平成14年7月30日

告示第96号

改正 平成20年2月25日告示第31号

平成22年3月30日告示第74号

平成23年3月30日告示第67号

令和2年3月31日告示第78号

(目的及び設置)

第1条 三芳町における男女平等の推進及び男女共同参画社会の形成の促進並びに性の多様性を尊重し、個性を認め合う社会の実現に資するとともに、町民と一体となってさまざまな施策を積極的に推進することを目的として、三芳町男女共同参画等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項について調査研究し、その成果を町長に提言する。

- (1) 男女平等の推進及び男女共同参画社会の形成の促進に関する町の施策の推進に関すること。
- (2) 三芳町男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 性の多様性の尊重に関する町の施策の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内関係団体等の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第7条 推進会議は、専門的事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 推進会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議及び専門部会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第31号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第74号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第67号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第78号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

8 三芳町男女共同参画推進会議委員名簿

策定時委員 (平成26・27年度 第7期) 五十音順

氏 名	備 考	氏 名	備 考
笠間 紀子	一般公募	富澤 喜代美	一般公募
○ 神奈川 三樹江	一般公募	豊留 エチ子	一般公募
齊藤 富美江	一般公募	濱砂 豊子	一般公募
酒井 妙子	一般公募	山崎 和美	一般公募
志村 美代子	一般公募	◎ 横山 八重子	一般公募
○ 高橋 昌子	一般公募	渡邊 好子	一般公募

見直し時委員 (平成30・令和元年度 第9期) 五十音順

氏 名	備 考	氏 名	備 考
笠間 紀子	一般公募	濱砂 豊子	一般公募
○ 齊藤 富美江	一般公募	平島 よし子	一般公募
○ 志村 美代子	一般公募	◎ 山崎 和美	一般公募
竹島 美香子	一般公募	横山 八重子	一般公募
千葉 道子	一般公募	渡邊 好子	一般公募
富澤 喜代美	一般公募		

◎会長 ○副会長

9 三芳町男女共同参画基本計画策定部会委員名簿

第3次三芳町男女共同参画基本計画策定に当たり、三芳町男女共同参画推進会議設置要綱第7条に基づいた三芳町男女共同参画推進会議専門部会として「三芳町男女共同参画基本計画策定部会」を設置しました。

五十音順

氏 名	備 考
神奈川 三樹江	三芳町男女共同参画推進会議副会長
齊藤 富美江	三芳町男女共同参画推進会議委員
酒井 妙子	三芳町男女共同参画推進会議委員
志村 美代子	三芳町男女共同参画推進会議委員
高橋 昌子	三芳町男女共同参画推進会議副会長
冨澤 喜代美	三芳町男女共同参画推進会議委員
濱砂 豊子	三芳町男女共同参画推進会議委員
横山 八重子	三芳町男女共同参画推進会議会長

10 三芳町男女共同参画推進会議提言書

三芳町男女共同参画推進会議では任期最終年度に男女共同参画社会実現に向けた提言書を町へ提出しています。

提言書(平成24・25年度)

三芳町男女共同参画推進会議は、男女平等の推進と男女共同参画社会の形成等総合的な施策に関することなどをまとめ、活動の報告と共に、委員任期最終時の2年目に町長へ提言書を提出することになっております。

平成24・25年度のまとめとして、過去10年間5回提出した提言書の総括をし、見えてきた課題を中心に下記のとおり提言します。

1. これまでの提言書について総括

これまで提出した内容を5つの項目に分け、項目ごとに総括し、成果と課題を検討した。

項目1 政策決定の場に女性の登用を進める

管理職への登用や、審議会・委員会等へ女性の登用はそれなりに意識されつつあるが、まだ参画している分野は少なく意見の反映は不十分と思われる。なぜ地方行政の政策決定の場に女性の視点が必要なのか、なぜ、参画が進まないのかそのネックとなるものを把握し、女性の登用が進みやすいよう環境を整備する必要がある。

項目2 啓発事業を行う

年2回のセミナーだけでなく、他団体が行うイベントに積極的に参加するなどアピールする場が増えてきた。(協働のまちづくりフェスタや福祉まつりに参加、民生児童委員に対して説明の機会を持った。)しかし、主に住民サイドに対して行っており、今後は企業などにも、啓発できる視点が必要なのではないか。

項目3 情報の提供

情報誌「まなざし」は年1回、これまでに12回発行した。また、広報にも年1回男女共同参画の特集ページがある。これは全戸配布ということもあり読まれている。しかし年1回という制約から、掲載内容に限りがあるのが実情である。役場4階の「情報資料コーナー」に資料を設置しているが、住民に対してコーナーの周知もされておらず、その役割を果たしていないように思われる。住民に日常的に見てもらえる工夫をすることが求められている。また、6月に役場で行われているパネル展も、土・日や夜間にも見ってもらうことができる施設(公民館等)での展示を検討する必要がある。そしてこれからは、ホームページの活用も必要と思われる。

項目4 行政における意識改革を行う

「みよし男女共同参画プラン」の中間点での総括が終わり、最終年度27年に向けて進められている。次期新プランの作成にあたっては、提言書の意見や課題をどう反映させていくか、各課から常に男女共同参画の視点にたった幅広い意見の集約がなされているか検討する必要がある。

項目5 社会的支援を進める

当町では、各種イベントなどで保育や手話・要約筆記などは配慮されている。また、子育て家庭に対しては保育所の開設やファミリーサポートセンター、子育て支援センター等が設置されている。しかし、まだ三芳町が他市に比べて子育てしやすい町とはいえない状況にある。これからますます進んでいく、高齢化に対する対応についても考えていくことが急がれている。子どもや高齢者を見守るには、地域における繋がりが今以上に必要となる。安心・安全な地域づくりには、地域防災計画の中にも多様なニーズに柔軟に対応していくことが求められる。

2. これからのこと

成果と課題を総括したことにより、行政と推進会議が重点的に取り組まねばならないことが浮き彫りになった。

(1) 行政として取り組んでもらいたいこと

- ① 政策決定の場に女性が複数参画できるようにすること。管理職になる女性が少なく、今後のことを考えると裾野が広がっているとはいえないように思う。どこに問題があるのか検証し、その内容を具体的に出し、無くす努力をしていただきたい。その検証にあたっては、仕事の進め方、役割分担、残業、上司の感覚、職員意識など、具体的に見ていく必要があると考える。
- ② いろいろな審議会メンバーに、女性の登用を進めていただきたい。各方面で活躍している女性を発掘することも必要なことと思う。
- ③ 『みよし男女共同参画プラン』、『提言書』の内容について、町民・地域・行政が横の繋がりを持ちつつ進めていただきたい。

(2) 推進会議として取り組むこと

- ① 「男女共同参画」がなぜ必要か？知っているようで知らないことがある。常に学習していくことが大切なことと思う。
- ② 「男女共同参画」という堅いイメージをより優しい言葉で表現できるようにしていきたい。
- ③ ターゲットを絞ったり、いろいろなところと連携し、活動の場を広げていきたい。
- ④ 「男女共同参画」に関する情報提供の場を増やしていきたい。“まなざし”や“しおり”だけでなく簡単なパンフレットを作ることも必要と思う。まなざしの発行回数を増やすことは難しくても、いろいろな情報を知らせる方法としてホームページや掲示板の活用が可能か等工夫を凝らしていくことも必要と思われる。
- ⑤ 情報コーナーを身近なところに設置していきたい。例えば、役場1階エントランスや、藤久保公民館竹間沢公民館、各種集会所などの活用を考えたい。

最後に、活動していくには行政と推進会議が一緒になって企画立案していくことも重要です。お互いの立場を尊重しながら、今後進めていければと考えております。

平成26年3月27日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町男女共同参画推進会議
会長 齊藤 富美江

提言書（平成28・29年度）

三芳町男女共同参画推進会議は、男女平等の推進と男女共同参画社会の形成等総合的な施策に関することなどをまとめ、活動の報告とともに、委員任期最終時の2年目に町長に提言書を提出することになっております。

平成28・29年度の任期を終了するにあたって、本会議の意見を提言いたします。

1 平成28・29年度の活動報告

①進捗状況

平成27年度で終了した第2次三芳町男女共同参画基本計画の評価、定着状況等を確認しながら、第3次三芳町男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の周知・定着に取り組んできた。

基本計画には幅広い課題について記述されており、より広く多くの方にこのプランを知ってもらうために、概要版と児童版を作成した。児童版は4年生以上の児童に配布し、子どもの時からこうした問題を意識するよう働きかけた。また、庁内連絡会議の設置など実行に向けて動き出している。

町民全体に男女共同参画の理念が浸透しているとはいいがたいが、少しずつ進展していくことを期待している。

国では、女性活躍推進法の施行や育児介護休業法の改正など女性の働き方に対する施策も動きがみられる。このことを踏まえ、これまで働きかけが弱かった町内事業所に対して初の試みとして、行政ではワーク・ライフ・バランスのセミナーの実施、就業支援セミナーの実施を、推進会議としては商工会との懇談を実施するなどの動きがあった。

②推進会議の取り組み

推進会議は基本計画の浸透を図るため、情報誌「まなざし」に特集を組んで掲載した。特に今回は新たにDV防止基本計画も併せて策定したため、ドメスティックバイオレンスに関するDVDの上映など、その周知も図っている。

ヒューマンフェスタでは、人権問題として平成28年度は村木厚子氏、平成29年度は増岡弘氏を招き講演会を開催した。

私たちは三芳町の動きだけでなく、広く社会の情報を得るため、平成28年度は秋田、平成29年度は苫小牧の日本女性会議や独立行政法人国立女性教育会館（ヌエック）での会議など、様々な機会をとらえて参加し、その動きを直接感じてきた。このことは自身の知識向上だけでなく、当町の活動に広い視野をもたらしていると考えている。

また、町の各種委員会等にも委員を選出し、男女共同参画の視点から発言している。

2 今後の課題

基本計画の進行管理表によると、平成30年度で住民や事業所にアンケートを実施し、平成31年度の間年度事業評価・見直しに向けて検討材料とすることになっている。また、男女共同参画推進条例の制定有無の検討にも着手しなければならない。

基本計画の3年目に入る30年度は、周知活動とともに、基本計画の主要課題に掲げられた7項目の事項について、具体的な取り組みも求められる。平成29年度に設置された男女共同参画推進庁内連絡会議は具体的にどのような動きがあっただろうか。課題に基づく施策の推進に同会議から男女共同参画の視点が入っているかの働きかけがあることを期待している。

①三芳町の課題

様々な課題がある中で、大きな課題は、高齢化比率の増大と、町内の交通網及び道路事情であると思われる。これらの課題については、それぞれの担当部署で取り組みがなされているが、その取り組みを推進するに当たって、女性、高齢者、障がい者、その他それぞれの立場における弱者の意見が十分把握されているだろうか。

政策決定の場における女性比率をみると、第1回目の提言書で掲げられた、「2010年までに30%」（その後の目標値は2015年までに30%）にも届かず、十分に反映されているとはいえない。一方で行政の女性管理職の登用状況を見ると微増してきている。今後も多様な人たちの意見にも目を向けられるような人材登用を望んでいる。

②町の活性化について

人口が伸び悩んでいる当町の活性化を図るには、どのような対策が必要になるだろうか。都会に近く、緑も残っている三芳町が本当に住みよい町として、町民が認めてこそ、外部からも認められ人口の流入が期待できる。年々増大する高齢者が男女ともに元気に活動し、支えられるだけでなく支える側にもまわり、いきいきと暮らせる町であることが重要と思われる。

そのためには、高齢者が自由に町内を移動できるよう、交通網と道路整備が図られなくてはならない。加えて親たちが安心して子育てできる環境整備も重要なことである。

③DV対策

一方で見えない課題としてDV問題がある。個人的な問題として片付けられがちなことであるが、当町でも発生している問題でもあり、被害者の多くは女性である。この問題は子どもにとってもよいことではない。

こうした相談に適切に対応できる体制が求められている。

④推進会議と町の協働

男女共同参画推進会議としても、当会議の役割を考えつつ、行政と密接に連携し、必要な意見交換をしていきたいと考えている。

貴職におかれても、男女共同参画社会形成の意義、重要性を十分認識され、基本計画に掲げられた各種施策の実行を図るよう提言する。

平成30年3月28日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町男女共同参画推進会議
会長 高橋 昌子

11 第3次三芳町男女共同参画基本計画策定の経過

	三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会	三芳町男女共同参画推進会議	男女共同参画基本計画策定部会	庁内関係部署
平成27年 4月10日		○ 第1回定例会 ・ 男女共同参画基本計画策定部会委員選出		
4月30日			○ 第1回男女共同参画基本計画策定部会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討	
5月8日		○ 第2回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討		
5月11日)				○ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)ヒアリング
6月12日		○ 第3回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討		
6月17日	○ 第1回三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会 ・ 第2次三芳町男女共同参画基本計画進捗状況について ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討			
6月27日		○ 三芳町男女共同参画ワークショップ開催		
7月6日			○ 第2回男女共同参画基本計画策定部会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討	
7月10日		○ 第4回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討		
7月14日)				○ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)ヒアリング
7月27日			○ 第3回男女共同参画基本計画策定部会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討	
8月7日		○ 第5回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討		
8月30日)				○ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)ヒアリング
8月31日			○ 第4回男女共同参画基本計画策定部会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討	
9月11日		○ 第6回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討		
9月29日	○ 第2回三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討			
10月2日		○ 第7回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討		
10月8日			○ 第5回男女共同参画基本計画策定部会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討	
10月26日				○ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)説明及びヒアリング

	三芳町男女共同参画基本計画 策定懇話会	三芳町男女共同参画推進会議	男女共同参画基本計画策定部会	庁内関係部署
11月13日		○ 第8回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画(案)検討		
11月30日 ～ 12月31日				○ パブリック・コメント実施 ・ 提出された意見数:0件
平成28年 1月8日		○ 第10回定例会 ・ パブリック・コメント結果報告		
1月15日	○ 第3回三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会 ・ パブリック・コメント結果報告 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画承認			

12 第3次三芳町男女共同参画基本計画見直しの経過

	三芳町男女共同参画推進会議	男女共同参画条例検討部会	庁内関係部署
平成30年 3月20日		○ 第3回条例検討部会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画の見直しについて ・ 住民意識調査結果について	
令和元年 5月10日	○ 第2回定例会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画の見直しについて ・ 事業所アンケート調査について		
6月14日	○ 第3回定例会 ・ 事業所アンケート調査(案)について		
7月12日	○ 第4回定例会 ・ 事業所アンケート調査(案)について		
7月17日		○ 第5回条例検討部会 ・ 事業所アンケート調査(案)について ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画の進捗状況調査結果について	
8月29日			○ 事業所アンケート調査開始
9月18日		○ 第6回条例検討部会 ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画の見直し(案)検討	
9月20日			○ 事業所アンケート調査回答終了
11月20日		○ 第7回条例検討部会 ・ 事業所アンケート調査結果について ・ 第3次三芳町男女共同参画基本計画の見直し(案)検討	
12月24日 ～令和元年 1月10日			○ 第3次三芳町男女共同参画基本計画の見直し(案)ヒアリング
2月20日 ～ 3月19日			○ パブリック・コメント実施 ・ 提出された意見数:0件

13 関連年表

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き	町の動き
昭和20年 (1945年)	○ 「国連憲章」採択	○ 「衆院法」改正(成年女子に参政権)		
昭和21年 (1946年)	○ 国連「婦人の地位委員会」設置	○ 戦後初の総選挙(女性の選挙権が行使され、女性国会議員39名誕生)		
昭和22年 (1947年)		○ 「日本国憲法」施行 ○ 「民法」改正(家制度廃止)		
昭和23年 (1948年)	○ 第3回国連総会「世界人権宣言」採択			
昭和42年 (1967年)	○ 第22回国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
昭和50年 (1975年)	○ 国際婦人年 ○ 国際婦人年世界会議(メキシコ)「世界行動計画」採択	○ 総理府「婦人問題企画推進本部」発足 ○ 総理府「婦人問題担当室」設置		
昭和51年 (1976年)	○ 1976年から1985年までを「国連婦人の10年」とした	○ 「民法」一部改正(離婚後の氏の選択自由)	○ 生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事配置	
昭和52年 (1977年)		○ 「国内行動計画」策定 ○ 国立婦人教育会館(嵐山町)開館	○ 企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○ 婦人問題庁内連絡会議設置 ○ 埼玉婦人問題会議発足	
昭和53年 (1978年)			○ 第1回埼玉県婦人問題協議会開催	
昭和54年 (1979年)	○ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		○ 県民部に婦人問題企画室長設置	
昭和55年 (1980年)	○ 「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「女子差別撤廃条約」署名	○ 「民法」一部改正(配偶者法定相続分1/3→1/2)	○ 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ○ 県民部に婦人対策課設置 ○ 婦人関係行政推進会議設置	
昭和56年 (1981年)	○ ILO第156号条約採択(男女労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
昭和58年 (1983年)				○ 「児童課」に「婦人児童係」を設置
昭和59年 (1984年)		○ 「国籍法」及び「戸籍法」一部改正(父系主義から父母両系主義へ)	○ 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	○ 児童課の事務分掌に「婦人の地位向上に関すること」を位置づけ ○ 「三芳町婦人に関する意識調査」実施
昭和60年 (1985年)	○ 「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)「ナイロビ将来戦略」採択 ○ NGOフォーラム開催	○ 「女子差別撤廃条約」批准 ○ 「男女雇用機会均等法」成立 ○ 「労働基準法」一部改正	○ ナイロビ会議・NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加	○ 報告書「三芳町の女性」発行
昭和61年 (1986年)			○ 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
昭和62年 (1987年)		○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○ 「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更	○ 「ミズ・トゥモロー」学習室を開設 ○ 「児童課」を「婦人児童課」に改称
平成元年 (1989年)		○ 「法令」改正(婚姻、親子関係における男性優位規定の改正)		
平成2年 (1990年)	○ 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)		○ 「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ○ 埼玉県県民活動総合センターの開館(伊奈町)	○ 婦人児童課に婦人担当窓口(婦人係)を設置 ○ 第2回「三芳町婦人に関する意識調査」実施
平成3年 (1991年)		○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○ 育児休業法成立(施行は平成4年)	○ 「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更	
平成4年 (1992年)		○ 初の婦人問題担当大臣設置		○ 「三芳町女性行動計画-男女平等社会の確立を目指して-」策定 ○ 「婦人児童課」を「女性児童課」に改称

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	町の動き
平成5年 (1993年)	○ 世界人権会議 (ウィーン) ○ 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択 (国連総会)	○ パートタイム労働法成立	○ 「埼玉女性の歩み」発行	
平成6年 (1994年)	○ ILO第175号条約 (パートタイム労働に関する) 採択 (ILO総会) ○ 国際人口・開発会議開催 (カイロ)	○ 総理府男女共同参画室発足 ○ 内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	○ 「1994彩の国の女性」発行	
平成7年 (1995年)	○ 社会開発サミット開催 (コペンハーゲン) ○ 第4回国連世界女性会議開催 (北京) 「行動綱領」「北京宣言」の採択	○ 育児・介護休業法成立 ○ ILO第156号条約批准	○ 「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
平成8年 (1996年)		○ 「男女共同参画2000年プラン」策定	○ 「世界女性みらい会議」開催	
平成9年 (1997年)		○ 労働基準法一部改正 (女子保護規定の廃止等: 施行は平成11年) ○ 男女雇用機会均等法一部改正 (セクハラについての事業主配慮義務を規定: 一部を除き平成11年施行)	○ 県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○ 女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ○ 女性センター (仮称) 基本構想策定	○ 女性セミナー10周年記念講演会開催
平成10年 (1998年)			○ 女性センター (仮称) 基本計画策定	○ 「共に生きる女と男のセミナー」開催
平成11年 (1999年)	○ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 ○ ILO第182号条約 (最悪の状態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約) 採択	○ 男女共同参画社会基本法成立 ○ 児童買春・児童ポルノ禁止法成立	○ 女性問題協議会: 男女共同参画推進条例 (仮称) 答申	○ 「三芳町男女平等に関する住民意識調査」実施
平成12年 (2000年)	○ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	○ 「男女共同参画基本計画」策定 ○ ストーカー規制法成立 ○ 「介護保険法」施行	○ 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ○ 苦情処理機関の設置	○ 「みよしまち 女と男の共同参画プラン」策定 ○ 町制30周年記念「女性議会」開催 ○ 男女共同に関する担当係を「企画財政課政策推進係」に移管
平成13年 (2001年)		○ 内閣府に男女共同参画局設置 ○ 男女共同参画会議設置 ○ 「DV防止法」施行	○ 「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更	
平成14年 (2002年)			○ 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ○ 埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま) 開設	○ 「三芳町男女共同参画推進会議」発足 ○ 「女性相談 (フェミニスト・カウンセリング)」開設
平成15年 (2003年)		○ 「次世代育成支援対策推進法」成立		○ 男女共同参画情報誌「まなごし」創刊 (年1回発行)
平成16年 (2004年)		○ 「DV防止法」一部改正 (保護命令の拡大や被害者の自立支援の明確化)	○ 女性チャレンジ支援事業開始	○ 三芳町男女共同参画推進会議より「提言書」提出
平成17年 (2005年)	○ 第49回国連婦人の地位委員会 (北京+10) 開催 (ニューヨーク)	○ 「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定 ○ 「育児・介護休業法」等の一部改正 (環境の整備について所要の措置)		
平成18年 (2006年)		○ 「男女雇用機会均等法」一部改正 (男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等: 施行は平成19年)	○ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	○ 三芳町男女共同参画推進会議より「提言書」提出 ○ 「企画財政課」に「人権推進係」を設置 ○ 三芳町男女平等に関する意識調査実施 ○ 「みよし男女共同参画プラン」策定 (第2次三芳町男女共同参画基本計画) に関するパブリック・コメントの実施
平成19年 (2007年)	○ 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合 (ニューデリー) 「ニューデリー閣僚共同コミニケ」採択	○ 「DV防止法」一部改正 (保護命令制度の拡充等) ○ 「男女雇用機会均等法」一部改正 (性別による差別禁止の範囲の拡大等) ○ 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○ 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の一部見直し	○ 「みよし男女共同参画プラン」策定 (第2次三芳町男女共同参画基本計画) 策定

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	町の動き
平成20年 (2008年)		○ 女性の参画加速プログラム決定	○ 女性キャリアセンター開設	○ 男女共同参画に関する担当を「総務課人権推進係」に移管 ○ 三芳町男女共同参画推進会議より「提言書」提出
平成21年 (2009年)		○ 女子差別撤廃委員会の総括所見公表	○ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第2次)策定	
平成22年 (2010年)	○ 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)	○ 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○ 女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	○ 三芳町男女共同参画推進会議より「提言書」提出
平成24年 (2012年)	○ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	○ 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	○ 産業労働部ウーマノミクス課設置 ○ 女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ○ 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第3次)策定 ○ 埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	○ 「みよし男女共同参画プラン」(第2次三芳町男女共同参画基本計画)進捗状況調査 ○ 三芳町男女共同参画推進会議より「提言書」提出
平成25年 (2013年)		○ 「DV防止法」一部改正(適用対象の拡大) ○ 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定		
平成26年 (2014年)	○ 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択			○ 三芳町男女共同参画推進会議より「提言書」提出
平成27年 (2015年)	○ 第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合	○ 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行 ○ 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		○ 「みよし男女共同参画プラン」(第2次三芳町男女共同参画基本計画)進捗状況調査 ○ 男女共同参画に関する住民意識調査 ○ 三芳町男女共同参画ワークショップ開催 ○ 「みよし男女共同参画プラン」策定(第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画)に関するパブリック・コメントの実施
平成28年 (2016年)				○ 三芳町男女共同参画推進会議より「提言書」提出
平成29年 (2017年)			○ 「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29年度～平成33年度)」策定 ○ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第4次)策定	
平成30年 (2018年)		○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立、施行		○ 男女共同参画に関する住民意識調査 ○ 「みよし男女共同参画プラン」(第3次三芳町男女共同参画基本計画)進捗状況調査
令和元年 (2019年)		○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		○ 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

14 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い
、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮す
ることができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題
となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位
置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと
が重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関す
る取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を
制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社
会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな
る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成
を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もっ
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う
べき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供
することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊
重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限
り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に
共同して参画する機会が確保されることを旨として、
行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家
族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活
動以外の活動を行うことができるようにすることを
旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に
おける取組と密接な関係を有していることにかんが
み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行
われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」
という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。
) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八條 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第一百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

15 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正 令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴

力を受けた者をいう。

3 この法律という「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に 응ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の

団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止する

ための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶

者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされるこ

とを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による

命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当

該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命

令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十

八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並び

に被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、

「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十六年法律第六十四号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十九年法律第百十三号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成二十五年法律第七十二号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 [平成二十六年法律第二十八号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規

定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並び
に次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条
第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の
次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条
の五の改正規定 令和五年四月一日

みよし男女共同参画プラン

第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画

～ 思いやりと 自分らしさを 大切にするまち 三芳 ～

発行年月：平成28年3月
令和 2年3月見直し

発行：埼玉県三芳町

編集：三芳町 総務課
〒354-8555
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1